

会 報

第45号

国立大学協会

昭和44年8月

会 報

(第 45 号)

目 次

大学という組織	柳 川 昇	(1)
大自然の摂理と人間	妻 木 徳 一	(5)

A 事業報告

1. 諸会議議事要録	(9)	(24) 第7常置委員会 (44.5.30)	(50)
(1) 理事会(44.5.9)	(9)	(25) 第7常置委員会 (44.6.23)	(51)
(2) 理事会 (44.6.23)	(12)	(26) 第7常置委員会 (44.6.25)	(52)
(3) 理事会、大学運営協議会合同会議 (44.6.23)	(15)	(27) 図書館特別委員会(44.5.8)	(52)
(4) 新理事会 (44.6.24)	(16)	(28) 教養課程に関する特別委員会 (44.5.7)	(53)
(5) 常務理事会 (44.6.26)	(17)	(29) 第5回入試期特別委員会(44.5.8)	(55)
(6) 第43回総会(第1日) (44.6.24)	(19)	(30) 第6回入試期特別委員会 (44.6.23)	(58)
(7) 第43回総会(第2日) (44.6.25)	(28)	(31) 第5回大学問題研究部会(44.5.9)	(60)
(8) 第11回事務連絡会議 (44.6.27)	(31)	(32) 第6回大学問題研究部会 (44.5.26)	(62)
(9) 第1常置委員会 (44.6.23)	(36)	(33) 第7回大学問題研究部会 (44.6.13)	(64)
(10) 第1常置委員会 (44.6.25)	(37)	(34) 特別会計制度協議会 (44.5.19)	(65)
(11) 第2常置委員会 (44.5.8)	(37)	2. 諸会合 (昭和44年5月~44年6月)	(66)
(12) 第2常置委員会 (44.6.23)	(38)	3. 第43回総会国立大学協会事業報告	(67)
(13) 第2常置委員会 (44.6.25)	(39)		
(14) 第3常置委員会 (44.5.7)	(40)		
(15) 第3常置委員会 (44.6.23)	(41)		
(16) 第3常置委員会 (44.6.25)	(42)		
(17) 第4常置委員会 (44.5.31)	(43)		
(18) 第4常置委員会 (44.6.25)	(44)		
(19) 第5常置委員会 (44.6.23)	(45)		
(20) 第5常置委員会 (44.6.25)	(46)		
(21) 第6常置委員会 (44.5.19)	(47)		
(22) 第6常置委員会 (44.6.23)	(48)		
(23) 第6常置委員会 (44.6.25)	(49)		

B 会長談話

会長談話 (44.6.25)	(71)
----------------	------

C 資料

1. 大学院問題に関する第一次アンケート の回答とその問題点 (未定稿)	(72)
2. 学部設置基準要項についてのアンケー ト回答 (第7常置委員会)	(87)

- 3. 大学の運営に関する臨時措置法案……(90)
- 4. 大学運営協議会地区選出委員の輪番制
等について……(95)
- 5. 大学問題に関する資料（当協会所蔵の
一部）……(96)

D 役員・委員名簿

（昭和44年8月1日現在）……(99)

E その他

- 1. 学長，委員等の異動について…… (105)
- 2. 罹災大学に対する見舞について…… (105)
- 3. 寄贈図書…… (105)
- 4. 窓
 - 満州語文献……(88)
 - 雑感…… (104)
 - 大学の施設計画について…… (106)

大学という組織

柳 川 昇

一

最近大学に関する諸問題が社会の関心事となり、その再検討、さらに進んでは大学の本質論について各方面において熱意ある論議がおこなわれるにいたっている。わが国における大学の創設以来、たとえばその自治についてしばしば大学問題がとりあげられ、その成果は今日のわが国大学制度の基礎をかたちづくるのに大きな役割をはたしてきたが、今日の問題は大学に関する基本的な問題をその対象としている点において恐らく画期的なものといえる。したがってまたその解決は急速を要しながらも根本的である必要がある。それは今後のわが国における学問研究とそれを基礎とする教育を左右する力をもつからである。

ここに「大学という組織」と題した小文をとりあげたのも、直接に大学問題についての個人的な考え方を述べるまえに、考慮の基礎となる基礎的な問題の一つを一般的にのべることによって、その一助ともなればと考えたからにほかならない。

二

大学もまた組織の一形態である。したがって、一般的に組織ならびにその発展にともなってあらわれる内包的な、あるいは現象的な問題の例外ではない。そこでまず1、2の組織についての問題を考えてみよう。

組織の発展に関連して、最近しばしば組織人なることばが使われている。組織人とは、組織を構成する人間を意味するのであるが、これを組織人なる特別のことばをもつてよぶゆえんは、組織の発展にともなって、これを構成する人間のありかたに変化があらわれ、とくに組織が完備するにともない、ある段階にいたるとともにこれを構成する人間の活動に規格化的な傾向が極めて濃厚にあらわれてくることにもとづいている。したがって、組織人とは、単的にいえば、このような段階の組織を構成し、くりかえし同種の作業乃至仕事をくりかえしている人間である。

このような組織人は、組織の発展にもとづく必然的な産物であり、組織の発展はこの組織人の成立によって可能となったといえる。組織とは、なんらかの人間活動を、より効果的に乃至能率的に遂行するために構成される人と物との組合わせであるが、この目的達成のために、組織もまた機械その他物的な諸手段を採用するとともに、組織を構成する人間の仕事の能率向上をはかるために専門化、一般的には分業と協業の原理の採用、をすすめるをえない。ここにすでに組織を構成する人間の仕事の規格化の傾向があらわれてくる。この傾向はますます進展するのであるが、とくにこの傾向が明確にあらわれてくるのは工場における労働者の作業であり、ここにおいては、極端には、労働者の作業

は限られた部分作業のくりかえしとなってあらわれてくる。しかしながら、この傾向は一般の事務的作業の分野においても全く同様であり、比較的例外と考えられる大学という組織もまた多かれ少なかれこの変化の中にある。その事務についてのみならず、研究組織あるいは教育組織について、何れもこの波の上であり、今日における問題が不可避であるゆえんもまたここにあるといえよう。

三

以上のべたように、組織人は組織がより能率的な成果をあげるためにつくりあげた人間の型なのであり、したがって組織が社会的にその存在の理由を示すためには不可欠の存在なのである。なぜならば、組織人の成立によってはじめて組織はより効率的な社会的使命を達成することができるからである。

ところが、このように社会的使命をもって成立した組織人も、その成立とともに漸次消極的な側面を露呈してくる。まず組織人は特定の組織内において一定の地位をもち、それに相応する報酬を受け、同時にまた彼の組織外における社会的評価もしばしばこれにもとづいて決定されるが故に、彼は組織内での自己の地位の保持に強い関心をもつにいたり、その結果組織の改善と向上に無関心となるのみならず、むしろこれに反発するにいたるのである。なぜならば、組織の改善は必然に彼の組織内での仕事と地位とに影響をもたざるをえないからである。この意味で、組織の発展の必然的産物であり、これに不可欠の存在として協力した組織人が、この段階にいたるとともに、かえって組織の発展にとって制約的な存在となるにいたるのである。

さらに組織人のもつ特質として看過してならないことは、彼はしばしば自己錯覚におちいることがあるということである。彼は特定の組織にぞくしていることによつて、社会からはしばしば彼のもつ力以上の評価を受けるのが通常であり、その差は彼のぞくする組織がうける社会的評価の大なるほど大きくなる傾向がある。この差はもちろん彼の実力ではなくて、組織の力が社会的評価をうけて彼に反映しているにすぎない部分なのである。しかるに、多くの場合において、彼はこの部分をも自己の力と錯覚し、自己過信の傾向が生まれ、自己のぞくする組織を軽視し、むしろそれを利用して他の組織にたいして自己を主張することに満足感をもつようになる。ここにいたれば、彼はますます自己のぞくする組織の改善あるいは向上にたいする情熱はうすれ、むしろ現状のままに組織を放置しておくことに利益を感じずようになるのである。このことは、彼のぞくする組織がなんらかの意味において安定している場合において最も顕著にあらわれてくることはいうまでもない。たとえばいわゆる「親方日の丸」の組織体の場合の如きその適例である。

四

ここにおいて、組織人の存在は、むしろ組織にとって桎梏となり、組織の発展にとって障害的な要素とさえなるにいたるのである。もちろん、組織人は組織にとって必要な存在であることには変わりはない。組織の活動は組織人によつてのみいとなまれるのだからである。したがって、組織人は、一方においては与えられた仕事をくりかえすことによつて組織の活動に効果的に協力するのであるが、

その作業の遂行は伝来的な方法のくりかえしにすぎず、組織の発展にはなんら貢献せず、むしろ他方において組織の改善には反対し、現状維持な行動をすらすらとるにいたる傾向さえ生まれてくる。彼は組織の内部に沈黙し、従来の伝来的な作業のくりかえしに自己の存在価値をみとめるが故に、ときにあらわれてくる改善的な動きも、このくりかえしの偉大な流れに吸収されてしまい、その成果をあげうるまでにはのびないのである。

ここにおいて組織は伝統的保守的な存在と化する傾向が生まれてくる。とくにこのために社会の発展からとりのこされ、未だこの組織の活動がなんらかの意味において社会にとって必要な面をもつかぎりでは、その社会的存続は可能であるが、しかもなお漸次他の組織の活動によって凌駕され、組織の解体が日程に上るにいたることが多い。とくに、組織改善の刺激が外部的なものであるときには、これにたいする組織の自己保存力は強力にこれに抵抗し、自己優越感乃至はセクショナリズム的動向をさえあらわして、この刺激を組織の内部的要因にとりいれる気力と意志をさえ示そうとしなくなる。組織を構成するものは人と物ではあるが、組織の目的はあくまでも人間社会のあらゆる意味での向上であり、しかもこれを達成するためには組織を構成する人間が組織人として低迷するかぎりにおいては不可能なのである。

五

それならば、組織はいかにしてあたらしい生命力を獲得できるのであろうか。組織は人間によって運営される以上、人間が意識的にこの方向に働きかける以外にその方法はない。その人間とはいうまでもなく組織人である。したがって、性格的に保守的となりつつある組織人のいわば意識革命によってのみ可能であるといえる。さらに具体的にこれをみれば、組織人が組織人として一定の活動をくりかえしつつ、その活動の中からとらえた組織の改善と向上の問題を自らの問題としてとりあげ、この解決に努力することである。組織人は組織人として経験をつみ、一定の能力を蓄積すると同時に、自らを止揚するような方向を認識し、自己の課題とし、自らこの解決に努力することによってのみ可能である。したがって、彼は依然として組織人にはあるが、自らを止揚し、組織をあらたなものに構成しようと努めるかぎりにおいて非組織人たる様相を兼ねそなえるにいたるのである。さらに換言するならば、問題を彼の組織内における組織人的経験にもとづいて発見し、これを自己のものとするということ、この場合には外部的な刺激をもこれを自らのものとしてとりあげ、取捨選択をしながらその解決の主体となるということである。ここにおいて彼は組織人としてさらにまた組織にたいする批判者としてあらわれるにいたるのである。

六

さて、このように考えてくるとき、組織としての大学もまた現在にいたるまでの発展と最近における社会の変革とを考えると、一般的組織と同様に、問題を内在的なものとしてとらえ、あらたな向上に努力することに欠けていたこと、いわば保守的といえる組織の一般的動向の例外ではなかったことを認めざるをえないであろう。

ただ、この場合、大学を組織としてとらえるとき、組織人を構成するものは誰かの問題が極めて重要な意義をもってくる。彼は、理論的には組織人的存在でなければならない。換言すれば、組織を構成する者として、一定の経験をもち、問題を自らのものとしてとらえる内部的要請と能力とをもつことが必要である。いまここでこの問題の評論をするには紙面が充分ではなく、またこのような簡単な問題としてとらえることは、一面において危険性をもっている。ただ大学の構成員なる考え方については組織の観点からも十分な検討を必要とすることを述べるにとどめたい。

この意味は、組織人としての経験と能力が不足の場合にはこれを排除するというような単純な考え方は危険であるということである。大学問題を社会的発展との関連においてとらえるとき、問題の性質を理解することは、ある程度においてすべての人に可能でさえあることを否定しえない。

また、大学の組織を論ずる場合、大学の使命にかんがみて考えるとき、すべての大学が同一の目的を一般的には追いつつも、大学の内容その他の問題との関連を無視して、従来のわが国の方式のように、法律的に同一のものと規定することが大学の本来の目的を達成するための現代的な方式であるかどうかともまた考慮すべきときに来ていると考えられる。筆者は、この点については多少異論をもっている。大学の名をもってよぶものにも、この中に種々の内容と形態のものがあって、それぞれ独自の性格を発揮してこそ、それぞれの道を通して特異性のある成果を発揮しうるものであり、そしてそれこそが規格化されつつある社会の弊を是正しうる多様性のある人間をつくりうるものと信じている。たとえば国立大学を例にとってみても、東京大学を初め歴史と巨大な構造をもつものがあり、戦後の成立によるいわゆる新制大学のように異なる歴史と内容をもつ数個の組織の結合体という、少なくとも最初は機械的な結合にすぎなかった中規模のものがあり、更にはいわゆる単科大学として独自の性格において成立している小規模のものがあり、これらのものを統一的に論ずることはそれぞれの性格を抹殺することであり、社会の規格化、非人間化を促進する役割を果たすにすぎない。最近となえられる大学の組織について、大学を自由社会としてとらえる考え方、あるいは協同体としてとらえる考え方等があり、種々であるが、これらの議論も大学の一般論として考えるべきではなく、それぞれの大学の歴史、規模、内容的特質等々にもとづいてそれぞれの特質を発揮するよう考えられるべきであろう。わが国においては、大学成立以来、制度的に法律によって規定され、欧米におけると異なった歴史をもっており、この方法が歴史的に一定の役割をはたしたことは否定できない。とくにわが国の社会の後進性を脱却するため、統一的な規制の下に多くの指導者を養成した功績は没しえない。しかしながら、現下のわが国の社会の規格化的傾向を解消するためには、そしてまた深化しつつある学問の研究のためには、あらたな体制で大学がこの中心となる態勢をととのえるべきであろう。

(弘前大学長)

大自然の摂理と人間

妻 木 徳 一

このごろは何となくトゲトゲしい世の中である。学園紛争も全国的にひろがり、大学内でも言論の自由、表現の自由もさることながら、自己の主張をあくまで他人に押しつけようとし、そのためには手段も選ばないというように、他人の身になって考える風潮が乏しくなってきたことは寔に残念である。権利を主張することのみ強く、責任を伴わない。要するに謙虚な心情と態度がうすれて終わっていると感ぜざるを得ない。人間が傲慢になりすぎているのである。そこで大自然の摂理がいかにか偉大で、いかにか微妙であるかを十分認識して、人間がそんなに傲慢な態度になるべきではないことを述べてみたいのである。

私は永年有機化学を専攻してきた者であるから、まず話のきっかけとして血液のことを取りあげることにする。

赤血球の赤い色素はヘモグロビンというものから成っている。このヘモグロビンはグロビンというタンパク質とヘムという部分とが結合しているものである。タンパク質は大分子のものであるが、ヘムの方は比較的簡単なものである。簡単とはいっても分子式で表わせば、 $C_{34}H_{32}O_4N_4Fe$ となり、N（窒素）を含む5員環が4個あり、それが $-CH=$ （メチン基）で連結され、中心に2価の Fe（鉄）原子が鎮座しているというもので、そう簡単とはいえないかも知れない。しかし、この程度のもは、化学構造も明らかにされ、これに関連のあるヘミンも合成され、この仕事で1930年 H. Fischer はノーベル賞を授与されたのであった。

ヘモグロビン中の鉄原子は上に述べたような化学構造のなかで興味ある性質を現わす。すなわち、この鉄原子は O_2 （酸素分子）をゆるく結合し、また容易にこれを放つ性質をもつ、それで肺に吸われた空気中の酸素分子はヘモグロビンと結合して血液の循環によりからだ中に運ばれ、それぞれの組織で酸素は放たれて酸化を行なう。ヘモグロビンは酸素の運び役をつとめ、その酸化のエネルギーでわれわれは生きているのである。

血液はいろいろ微妙な作用をいとなむが、上にのべたヘモグロビンのことだけでもまことに微妙なはたらきをしている。そしてこの仕組みは人間が考えたものではないということだけは確かである。野蛮人のからだにも血液は脈々として流れている。魚の血液にも、またもっと下等動物のユスリカの幼虫の血液にも同じヘムがその役目を果たしているのである。

赤ん坊が生まれると、お母さんのお乳からおチチが出てくる。そのおチチの中には赤ちゃんの必要とするすべての栄養素が整えられている。お母さんが考えて乳を出すのではない。自然の摂理に従ってそうなのである。

その他、われわれの消化の機能、特に肝臓の解毒、合成の作用は、われわれ合成化学者のとうてい足下にも及ばない段違いの美事なものである。

人体ばかりではない。昆虫のいもむしがやがて蛹となり、蛹の中ではいも虫の形など完全になくなって、ドロドロの粘稠な液のようなものとなり、やがて色彩も鮮かな蝶が姿も整えて出てくる。その間の化学変化の美事さは神業としか思えない。

このような例を挙げれば限りがない位である。今から約200年前に Linné によって人間は生物分類学上、動物の1種として“Homo sapiens”という学名が与えられた。それまで神の子であった人間は動物の1種とされたのである。その後、100年近くたって Charles Darwin は進化論をととなえ、種の起源 (Theory of the origin of species) の論文を刊行した (1859年)。

昔は人類はもちろんのこと、今見るような稍高等な生物はこの地球上に全然生存していなかった。はじめは今のバクテリアのような下等な生物だけであったが、それが数億年の生物史が経た間に進化に進化を重ね、突然変異に突然変異を繰り返し、自然淘汰、適者生存のふるいにかけられて現在の種々の生物相ができ、最も高等な Homo sapiens にまでも進化したというのである。なお、ダーウィンは種の起源から更に突込んで下等生物の根元がどうしてできたか、すなわち生命の起源については触れることを避けた。当時の科学の進歩の程度から見て当然とも思われる。今日では生命の起原についても数々の実験的データが与えられ、生命発現に至る経過がかなりの程度まで打ち出されているが、依然として尚なぞである。とにかくダーウィンの進化論およびその後の発展は科学としての立場から進められたものであることはもちろんである。人類にまで進化した間には、神のおぼしめもないし、作品に対する神の指導精神もない。ただ、ほったらかしておいたら数億年の長年月の間に進化の進んだ人類にまでなったというのである。Julian, S. Huxley (1887~) は生物ばかりでなく、無生物をも含めて、この大宇宙に進化の基本法則があるとなえている。

ここで、大自然そのものを神とみるか。大自然を創り給うた神を考えるか。すなわち宗教的にどう受けとめるか。また哲学の鏡にどう写し出すか。私は今そういうことを問題にしようとは思っていない。

ただ、この大自然の摂理の微妙さに只々感嘆し、われわれの人生50年、今は平均寿命が延びているから、人生70年といってもよいが、その人生の間に得た知恵、あるいはわれわれの祖先が蓄積した数千年間の知恵というものが、大自然の摂理の偉大さ、微妙さには及ぶべくもないとつくづく感ぜずには居られないということを云いたいのである。

そして、その結果としてわれわれは謙虚な態度にならざるを得ない。世の中には傲慢な科学者もいて「今や人類は科学によって自然を征服した」などという人もいる。しかし、科学者の研究は大自然の摂理を学び、導かれ、教えられているのである。医学も、農学も、化学も、生物学も、物理学もみなそうである。原子力も、分子、原子の構造を知らされ、だんだん原子力を引き出すことを知らされたのである。原子力そのものははじめからあるのである。

なるほど人間は文化を築くことを知っている。今日人間の文化は燦然と花と咲いている。文化という言葉は終戦後特に頻繁に使われるようになった。日常の会話でも、新聞雑誌の活字にも、テレビの画面でもしばしばお目にかかる。文化国家とか、東洋文化とかレッキとしたものから、文化コタツ、文化釜、文化懐炉、文化豆に至るまで、一寸便利でシャレたものとなると、なんでも文化を冠すれば

よいらしい。文化を研究するとか、文化を語り合うというのなら、人の心を引きつけるものがあるが、「文化人の集い」などになると気持ちのよいものではない。自分以外はいかにも非文化人でもあるかのような独善的なひびきがあって、そんな集いにはとても出る気にはならない。

さて、文化は culture, Kultur などの外国の言葉からもわかるように「耕す」ということから由来したものであるが、文化とは何ぞやと聞きなかってその定義を聞かれるとなかなかむずかしく、またそれは時代と共に変化して来ているようである。何れにしても人類学から生まれた言葉で、「文化とは人類の理想を実現しようとする人間生活の過程において、学習によって習得したものの全体である。」言いかえれば、本能的、遺伝的な能力、習性を除外したものである。

別府の高崎山に猿の集団が生活しているが、そこに文化があるだろうか。彼等は本能的行動をしているだけである。猿は30数種の言葉を使うと言われるが、それらは感情を現わす発声ともいうべきもので、九州の猿も、東北の猿も同じ言葉で、方言というものがないという。つまり学習によって得た能力とはいえないものであろう。猿は自転車を運転することができる。ただし、その自転車は人間が製作して与えてやらねばならぬ。嵐の日に高い木の上でバランスを取ることなど、人間より猿の方が本能的に運動神経が発達している。自転車のバランスもこの調子でうまくやるのであろう。また、ナイフやフォークを使って食事をする猿もいる。結局猿の文化はあつたとしても、量において、質において、人間の文化と較べて問題にならないほど低いものである。

文化はわれわれ人類のみが語り合うことのできるものである。宗教、芸術、科学、技術、道徳、経済、法律などみな文化の産物である。このうち、主観的、人格的、内面的なもので、宗教、芸術（書道、絵画、彫刻、工芸、文芸、音楽、演劇、舞踊）、道徳などを狭い意味の「文化」という。科学、技術、経済など客観的、非人格的なものを含ませて広い意味の「文化」という。前者は伝波しにくく、民族文化、国民文化、郷土文化となりやすく、後者は国際的に伝波しやすく、文明 Civilization に通ずるものである。

特に近頃は科学技術の進歩は目ざましく、ロケット、原子力船、カラーテレビ、コンピューターと新しいものが作られ、月をまわって人間が旅行し、いわゆる space age（宇宙時代）に入ったといわれている。すなわち、太陽系に属する惑星の占むる空間の時代に入ったのである。（日本語では univers または cosmos; space を区別せず、いずれも宇宙といっている。小供の漫画では恒星を含めた宇宙時代になっている。）

ところで、この文化を創り出す根元は何か。それは人間の脳である。大脳皮質こそは精神活動、思考活動をする精神的生命の本部である。

自転車は人間より速く走る。しかし、これは人間が組立てて作ったものである。機関車は人間より力が強く客車でも貨車でも何台でも引っ張って走る。しかし、これも人間が頭で考え作り上げたものである。コンピューターは人間より速く計算することができるし、われわれ人間が解くことのできない問題も解いてくれる。しかし、これも人間が作ったものである。何も自転車や電子計算機に頭を下げる必要はない。

燦然と花開いた今日の科学技術も、大脳皮質によって考え、創り出したものである。そして確実に

言えることは、この大脳皮質は大自然の摂理によって創り出されたもので、人間が作ったものではないということである。

大脳皮質には140億以上の細胞が含まれ、大学者、碩学の人といえどもまだまだその全部を使用していないと脳生理学者はいつている。なお、余裕綽々としているのである。従って人間の文化はわれわれの学習、努力によってまだまだ進歩する可能性は十分あるし、将来のビジョンは正に明るいといふべきである。

私は、基本的人権などと叫ぶのもよいが、これは人間が社会を形成した際、ぜひ必要な問題を取りあげたものであり、それも大事なことであるのはもちろんであるが、もっと基本的な大自然の摂理があることを認識して、人間は謙虚な態度をもって大局を視るべきものと思う。人命尊重をさげんでも、人は死すべきものなりという大自然の新陳代謝の摂理の方が基本的なものである。

最後に述べたいことは、長年月自然淘汰の中で、適者として生存を続けて来た人間が、その状態からはずれた生活をするならば、適者から離れて不適者となり、人類は滅亡の方向をたどり（いずれは滅亡の運命をもっているとしても）、個人としては病気になるであろう。

なるべく従来に近い、大自然のふところにいだかれて人間は生きて行くべきであろう。技術革新の時代だからといって一日中機械の中に埋没した生活や、都会地や工業地帯の公害といわれるスモッグや亜硫酸ガスの中の生活は、人間にとって好ましい条件ではない。

われわれは、でき得るかぎり、自然の緑と太陽の光の中に生きよう、自然を自然のまま残したいものである。日本の山岳界の長老 榎 有恒*氏は「一つの木、一つの花は、個人のものであってもよいが、風光は万人のものでなければならぬ」といわれた。

自然をこよなく愛したアメリカ第26代の大統領 Theodore Roosevelt (1858~1919) は自然に対して次のような名言を残した。

“Leave it as it is……The ages have been at work on it, and man can only mar it.”

(昭和44. 6. 30)

(九州工業大学長)

* 元来 Aritsune Maki であったが国際的な人になってからは、Yūkō Maki と改名された。

A 事業報告

1. 諸会議議事要録

(1) 理事会議事要録

日時 昭和44年5月9日(金)午後2時
場所 学士会分館
出席者 奥田会長
本川, 和達各副会長
掘内, 柳川, 秋月, 加藤, 宮島, 斯波
中川, 小野, 戸田, 稻荷山, 長谷川
(代, 鈴木), 妻木, 町野各理事
小塚(第1), 太田(第4), 鎌田(第
7)各常置委員会委員長
近藤監事

奥田会長主宰の下に開会。

会長より、開会の挨拶があつて後、代理出席の鈴木教授(徳島大学)の紹介と前理事会以後の理事の異動について次のとおり報告があつた。

大学名	旧	新
広島大学	(事務取扱)	三好 稔 飯島宗一

なお、第2常置委員長として秋月群馬大学長が選ばれ、また欠員中の入試期特別委員会の委員長には、本川副会長が選任された旨の報告があつた。

次いで、丁子主事から本日の会議資料の説明があり、続いて二宮主事前回の議事要録を朗読し、承認され、議事に入った。

I 会務報告(4月2日の理事会以後の主な事項)

(1) 科学技術振興基本法(試案)について

目下衆議院科学技術振興対策特別委員会理事懇談会において検討中のこの試案については、去る4月7日科学技術行政特別委員会を開き検討した結果、関係方面に対し別紙(5)のとおり4月12日付意見書を提出した。

追認を願いたい旨述べられ承認された。

なお、詳細については後刻和達委員長から報告を願うこととした。

(2) 大学問題研究部会について

大学問題研究部会は、前理事会後2回の会合を開いて意見の交換を行ない、陣容もとのつたので、現在は当協会がさきに公表した「大学の管理運営に関する意見」や「学生問題に関する所見」等を土台にして、問題の分析に着手している。なお、本日は、去る4月30日公表された中教審答申およびこれをめぐる法制化その他の最近の一連の問題等について協議願いたい、この点については後刻お諮りしたい。

(3) 文部事務次官通達(大学内における正常な秩序の維持)について

このことについては、本月7日第3常置委員会を開いて検討したので、後刻委員長より報告を願った上、当協会としての意見等についてお諮りしたい。

(4) 大学紛争と育英会奨学金の停廃止について

このことについては、去る4月25日第4常置委員会を開いて、育英会の緒方理事長から

細かい事情について説明をきき、その対策について協議を行なった。詳細については後で委員長より報告を願うこととしたい。

II 協議事項

(1) 「中教審答申」に対する意見について

大学紛争の対策については、目下大学は勿論政府その他それぞれの立場で検討されているが、去る4月30日中教審より文部大臣に対し「当面する大学教育の課題に対応するための方策について」と題して答申をされた。

国大協としてはこの際この答申に対し、何等かの意見を発表するなり或いはまた、要望書を提出するなりして、態度を表明すべきではないかとの意見があったので、本日午前に開催した大学問題研究部会において、公表文案が別紙（会長談話）のとおりまとまった。よって本日の理事会で承認を得れば、本日夕刻新聞記者会見を行ない公表したい考えであるとその全文を朗読の上意見を求められた。討議の結果、別紙のとおり一部字句の修正があって承認された。

なお、文部大臣に対しては、「会長談話」と同文のものを要望書として提出することとし、来たる6月24日の総会にはこのことについて事後承認を求めることに理事会の了承を得た。

(2) 役員・委員等改選手続について

丁子主事より、来たる6月をもって現在の役員・委員等は任期満了となり、全面的に改選になるが、総会前後の改選手続きについては、配付資料(6)のとおり運びたいと全文を朗読の上、説明があって原案どおり異議なく了承された。

(3) 大学の代表者である常置委員会の委員候補者について

初めに、鶴田事務局長より、このことについては、先般、各大学に照会し、それぞれ所属常置委員会の希望をご回示願ったので、これを整理し、なお、それぞれの専門、大学の種別、地区等の種々の点を考慮した上、組合わせの原案を配付資料(7)のとおり作成したものである旨説明があり、これに対し意見を求められたが、異議なく原案どおり承認された。

(4) 教員委員の選任について

鶴田事務局長より、教員委員の候補については配付資料(8)のとおり各理事から推せんを願ったが、地区別、専門別、各常置委員会の担当事項等を考慮し、資料(9)の案を得た旨説明があり、原案どおり委員が選任された。

(5) 次官通達（大学内における正常な秩序の維持について）について

第3常置委員長欠席につき、代理として妻木委員（九州工業大学）から、次のとおり報告があった。

去る4月21日付をもって文部事務次官より各国公私立大学長宛に出された上記の問題については、去る5月7日第3常置委員会を開き、この通達に対し第3常置委員会なり、或いはまた、国大協なりで、何等かの態度を公表すべきではないか、と検討を行なったが、この問題については、次官通達の趣旨は別に前と変わったものとも思われず、国大協としては、警察との関係については、昨年2月「警官の学内出勤に関する警視庁の方針について」をもってお知らせしてあり、大学側としては、警察に対しては従来慣行通り対処することとし、従来通り警察と連絡をとっておれば、本質的には大きな違いはないとして、この際改めて意見は出さないこととし

た。

以上の報告があったのち、これについて2, 3の質疑応答があったが、理事会としてはこれを了承し、各大学の慣行もある故、本協会としては従来どうりの方針でゆくこととした。

(6) 大学紛争と育英会奨学金の停・廃止について

このことについては、太田第4常置委員長より次のとおり報告があった。

第4常置委員会としては、昨年末大蔵省と育英会に対し奨学生の増員と奨学金の増額を陳情したが、十分に要望も満たされず今日に至っていたところ、去る3月25日付をもって育英会から各大学に対し、紛争下における奨学金の取扱い（成績報告期限の変更、奨学金の支給時期）について通知があった。

これによれば、紛争中の大学における学生の奨学金は、紛争問題に直接参加、不参加に係わらず全般として非常に困ることになるので、去る4月25日第4常置委員会を開き、育英会の緒方理事長から詳細な事情について説明をきき、その対策について協議した。その結果、第4常置委員会としては、一部の暴力学生への措置に対する対策を強化するあまり一般奨学生に不利を及ぼすようなことは努めて避けるよう十分な教育的配慮を強く要望することとした旨報告があった。会長より、本件は理事会に諮って処理すべきであったが、森戸会長の都合で昨8日会長委員長が森戸会長を訪ね申し入れ(別紙朗読)をしたので事後承認を願いたい旨諮られ、異議なく承認された。

(7) 科学技術振興基本法(試案)について

和達科学技術行政特別委員会委員長より次のとおり報告があった。

このことについては、去る4月7日科学技術行政特別委員会を開いて検討した結果、本日既に会長より会務報告で報告されたとおりの関係方面に意見(44号48頁)を提出したが、その内容は、さきに本協会の総会で決定した「科学技術基本法案」に対する意見を復唱したものである。このため改めて理事会を開くまでもないと考えてこのような措置をとった旨説明があり、会長より追認を求められ、異議なく了承された。

(8) 大学改革案等に関する各大学間の連絡強化について

事務局長より、大学紛争に関連して東京大学その他各大学において、全般的或いは部分的にそれぞれ独自の立場で改革案若しくは改善案を検討されている向が多いようだが、国大協として、この際既に論議されているこれら事情を異にする各大学の意見を取りまとめて、今直ちに統一見解を出すことは殆ど不可能な実情である。よって本協会としては、相互に資料を交換して大学間の連絡強化を図り実質的に各大学共通の拠りどころが得られればとの考えから、事務局で別紙資料(12)のとおりの原案を作成(44号83頁)した旨説明があり、会長より以上説明のとおりに互いに連絡して参考にしたいので協力を願いたい旨了解を求められ、原案どおり了承された。

(9) 各委員長報告の中止について

本日は上記委員長報告の外に、第2常置委員長より、入学試験期日の繰上げに関するアンケートの結果について、また第6常置委員長より給与改善の要望書案について、入試期特別委員長よりは一期、二期の問題についての差当たりの措置についての報告をする予定であったが、時間の都合上、次回に報告するこ

ととして本日の会を閉じた。

以上をもって、午後4時に理事会を閉じ、引き続き文部省より天城事務次官および村山大学学術局長の出席を得て理事との懇談会にうつり、去る4月30日公表された中教審より文部大臣に対して答申された「当面する大学教育の課題に対応するための方策について」およびこれをめぐる法制化その他最近の大学紛争を中心として懇談し、これらの問題について自由な形で意見の交換が行なわれた。

話題になった主なる事項は大体次のようなことであった。

- (1) 紛争措置に関する立法化の問題
- (2) 紛争による休校・廃校の問題
- (3) 立法化した場合の効果について
- (4) 4月21日の次官通達「大学内における正常な秩序の維持について」と昭和25年7月の次官通達との間の基本的な相違点
理事側から前回の通達と今度のものとは本質的にちがっている点があるかとの質問に対し、文部省側から前回のは都条令との接点の関係を述べたものでありその関係は変わっておらぬ。今度のは当時全く予想しなかった激しい行動のものについて述べたものであるとの答弁があった。
- (5) 国立大学事務局長会議（主として予算関係）開催について（5月26日）
- (6) 育英奨学生の問題
- (7) 教養課程充実の問題

以上をもって懇談を終り、午後5時閉会。

(2) 理事会議事要録

日 時 昭和44年6月23日（月）午後3時

場 所 東京大学総合図書館大集会室

出席者 奥田会長

本川、和達各副会長

堀内（代、石塚）、柳川、秋月、加藤

（代、隅谷）、宮島、小野、稲荷山、井

上（代、山根）、飯島、長谷川（代、平

形）、町野各理事

小塚（第1）、太田（第4）、鎌田（第

7）各常置委員会委員長

近藤監事

奥田会長主宰のもとに開会。

会長より、本日は、明日から始まる第43回総会の運営についてお諮りしたい旨挨拶があったのち、代理出席者および前理事会以後の理事および監事の異動について、次のとおり報告があった。

代理出席者

北海道大学 石塚教授

東京大学 隅谷教授

鳥取大学 山根教授

徳島大学 平形教授

理事の異動

大学名	旧	新
東京工業大学	斯波忠夫	加藤六美（取扱）
名古屋大学	篠原卯吉	芦田 淳（取扱）
九州大学	原 俊之	問田直幹（取扱）

監事の異動

大学名	旧	新
大阪大学	岡田 実	山本 巖（取扱）

なお、図書館特別委員会では、川村前委員長に代わり、波多野お茶の水女子大学長が委員長に互選された旨報告があった。

ついで丁子主事から、本日の会議資料につい

て説明があったのち、前回議事要録を朗読し、承認され、議事に入った。

1. 会務報告

前回（5月9日の理事会）以後の主な事項について会長から次のとおり報告があった。

(1) 特別会計制度協議会について

5月19日定例の第11回特別会計制度協議会を開催し、主として昭和45年度予算編成方針について審議した。（会報44号82頁参照）

(2) 大学問題研究部会について

5月26日および6月13日に第6回および第7回の大学問題研究部会を開催し、主として「審議すべき問題点」について協議したほか「大学の運営に関する臨時措置法案」について審議した。その結果「大学の運営に関する臨時措置法案」については、国大協としては既に中教審答申が公表された段階で立法化反対の意思を表明しているが、改めてこれに関する各大学の意見ならびに学内の動き等について報告を求め、その結果によって政府ならびに国会等に働きかけることにした。

(3) 教官の待遇改善に関する要望書について

教官の待遇改善に関する要望書については、前回の理事会以後、第6常置委員会を開くことで案文を検討し、5月28日別紙のとおり要望書（会報44号52頁参照）を関係方面に提出した。なお、本件は、本来予め理事会および総会の議を経て提出すべきものであるが、人事院に対する文部省の要求や人事院勧告等との関連から、従来要望書の内容および提出時期等については予め了承を得て会長および第6常置委員会委員長に委されていたので、今回もその例に従い処理したのでご追認願いたい。

(4) 「大学運営措置法案」についての懇談会に

ついて

さる5月15日に保利官房長官、坂田文部大臣の要請により、また、6月4日には佐藤総理大臣の要請により、国大協会長両副会長、在京の役員がそれぞれ中教審の答申に基づく「大学の運営に関する臨時措置法案」の立法化の問題について懇談したが、その際われわれとしては、法案の内容および効果等に多くの疑問のあることを卒直に開陳した。ここに改めてご報告しご了解を得たい。

(5) 大学設置審議会委員候補者の推薦について
国大協推薦の大学設置審議会委員のうち、小川前東京外国語大学長が4月4日退任され、欠員が一名生じ、文部省から前例により倍数推薦を依頼してきたので、会長、副会長で協議し、太田東京医科歯科大学長と鎌田東京学芸大学長を推薦した。

2. 協議事項

(1) 第43回総会の日程について

事務局長から、6月24日および6月25の両日にわたり、国立教育会館で開催される第43回総会の日程について別紙により説明があり承認された。

(2) 理事候補者について

会長から、各地区より別紙のとおり理事候補者の報告があったので、総会に諮り選任することを了承されたい旨を述べ了承された。

(3) 各委員会委員長報告

会長から各委員会で総会へ報告する事項について伺いたい旨が述べられ、各委員長から、次のとおり報告があった。

① 第1常置委員会

小塚委員長から次のとおり報告があった。

総会では「大学院問題に関する第一次ア

ンケート」の結果がまとまったのでその状況について報告したい。

② 第2常置委員会

秋月委員長から次のとおり報告があった。

総会では、一期校、二期校の問題、とくに二期校の試験期日繰り上げ案に対する各大学の回答の結果と国立大学の入学試験を全国一斉に行なうことに関する根本的検討についてまた、内申書の問題について報告したい。

③ 第3常置委員会

井上委員長欠席につき、山根委員が委員長代理として次のとおり報告があった。

文化系サークル部室の設置およびその基準の問題、学寮の問題、卒業予定者の就職推薦時期の問題について相談の形でご報告したいがとくにサークル部室の新営に関する具体的な基準試案を各大学へ流し、意見を求めることについて総会で了承を得たい。

④ 第4常置委員会

太田委員長から次のとおり報告があった。

総会では、母子保健福祉対策としての保育所の問題、研究、教育の場における事故、災害の対策、とくに学生の事故に対する補償の問題、学寮の問題、奨学金の取扱い問題、保健管理センター増設の問題等について報告したい。

⑤ 第5常置委員会

委員長未定につき丁子主事より、総会では、留学生教育に関する本年度予算について報告がある予定である。旨の説明があった。

⑥ 第6常置委員会

委員長未定につき、第6常置委員の近藤監事から、次の報告があった。

総会では、さきに関係方面へ出した教官の待遇改善に関する要望書および昭和44年度予算ならびに昭和45年度の概算要求方針について報告したいがとくに来年度予算についての要望書は関係方面と打ち合わせ作業を進める必要があるので、例年の例に倣いその内容および提出時期等については会長および第6常置委員長に一任してもらい、各委員会でこの要望書に盛り込みたい事項があれば、本委員会へ連絡していただくようお願いしたい。

⑦ 第7常置委員会

鎌田委員長から、次のとおり報告があった。

総会では、教員養成関係学部設置基準要項制定に伴う問題点について各大学へ照会したそのアンケートの結果について報告し、また基準要項制定の要望書を出すことについて報告ならびに相談をしたい。

⑧ 入試期特別委員会

本川委員長から、次のとおり報告があった。

総会では、入試期(一期・二期の振分け)決定の具体的方策を渡辺前委員長私案について関係大学や各地区学長会議の意見をききつつ検討したが意見の一致を見ることができず、結論を得ていないのでその状況について報告したい。

⑨ 教養課程に関する特別委員会

小塚委員長から、次のとおり報告があった。

さきにアンケートした「中間報告」案に

対する各大学の回答をもとに、委員会では一般教育の改善について問題点を検討しているが、総会では今後の審議の進め方について報告したい。

⑩ 大学問題研究部会

奥田委員長から、総会では、さきほど会務報告で述べたことを報告したい。

(4) 教員委員の一部変更について

鶴田事務局長から、前回の理事会で、第3常置委員会には大阪大学の滝川春雄氏の選任をご承認願ったが、その後、滝川氏の都合が悪くなり、目下その代わりにの人をお願いしているので、その結果を待って会長から改めて教員委員をお願いするよう処理したいので、予めご了承願いたい旨を述べ承認された。

(3) 理事会、大学運営協議会合同会議議事要録

日時 昭和44年6月23日(月)午後4時

出席者 奥田会長

本川、和達各副会長

堀内(代、石塚)、柳川、秋月、加藤(代、隅谷)、宮島、小野、稲荷山、井上(代、山根)、飯島、長谷川(代、平形)、町野各理事

小塚(第1)、太田(第4)、鎌田(第7)各常置委員会委員長

近藤監事、中川、水戸部、後藤(秀)、武居、熊谷、後藤(正)各運営協議会委員

田上、武田各臨時委員、伊藤専門委員

奥田会長主宰のもとに開会。

1. 大学の運営に関する臨時措置法案について
会長から、本日は、大学の運営に関する臨時措置法案について、国大協としてとるべき態度についてご相談するため、理事会と大学運営協議会の合同会議を開催することにした。本件については、さきに大学運営協議会小委員会で各大学に対し、法案に対する意見や反対運動等学内の動きを照会し、その結果、別紙のような回答を得ており、小委員会では、さる6月13日この結果をもとに、政府ならびに国会および一般社会に対し、国大協として如何に対処すべきか協議した。ついてはこの点について本日十分ご検討願ひ、適確な結論を得て、できれば明日の総会においてその内容および対処すべき方針を協議し、国大協としての態度を明らかにし、善処することにした旨を述べられ、丁子主事から、法案に関する各大学からの回答資料について説明があった。ついで会長から、法案に関し各大学から寄せられた回答では、6月21日現在で、全学一致して反対を表明しているもの38大学、一部の学部等が反対を表明しているもの32大学であり、これらの状況をふまえて国大協として何らかの意見をこの際政府、国会および一般社会に示し訴えることが必要と思う。ついては一応会長談話の形でその案が用意してあるので、その形式、内容等ご検討願ひたい旨が述べられ、二宮主事、会長談話(案)を朗読ののち、各委員から次のような意見があった。
○ 会長談話の性格はどのようなものか、従来、種々の性格のものが会長談話の形で出されており、どの程度各大学の意見を代表するのか疑問なしとしない。とくに各大学

で意見が分かれる時、内容分析を十分にせず、会長談話の形で一つのもので出ると国大協の代表的意見ととられるおそれはないか。

○ 大学の中には種々の意見があり、平均的な意見を出すことは困難なので、意見表明をしないという考え方もあるかと思う。また、会長談話を出した場合の実効性についても議論もあると思う。しかし、諸般の事情を勘案すると何もしないということにも問題があるので、この際会長談話を出し、何らかの意思を表明する方がよいと思う。

○ 文案は修正するとしても、国大協として、この際法案立法化について会長談話を出し、意見を表明すべきである。

以上のうち、協議の結果国大協として意見を表明することに決定し、文案の検討に入り、11行目「その解決に対する大学の意欲をにぶらせるおそれさえもっている。」の部分および18行目「速やかであると同時に正しくかつ抜本的に解決されることが肝要であるとわれわれは考える。」の部分等について修正の議論があり、結局、文案の字句修正は会長に一任することとし、明日の総会にはかることが了承された。

(4) 理事会議事要録

日時 昭和44年6月24日(火)午後0時~1時
場所 国立教育会館第2特別会議室
出席者 奥田、本川、和達、柳川、秋月、加藤、小塚、宮島、増田(代、田上)、藤野、今西、中川、藤本、稲荷山、梶田、前

川、中塚、広田各理事

本日午前の総会において選ばれた新理事による理事会を、奥田理事司会の下に開会。

初めに、奥田理事より会長、副会長の任期満了に伴い、国立大学協会会則第20条により、会長1人および副会長2人の互選を行なうことにしたいが、選挙に入る前に、副会長は従来の慣例によると旧制の総合大学とその他の大学より各1人となっているが、今回はどうかと諮られたところ、今回もその含みで選挙を行なうことを了承した。

1. 会長の選出について

単記無記名により投票を行ない、出席者17名、投票数17票。

開票の結果、奥田理事が得票多数により会長に選出された。

2. 副会長の選出について

単記無記名により、旧制総合大学側とその他の大学側からそれぞれ1名づつ選出することにし、2回に分けて投票を行なった結果、次の理事が得票多数によりそれぞれ副会長に選ばれた。

第1回目 本川理事(東北大学)

第2回目 和達理事(埼玉大学)

3. 常置委員会委員(代表)候補者の確認について

5月9日の理事会で決定された原案について新理事会としての確認を行なった。

4. 監事候補者について

第43回総会で改選される監事の候補者を、下記の6名をきめ(常置委員長は明二日目に決定のため3倍を选考)うちから2名を推せんするようにしたいとの提案があり、協議の結果了承された。

- 東京地区は、東京農工大学、東京商船大学、茨城大学のうちから1名
 - その他の地区は、三重大学、山形大学、大分大学のうちから1名
- 上記の方法で、明25日開催の常置委員会で委員長互選の後の監事候補者2名の選任は会長に一任することに了承された。

(5) 常務理事会議事要録

日 時 昭和44年6月26日(木)午前10時

場 所 国立教育会館第二特別会議室

出席者 奥田会長

小塚、秋月、井上(代、細谷)、太田、
町野各常置委員長、加藤学長(東大)、
隅谷教授(東大)、田上教授(一橋大)

説明者 文部省西田審議官

奥田会長より、最近、国大協の審議がとかく遅れ勝ちで、中教審の審議が先行し、ために国大協の意見の反映が行届かない心配があるので、本日は先ず中教審の審議状況について文部省の西田審議官の説明を聞き、かつ、今後の国大協の運営等について検討願いたい旨挨拶があり、初めに西田審議官より別冊の「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」の中央教育審議会の審議状況(昭和43.11.4)を参照しながら次のような説明があった。

昭和42年7月3日に文部大臣より中央教育審議会に対し、「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」諮問があり、中教審では早速、

1. 学校教育に対する国家社会の要請と教育の

機会均等

2. 人間の発達段階と個人の能力適性に応じた効果的な教育

3. 教育費の効果的な配分と適正な負担区分の三つの観点から、おおむね

- (1) これまでの学校教育の実績の分析評価
- (2) 本審議会で改善方策を検討すべき主要な問題点の決定
- (3) 過去の問題点の解決と将来の目標達成のための基本的施策の検討

の順序で審議を進めることを原則とし、昭和43年度末までに上記(1)と(2)の審議を終了することを目途として、それぞれ次の特別委員会を設けて審議を進めた。

第21特別委員会は、学校教育を外側すなわち社会の側から分析評価することとし、その調査審議事項として

- A 国民の教育に対する需要と教育の機会
- B 社会の人材に対する需要と学校卒業生
- C 学校教育の成果に対する社会的評価
- D 地理的・経済的・社会的諸条件と教育の機会

の四項目を挙げて審議し、AおよびBは既に43年11月に中間報告を行ない、CおよびDについても審議を終え去る6月に中間報告を行なった。

第22特別委員会は、学校教育を内側すなわち制度、内容、方法等のそれ自体を評価することとし、その調査審議事項として

- A 学校制度の発展と教育理念の変遷
- B 人間の発達段階と個人の適性・能力に応じた効果的な教育の内容と方法
- C 教育条件と教育効果
- D 学校教育の役割

の四項目を挙げて審議を進め、Aは43年11月に

中間報告を行ない、Bについては審議を終え去る6月に中間報告を行ない、C、Dについては今回の中間報告には間に合わなかった。

第23特別委員会は、教育政策の支えとなる教育費について評価する。こととし、その審議事項として

- A 国民経済の発展と学校段階別教育費の増大
- B 教育費の負担区分とその進学者および学校経営への影響
- C 教育費の用途別配分の均衡
- D 教育投資の経済的、文化的効果

の四項目を挙げて審議し、AおよびBは43年11月に中間報告を行ない、CとDは今回中間報告を行なった。

以上のほか、第24特別委員会を置き、「学園における学生の地位について」審議し、3月7日に中間報告を行ない、各界の意見を徴した上、4月中にまとめて答申を行なった。

第25特別委員会を置き、初等中等教育について、先ずその社会的需要などにつき審議を進める予定である。

更に第26特別委員会を置き「大学制度のビジョン」について審議することとし、ごく大綱を年内にまとめ、これについて広く各界の意見を徴した上本年度内にその方向付けを終え中間報告をする予定である。

以上、報告のとおりであるが、その中間報告および答申は大学の教官方にもご覧いただけるようにしたい。国立大学で、大学の改革等について検討しまとめられたものも頂いて参考にしたい。

以上の説明ならびに関連して全般的な問題について質疑に入り、①教養課程と大学教育、②高校教育と教養課程、③6：3：3：4制度と

大学在学年数、④大学における専門教育と修士課程、⑤財政上から見た教育効果、⑥量的教育と質的教育、⑦教育の画一主義とその弊害等に関し質疑ならびに意見の交換があった。

(西田審議官退席)

1. 今後の審議の進め方特に委員会の運営について

会長より、過日専門委員において立案の、大学問題研究部会において「検討すべき問題点」(別紙)の今後の審議の進め方について諮られ、この問題点中の或る部分は、常置委員会の組織を強化して分担することが考えられるが、問題点の1の大学自治の本質、2の文部大臣の権限は、部会で担当し、3の人事以下の問題は各常置委員会および特別委員会で検討することとしてはどうか。なお、各大学で検討中の大学改革案なども差支えない限り、検討の参考資料としてもらい受け、現場の意見を取り入れる必要があり、かくしてまとめたものは、先に先にと発表していくことが大切である。そして時機を見計らいながら当局に申し入れることか必要であり、場合によっては、文部省関係官から中教審の審議の状況などを聞き、また大学側の考え方を述べて理解を深めることも必要である。

なお、最近学長の交替が頻繁であるため、委員会の運営上専門委員等を増員して組織陣容を強化する必要がある、また委員長がその都度出向されないこともあると思うので、主査を置いて進めるとか或いは小委員会、専門委員会を置いて問題点を整理しては親委員会に移して審議するなど、種々の意見が出され、新しい審議の進め方が提起された。

2. その他

学内機関と事務局、教官と事務職員の位置

付け、責任と処罰等の問題が話題となった。

(6) 第43回総会議事要録(第一日)

日時 昭和44年6月24日(火)午前10時

場所 国立教育会館大集会室

出席者 各国立大学長

会長から、開会の挨拶があったのち、本日オブザーバーとして出席の琉球大学の池原学長の紹介があって後代理出席について次のとおり披露があった。

北海道大学 石塚教授

室蘭工業大学 能町教授

一橋大学 田上教授

三重大学 荒井教授

神戸大学 宮下教授

鳥取大学 荒木教授

島根大学 坂本教授

徳島大学 平形教授

山口大学 福島教授

九州工業大学 岡元教授

ついで事務局から、本総会の会議資料について説明があって後会長より本総会の日程については、昨日の理事会で協議した結果別紙日程により運営することになった旨が述べられ了承された。

I 会務報告

1. 学長の交替について

会長から、前回総会以後における学長の交替について、次のとおり紹介があった。

大学名	新学長	旧学長
帯広畜産大学	大原 久友	山極 三郎

(取扱)

秋田大学	藤島 主殿	伊藤 泰一
	(取扱)	

宮城教育大学	林 竹二	金倉 円照
--------	------	-------

茨城大学	徳江 徳	二方 義
------	------	------

宇都宮大学	西山 太平	大政 正隆
	(取扱)	

千葉大学	香月 秀雄	川喜田愛郎
	(取扱)	

東京大学	加藤 一郎	加藤 一郎
		(取扱)

東京外国語大学	鐘ヶ江信光	小川 芳男
	(取扱)	

東京教育大学	宮島 竜興	三輪 光雄
	(取扱)	

東京工業大学	加藤 六美	斯波 忠夫
	(取扱)	

お茶の水女子大学	波多野完治	藤田 健治
----------	-------	-------

電気通信大学	岡田 幸雄	松村 定雄
	(取扱)	

横浜国立大学	水戸部正男	中村 康治
	(取扱)	

新潟大学	長崎 明	山内 峻呉
	(取扱)	

富山大学	後藤 秀弘	横田嘉右衛門
------	-------	--------

静岡大学	小野 勝次	渡辺 寧
------	-------	------

名古屋大学	芦田 淳	篠原 卯吉
	(取扱)	

名古屋工業大学	城戸 久	佐藤 知雄
	(取扱)	

大阪大学	山本 巖	岡田 実
	(取扱)	

大阪外国語大学	牧 祥三	金子 二郎
	(取扱)	

大阪教育大学	中村 治	小林 篤郎
	(取扱)	

神戸大学	戸田 義郎 (取扱)	八木 弘
神戸商船大学	平 勇登 (取扱)	小田 義士
和歌山大学	広橋 次郎	斎藤利三郎
岡山大学	谷口 澄夫	赤木 五郎
広島大学	飯島 宗一	川村智治郎
山口大学	田中 弘道 (取扱)	市川 禎治
九州大学	間田 直幹 (取扱)	水野 高明
長崎大学	中塚 正行	後藤 敏郎
熊本大学	忽那 将愛 (取扱)	柳本 武

2. 役員の交替について

会長から、渡辺、増田両副会長が3月末に退任され、4月から本川東北大学長、和達埼玉大学長が新たに副会長に選任された。また、理事、委員会委員長が次のとおり交替された旨披露された。

理事

東京教育大学	宮島学長事務取扱
神戸大学	戸田学長事務取扱
九州大学	間田学長事務取扱
東京大学	加藤学長
静岡大学	小野学長
広島大学	飯島学長
東京工業大学	加藤学長事務取扱
名古屋大学	芦田学長事務取扱

各委員会委員長

委員会名	新委員長	旧委員長
第1常置委員会	小塚東京芸術大学長	藤田お茶の水女子大学長
第2常置委員会	秋月群馬大学長	小川東京外国語大学長
図書館特別委員会	波多野お茶の水女子大学長	川村広島大学長

入試期特別委員会 本川東北大学長 渡辺静岡大学長

3. 前回総会以後の主な事項の報告について
会長から、それぞれ次のとおり報告があった。

(1) 会長談話、意見書等の提出について

(a) 大学紛争とその対策に関する会長談話

多くの大学の紛争に対し、政党側からこれを政治的あるいは行政的に解決することを企図して大学制度の改変を行なおうとする動きがあり、当協会としても、政党はもとより社会一般に対しても確固たる見解を表明するの必要に迫られていたので、急拠2月13日、理事会および大学運営協議会の合同会議を開き、協議した結果、当日大学紛争とその対策に関する会長談話を公表した。このことは事態が急を要し総会を開くいとまがなかったので事情ご了承の上事後承認を願いたい旨が述べられ承認された。

(b) 科学技術振興基本法(試案)に対する意見書

衆議院科学技術振興対策特別委員会において、科学技術振興基本法(試案)の検討に着手されたということで、急拠科学技術行政特別委員会を開催して同試案を検討した結果、4月12日に会長名をもって科学技術振興基本法(試案)に対する意見書を作成し、関係方面に提出した(会報44号48頁参照)これは前の科学技術基本法案に対し、すでに総会で決定した本協会の意見を復唱したものであるため、理事会でもご了承を得て総会では追認を得ることになったので、本日改めて追認を願いたい旨が述べられ承認された。

(c) 文部事務次官通達について

さる4月21日付をもって、「大学内における正常な秩序の維持について」の文部事務次官通達が各大学に出されたので、5月7日第3常置委員会を開催し、第3常置委員会または当協会としてなんらかの態度を表明することについて協議した結果、この通達は、前回の次官通達の趣旨を実質的に変更したものとは思われず、また当協会としては、警察との関係については、昨年2月「警官の学内出勤に関する警視庁の方針について」をもって各大学にお知らせしてあると同様、従来の慣行により対処することとし、本質的には従来と変わりがないために、この際改めて意見を表明しないことになった。なお、引き続き5月9日の理事会においてこのことについて協議した結果、当協会としては、この際各大学の慣行をも考慮して第3常置委員会の決定によることとしたので、この際ご報告申し上げご了承ください。

(d) 奨学金の停・廃止について日本育英会へ申し入れ

大学紛争に関する奨学金の停止・廃止の取扱いについての問題に関しては、第4常置委員会において日本育英会理事長から事情の説明をきいて検討した結果、会長と太田第4常置委員会委員長が森戸日本育英会会長と懇談し、このような措置をとる場合は事前に大学と協議されたいこと。修学的意思を有しながら大学紛争のため奨学金停止処置を受けた奨学生に対しては、なんらかの救済の方途を検討したい旨のメモを渡し申し入れを行

なった。

(e) 国立大学教官の待遇改善に関する要望書

国立大学教官の待遇改善に関しては毎年要望書を提出しているが、例年8月行なわれる人事院勧告の関係を考慮して第6常置委員会において検討した結果、5月28日「国立大学教官の待遇改善に関する要望書」を人事院その他関係方面に提出した。従来、給与改善については、人事院勧告の時期的関係と要望書の作案・提出の時期等は会長および第6常置委員会委員長に一任されていたので、この点について改めてご追認願いたい。

(2) 中教審の中間報告(草案)および答申とその立法化の問題について

(a) 中教審の中間報告(草案)について

3月7日、中教審から、「学生の地位」についての中間報告(草案)が公表されたので、当協会においても、大学問題研究部会においてこの取扱いを協議した結果、この中間報告(草案)については、文部省から直接各大学に意見を求めるとのことであったので、当協会としては、この際特に各大学の意見をとりまとめることをせず、文部省に対する意見の写を各大学から報告願うこととした。

なお、このことについては文部事務次官をはじめ文部省当局および森戸中教審会長とそれぞれ懇談し、一方的に立法化することのないよう要望するとともに意見の交換を行なった。

(b) 中教審の答申について

4月30日中教審から「当面する大学教育の課題に対応するための方針につい

て」の答申が公表されたが、これをめぐっての法制化その他の動きに対し、5月9日大学問題研究部会及び理事会を開きその対策について検討した結果、要望書を文部大臣あてに提出するとともに、これを会長談話として公表した。この措置は時機を失すおそれがあり、急を要したのでこれらの事情を了解され、追認を願いたい。

(c) 政府側との懇談

5月15日保利官房長官、坂田文部大臣の要請により、国大協会長、副会長その他の役員が大学の運営に関する臨時措置法案の問題について懇談し、その際さきに公表した要望書の趣旨について重ねて強調した。ついで6月4日佐藤総理大臣の要請により、再び国大協側役員との懇談会が行なわれたが、国大協側出席者からは法案の問題について多くの疑問のあることを卒直に開陳し、立法によって現在の大学紛争の解決が困難なことを力説して反対の意向を表明した。

(d) 法案に対する各大学の実情報告調査

当協会としては、公表された法案をただちに各大学に送付すると同時に、これがためかえって各大学に新たな紛争を惹き起こすことも心配されるので各大学の実情の報告をお願いしたところ、全大学から報告を頂き、それを集計し、昨日の大学運営協議会ならびに理事会の合同会議を開いて協議した。その結果については、後刻報告してご協議を願うこととしたい。

(3) 大学改革案等に関する各大学間の連絡強化について

大学紛争に関連して、東京大学その他の大学において大学制度の全般若しくは一部について、それぞれ独自の改革案又は改善案を検討されており、その数もまた、逐時増加しつつある傾向にある。

当協会として、この際採るべき措置は今ただちにこれらの事情を異にする各大学の意見を取り纏めて統一見解を出すことはほとんど不可能な実情にある。むしろ、各大学相互に改革案等の資料を交換して、各大学間の連絡を強化することにより、実質的に各大学共通の理解と抛りどころが得られればとの考えから、今回大学運営協議会主催のもとに「大学改革案等に関する各大学間の連絡強化について」各大学に協力方を要請した。何卒この企画の趣旨、目的を充分理解され格段の協力をお願いしたい。

(4) 卒業予定者の就職推薦開始時期について
(会報第44号80頁参照)

このことについては、前総会において第3常置委員会にお任せ願ったが、さる1月28日付をもって国公私立大学の各団体間で前年同様の申し合わせを行ない、当協会から各国立大学長ならびに各事業所団体あて協力方の依頼状を送ったことはすでにご承知のとおりである。特に本年は申し合わせの趣旨を一層徹底させるため、当協会においては、関係学長を煩わし、日経連・関西経営者協会および主要事業者団体と直接懇談する等申し合わせの厳守協力方について努力を重ねている。また最近この申し合わせの趣旨違反の会社等の調査を各大学にお願いしているので何分の協力をお願いしたい。

(5) 特別会計制度協議会について

さる5月19日定例の第11回特別会計制度

協議会を開いて、主として昭和45年度予算編成方針について審議した。

(6) 大学問題研究部会審議経過の報告について

(a) 大学問題研究部会は、前総会の前日その第1回会合を開催したが、その後第2回を1月25日、第3回を3月15日、第4回を4月2日、第5回を5月9日、第6回を5月26日、そして第7回を6月13日に開催した。

(b) 大学問題研究部会は、紛争解決が目的ではなく、大学の本質的な問題を検討することを目的とする大学運営協議会の作業部会であるが、たまたま構成員が大学運営協議会小委員会と同一である関係もあり、研究部会を適時小委員会に切り替えて当面する紛争問題について審議することも多かった。

(c) その取扱った主な事項は、

- ①東大の入試中止や「確認書」の問題
- ②大学問題の激化に伴う世論の動向と当協会としてその取扱いについて
- ③中教審中間報告「学生の地位について」と当協会としてその取扱いについて、
- ④中教審答申「当面する大学教育の課題に対応するための方策について」に対し当協会の考え方を公表することについて、
- ⑤大学改革案等を相互に交換して各大学共通の拠りどころを得るため大学間の連絡強化をはかる考えからその斡旋を当協会が行なうこと、
- ⑥政府より国会に提案された「大学の運営に関する臨時措置法案」に対する当協会の態度の検討等であり、大学問題研究部会は、当初当協会が今までに公表した「大学の管理運営に関する

意見」や「学生問題に関する所見」等を再検討することから始めることにしていたが、これについては学生の参加問題も含めて初め数回にわたり自由討議を行ない、次にそれ等の問題点を拾いあげようやくその一部についてこれから本格的に手をつけようとしている段階である。

以上の報告について、それぞれ異議なく了承された。

(7) 当協会事業報告について

事務局長より当協会事業報告につき説明があり、これに関連して会報44号12頁の「特別委員会の委員補充に関する選任手続について」説明があり、了承された。

II 議 事

1. 昭和43年度決算について

事務局長から、昭和43年度歳入歳出決算について(会報44号54頁)の説明があり、なおこれについては監事の監査を得承認された旨の報告があり、異議なく承認された。

2. 「国立大学協会会費の基準」の改正について

事務局長から前回の総会で「会費基準の(ロ)項の決算額についてのただし書を削除することについて文部省の承認を得ることを条件としてご承認願ったが、その後、文部省と協議した結果、(ロ)項の決算額のただし書きを存置し、そのうちの10%を50%に改めることで文部省の承認があったので(会報44号57頁)ご追認願いたい旨、説明があり、異議なく追認された。

3. 昭和44年度予算案について

事務局長から、昭和44年度歳入歳出予算案について(会報44号56頁)説明があり、異議なく承認された。

4. 理事の選任について

会長から今回の総会において、理事の改選を行なうことになっているが、各地区で互選願った理事候補者は次のとおりである旨諮られ、原案どおり選任された。

地区	大学	学長
北海道東北地区	北海道大学	堀内 寿郎
〃	弘前大学	柳川 昇
〃	東北大学	本川 弘一
関東甲信越地区	群馬大学	秋月 康夫
〃	埼玉大学	和達 清夫
〃	東京芸術大学	小塚新一郎
〃	東京大学	加藤 一郎
〃	東京教育大学	宮島 竜興
〃	一橋大学	増田 二郎
中部地区	福井大学	藤野 清久
〃	岐阜大学	今西 錦司
〃	金沢大学	中川善之助
近畿地区	京都大学	奥田 東
〃	京都工芸繊維大学	藤本 武助
〃	奈良教育大学	稲荷山資生
中国四国地区	島根大学	梶田 茂
〃	香川大学	前川 忠夫
〃	高知大学	久保佐土美
九州地区	佐賀大学	田中 定
〃	長崎大学	中塚 正行
〃	宮崎大学	広田 輝雄

5. 各委員会報告

各委員会の委員長からそれぞれ次のとおり報告があった。

(1) 第1常置委員会 小塚委員長

前回総会后3回の常置委員会と3回の小委員会を開き「大学院問題に関するアンケート」の集計結果に基づいて種々検討してきた。このアンケートの集計に際しては、大学の種類別に意見をまとめた別添の官

崎大学長のものその他の資料を元にし少数意見でも重要と思われるものはとり上げた。しかし最終的な結論には至っていないので今後なお検討するが、まず問題としては、学部をもたない大学院大学、小規模の学部をもつ大学院に重点をおく大学という構想があるが、いずれにしても問題点は多い。結局問題点を総合すれば、大学院大学を画一的に種別化するのではなく、自主的条件や客観的条件に応じて新設大学にも博士課程の大学院も設けられるように弾力的な方向で検討することが考えられる。その他今後の検討課題としては、大学院と学部の関係、学部の問題と教養課程の問題、講座制や学科目制の組織・編成の問題、学位を得るための年限の短縮、大学院学生の身分を研究員とする問題などなお、残された問題も多いので、必要があれば第二次アンケートを各大学にお願いすることになるかもしれないが次回総会までには大体の見通しをたて中教審の審議ともならみ合わせていきたい。

(2) 第2常置委員会 秋月委員長

第2常置委員会は各大学の意見をきき入試期決定の基本方針を第41回総会に提案し、その決定にもとづいて同一地区で受験生に2回の受験の機会を与えるという前提のもとにその振分け調整をするため入試期特別委員会が設けられた。その後数回本常置委員会を開いて、入試問題について協議した。大学の入試時期を二期に分ける問題は、むずかしい問題であるが、二期校のうちで現在の3月19日の入試期日をもう少しくり上げられれば二期校でもよいという大学があるので、一期校の入試発表の期日を

くり上げることが可能かどうか問い合わせたところ一期校でも色々な都合があり、17の大学は否定的であった。一方、中・四国地区の学長会議からは、一、二期校の区分を廃し、全国一斉にすべきである旨の要望があり、関東甲信越地区でも、また他の地区の学長会議でも、その希望が強い。そこで、当時とは情勢も違うのでもう一度全国一斉に入試を行なうことを検討してはどうかとも考えられる。しかし文部省や全国高等学校長会議等では、国立大学が二回の入試を行なうことを強く希望しているので、これらについて参考までにご意見もうかがいたい。また、文部省からの正式の申し入れはないが、新聞紙上によると内申書を入試に加味する問題が出ているが、この問題についても真剣にとりあげてゆきたい。その他入試が現在の大学紛争にも又高校との関係にも重大な関連をもつので、この面からも検討したいと考えている。

(3) 第3常置委員会 横田委員長代理

第3常置委員会は前回総会以後3回の常置委員会と5回の小委員会を開いた。そこで①学寮問題と②文化系サークル部室新営に関する基準の問題を検討した。

学寮問題は学寮規則の問題や経費の負担区分の問題など〇管規との関連も含めてとりあげているが目下検討中であって報告するまでにいたっていない。

サークル部室の問題については、各大学とも体育系のクラブは不十分でも部室があるが、文化系のクラブについては、基準がないこともあって、その施設については、皆無に近い状態である。そこでとりあえず文化系のサークル部室の基準を作ろうという

ことで試案を作ったが、一部手直ししたものを各大学に送って、ご意見を伺いたいと考えている。今後ともなお検討して成案を得たいと考えている。また、さる、4月21日付で学内紛争に関して警察力導入に関する次官通達が出され、この問題について国大協としてまたは第3常置委員会として意思表示をする必要があるのではないかとの意見もあったが、これは先程会長が会務報告で詳細ご報告があったとおり昭和25年に出された文書と本質的に差異はないということに改めて態度表明をしないことになった。なお例年のことであるが卒業予定者の就職推薦時期の問題については理科系は6月1日から、文科系は7月1日から、就職事務を開始し10月1日から推薦を行なう旨の申し合わせをしたが、企業側がなかなかこの申し合わせを実行しない向きも多いので、企業側にその趣旨を強く申し入れた。(会報44号21頁)。なお、青田刈りが益々げしいので、違反の会社を調査するなど真けんに取り組みたいと考えている。

(正午より午後1時まで休憩)

午後1時より総会再開

6. 会長・副会長の選出について

事務局長から本日の昼食時に新理事会を開催して会長、副会長を互選した結果、会長に奥田京都大学長、副会長に本川東北大学長、和達埼玉大学長がそれぞれ選出された旨の報告があった。

7. 常置委員会(代表者)委員の選任について

会長から常置委員会の委員の選任については、かねて各学長から提出のご希望、ご意見のほか、①各委員会の構成についてそれぞれの特殊性を考慮したこと、②各種別の大学が各

常置委員会に所属するよう各委員会の権衡について考慮したこと。③各地区から必ず各委員会の委員が出るよう考慮したこと、④その他各学長の希望または了解を得た範囲で若干名の委員の交替を行なったこと。なお、希望の申し出のない向きは会長一任ということで選考した結果、別紙のような候補者選考案を得一応理事会のご承認を得たが、ご意見等があれば伺いたい旨の提案があり異議なく原案どおり承認された。

なお会長からこの新委員会は明25日から発足する旨の補足があった。

8. 常置委員会の教員委員について

会長から常置委員会の教員委員については、理事会が選任することになっているが、これについてさる5月9日および6月23日の理事会において次期委員を選考した結果、所属大学および本人の承諾を得て、次のとおり委嘱したが、第3常置委員会の滝川教授については、ご本人の承諾が得られなかったので目下適任者を選考中である旨の報告があった。

記

第一常置委員会 松田 智雄（東京）

〃 田畑茂二郎（京都）

第二常置委員会 続 有恒（名古屋）

〃 菅 好雄（岡山）

第三常置委員会 永松 政俊（佐賀）

〃（注 他の1名については人選中）

第四常置委員会 村尾 誠（北海道）

〃 井上 剛（金沢）

第五常置委員会 石川 滋（一橋）

〃 岡元 敬蔵（九州工業）

第六常置委員会 広中 俊雄（東北）

〃 井手 文雄（横浜国立）

第七常置委員会 垣下清一郎（群馬）

〃 池田 富雄（香川）

9. 各委員会報告

各委員会の委員長から、それぞれ次のとおり報告があった。

(1) 第4常置委員会 太田委員長

第4常置委員会は、前回総会以後3回の委員会を開催し、次の事項を検討した。

① 大学における保育所の問題については最近大学院学生、看護婦等から、保育所設置要望が強いので、全国大学で保育所を有している大学の現状を調査している。大体職員組合で大学の施設を借用して運営している例が多いようであるが、重要なことであるので今後検討してゆきたい。

② 体育実技、化学実験中に発生する学生の傷害が多いので、その費用負担等の問題について検討しているが、互助形式の保険等が考えられる。しかし、その掛金の負担方法、強制加入の方法、後遺症に対する保障等の問題があるので、今後なお研究したい。

③ 学寮問題は、現在紛争の原因となっている例もあるので2月18日に各大学にアンケートをお願いして実態の把握に努めているが学生に対するサービスとして国がどの様に考えているか文部省等の意向を確かめるため意見交換をしている段階である。

④ 奨学金の問題については、日本育英会から「昭和43年度奨学生学業成績の報告について」の文書が送付されたが、学生に及ぼす影響が大きいので日本育英会の意向を伺って検討した結果、その措置の

中に学生処分という基本思想があると考
えられたので本日午前中会務報告におい
て会長が述べられたように5月8日に会
長とともに日本育英会の森戸会長と面談
し善処方について要望した。(会報44号
51頁)また昨年来、奨学生の増加と奨学
金額の増加を要求してきたが、大学紛争
の影響で奨学金の増加は見送られわずか
に奨学生の数の増加が認められた。

- ④ 保健管理センターは、従来毎年4校ず
つの割で設置されてきたが、これでは全
国立大学に設置されるまでに20年を要す
るので、もう少し短期間で全大学に設置
されるよう要望してきたが、44年度は9
校に設置することとなった。

なお、センター長の身分が助教授であ
るため、センター長に適任者が得られな
いうらみがあったので、この身分を教授
にすることと数の増加を本年も要望した
い。

- (2) 第5常置委員会 藤野第5委員長代理
第5常置委員会は、次の3点について討
議した。
- ① 国費外国人留学生については、学部の
外国人学生で修士課程に入学を希望する
者があれば、10名を採用すること。修士
課程修了者で博士課程に入学を希望する
者があれば10名を採用することが44年度
の概算で査定された。
- ② 本国に帰国した学生が、帰国後日本と
の連絡がとれないことが多かったので、
そのための連絡費(研究資料の送付)を
要求して認められた。
- (3) 第6常置委員会 近藤第6委員長代理
前回総会以後3回の常置委員会と1回の

小委員会を開いた。その主な事項は、44年
度予算、45年度概算編成方針、44年度予算
執行と大学紛争、給与改善等の問題をとり
上げて検討した。

- ① 文部省会計課長の出席を求め、昭和44
年度予算について説明をきいた。文部省
側から昭和44年度予算については、伸び
率が大きかったが、この執行に当たって
は、慎重を期せられたいこと。特に紛争
により受けた損害が大きいため、国有財
産の保守については万全を期せられたい
旨の要望があった。
- ② 恒例により昭和45年度概算編成方針
(案)について、文部省より本委員会に
説明があり、これについて協議した。文
部省としては、45年度は反省の年として
新規のものは、研究教育上、または社会
的要請等からみて、必要度がきわめて高
いものに限定する(会報44号82頁)方針で
あるということであったので、本委員会
としては各大学とも緊急に整備充実を要
する問題をかかえているので、積極的に
考えて欲しい旨を強く要望しておいた。
- ③ 昭和45年度概算に関連して一般教育課
程の充実は重要な問題であるので今後引
続き要望することにした。
- ④ また紛争大学に対する予算削減の問題
もあるが、このことについては慎重に考
慮され前向きな姿勢で考えられるよう要
望することになった。
- ⑤ 教官の給与改善については、午前中会
長の会務報告の際ご了承を得たとおり要
望書を作成し、5月28日人事院、大蔵省、
文部省、総理府等関係各方面に提出し、
要望した。(会報44号33頁)

(4) 第7常置委員会 鎌田委員長

第7常置委員会としては、教員養成関係、学部設置基準要項についてのアンケートをお願いして構想をとりまとめているが、その結果に基づいて早急に要項を作り、文部省に対し、設定の促進方を要望したい。

(5) 入試期特別委員会 本川委員長

前回総会以後4回の委員会を開いて一・二期校の調整を検討してきた。その結果、前回総会で了承された方針で各地区の案を持ちより調整しようと思っているが、なかなか困難な仕事である。渡辺前委員長から数大学を1期に移すといういわゆる渡辺私案が出され、これについて各地区で協議して貰ったが、遺憾ながら合意に達せず、実現することが出来なかった。結局本委員会としての結論は一・二期の問題は、当初発想の時期と現在では、大学の情勢が急激に変化し、現在この措置をとることは、徒に混乱を招くことになり、他方このことに原因してか、四国地区の学長会議から全国立大学の入試を一斉に行なうことを前提として検討願いたい旨の申し入れがあり、他の地区でも同様な意向があるような状況から見て、この際第二常置委員会で入学試験について抜本的な検討をお願いすることとして、入試期特別委員会としてはその結論を待つて対処することとし、しばらく休会することとなった。

(6) 教養課程に関する特別委員会

小塚委員長

昨年、新アンケートをお願いし、その概略は前回総会で報告したが、アンケートをお願いした時点と現在では、状況が変わって新しい問題点が出てきた。それは教養課

程と専門課程の分離が必要か、専門課程とまったく関係のない一般教育があるか、人間形成は一般教育課程だけでよいか等の問題が出てきた。そこで外国や旧制高校の例も参考にしつつ今後抜本的な改革を考えた。いずれにしても次回の総会までに何らか一応の報告をまとめたい。

なお、教育方法、授業科目のたて方等については今後、具体的に検討したい。

(7) 大学運営に関する臨時措置法案について

会長から、当面の大学問題について当協会の態度を決めておきたいので、専門家の立場から大学運営協議会の伊藤専門委員に「大学の運営に関する臨時措置法案」について説明を伺いたい旨の発言があり、了承された。

ついで伊藤専門委員から法案について逐条約に詳細な説明があったのち、ストライキ、紛争の場合の学長の責任等について質疑応答があった。

最後に会長から、「大学の運営に関する臨時措置法案」について会長談話を公表することが諮られ、原案を朗読し、種々意見の開陳があったのち、原案どおり承認され、明日の記者会見で発表することとなった。

(7) 第43回総会議事要録(第2日)

日時 昭和44年6月25日(水)午後1時

場所 国立教育会館大会議室

出席者 各国立大学長

(午前中(10時~12時)各常置委員会を開催し、委員長の互選と協議を行ない、また、正午より午後1時までの間に、各地区毎に大学運営

協議会地区委員を選出した。)

午後1時総会再開

1. 各常置委員会委員長の互選結果について

事務局長から、本日の午前中に行なわれた各常置委員会で委員長を互選した結果、それぞれ次のとおり委員長が選出された旨、報告があった。

委員会名	委員長名	大学名
第1常置委員会	小塚新一郎	東京芸術大学
第2常置委員会	秋月 康夫	群馬大学
第3常置委員会	井上 吉之	鳥取大学
第4常置委員会	太田 敬三	東京医科歯科大学
第5常置委員会	町野 碩夫	鹿児島大学
第6常置委員会	近藤 頼巳	東京農工大学
第7常置委員会	鎌田 正宣	東京学芸大学

2. 大学運営協議会地区選出委員について

事務局長から本日、正午の休憩中に行なわれた大学運営協議会、地区選出委員の互選結果について、それぞれ次のとおり選出された旨報告があった。

地区名	大学名
北海道・東北地区	山形大学
関東・甲信越地区	東京大学
//	信州大学
中部地区	静岡大学
近畿地区	奈良女子大学
中国・四国地区	岡山大学
九州地区	福岡教育大学

3. 大学運営協議会の臨時委員について

会長から、大学運営協議会臨時委員について、本来ならば別に大学運営協議会を開催して、お諮りすべきであるが、便宜この席でご了承を得たい旨が述べられ、臨時委員として

は今回任期満了となる団藤、武田(東大)、田畑(京大)、田上(一橋)、の4氏に引続いてお願いしたい旨が諮られ異議なく承認された。

4. 監事の選任について

会長から、昨日の理事会において、監事の候補者について選考の結果、理事、常置委員長と重複しないという点から、横田東京商船大学長、細谷山形大学長が選ばれたのでこれについて諮られ、異議なく原案どおり承認された。

5. 各委員会委員長報告について

(1) 第1常置委員会 小塚委員長

委員長から今後の方針について次のとおり報告された。

委員会としては、今後の方針について協議し、基本的には大学院問題の次のような項目について検討し、まとも次第将来の大学院に関する案を作り各大学の意見を伺う予定である。

- ① 大学院問題に関するアンケートの作成
- ② 大学院大学の問題点
- ③ 大学院の新しい構想
- ④ 専門分野毎の意見の聴取
- ⑤ 再教育
- ⑥ その他(定員・経費等)

(2) 第2常置委員会 秋月委員長

委員長から、今後の方針について次のとおり報告された。

本委員会としては、①一期校・二期校に関するアンケートを再度各大学に依頼し意見を聞くこと、②入学志願者に対し2回受験の機会が与えられるべきか否かその理由を明らかにしたいと考えるが、万一現状において制度の根本的な改革が困難であるとするならば現制度の中での最善の策を考え

ていきたい。③また内申書の取り扱いについても検討を加えていきたい。

(3) 第3常置委員会 細谷委員長代理

井上委員長に代わり細谷委員から今後の方針について次のとおり報告された。

本委員会では①厚生補導のほか昭和42年4月22日の理事会の要望により学生部職員の処遇問題をも検討してきたのでさらに継続審議したい。②学寮、サークル部室の充実、就職あっせん時期等の問題があるが、これらは第4常置委員会とも関連が深いので連絡を密にして検討していきたい。なお文化系サークル部室の新営に関しては本委員会に小委員会を設け「基準」の試案を作成したのでアンケートを出し、各大学の意見を伺いたいと考えている。③その他大学間の協力を要する問題について今後具体的方法を検討していきたい。

(4) 第4常置委員会 太田委員長

委員長から今後の方針について次のとおり報告された。

- ① 医学部のない大学における保健管理センターの設置に関すること。
- ② 事故・災害対策については、更に具体的に検討すること。
- ③ 奨学金制度の改善を図ること（増員増額等）。
- ④ 寮費負担区分、学生会館の運営等に関する問題で、これらの施設を大学から外に出した場合の利害得失について検討すること。
- ⑤ 屋内体育館の設置（雨雪の多い大学）については各大学の賛成を得られれば関係機関に要望すること。

(5) 第5常置委員会 町野委員長

委員長から今後の方針について次のとおり報告された。

昨年度においては外国人留学生、研究生の受け入れに関する問題を検討したが、本委員会の担当事項である大学間の協力体制の問題は、重要な問題であり、従来よりも積極的に活動していきたい。先ず緊急な問題から逐次検討することとし、8月には委員会を開催し具体的な問題点を明らかにしたい。

(6) 第6常置委員会 近藤委員長

委員長から今後の方針について次のとおり報告された。

委員会としては、①文部省の予算編成方針、あるいは予算案に国大協の意見が反映されるよう検討していきたい。予算に対する要望書は、例年、関係省庁に出しているので本年度も各地区の意見や各常置委員会等の意見を盛り込み作成したい。なお、要望書の内容、提出の時期については従来会長および本委員会に予め一任されているが今回もその取り扱いでゆくことをご承認願いたい。②教官の待遇改善についても引き続き検討したい。③文部省より「昭和44年度教職員定員について」の次官通達が出され、大学の教官定員が削減の対象となっている。これは、大学にとって重要な問題であり、情勢に応じ委員会を開き検討するとともに文部省とも折衝していきたい。

ついで会長から、予算の要望について、その内容、要望の時期については、理事会でも検討することとし、その措置については会長および委員会に予め一任をお願いしたい旨の提案があり承認された。

また、教官定員の削減に関し意見交換が

あったのち、会長から、明日の学長会議で議論されると思うが、国大協としては統一見解をもって望みたい。との発言があった。

(7) 第7常置委員会 鎌田委員長

委員長から今後の方針について次のとおり報告された。

本委員会の討議内容である教員養成制度の改善は、各委員会とも関連があるので連絡をとりながら検討していきたい。7月14日には常置委員会を開催し、場合によっては小委員会を設けるなどの方法により審議し、次回総会までに中間報告を提出するようにしたい。なお、時宜を得て関係省庁に対し要望書を出すことも考えていきたい。

午後2時45分～3時まで休憩

6. 当面する大学問題について

会長から、大学紛争が相ついでおこっており、大学間の協力を図るため改革案等各大学で検討された資料の交換（資料 No. 12）を行なっているが、さらに具体的な各大学の事情を伺えれば有意義であると思う旨の提案があり各大学から紛争の経過、その解決の状況および改革の方向等について報告があり意見の交換が行なわれた。

ついで会長から、「大学の管理運営に関する臨時措置法案」中に休校措置等の規定があるが、これに関連して意見を伺いたい旨の発言があり種々意見の交換があった。

なお、この意見交換のなかで学生が「国大協路線」と称しているのは「大学の管理運営に関する中間報告」の内容を指していると思うが、今後、検討すべきではないかとの意見が出され、会長から、現行制度では止むを得ない点もあるが検討すべき点も多々あるとい

うことで大学問題研究部会で検討を始めている旨の発言があった。

(8) 第11回事務連絡会議議事要録

日時 昭和44年6月27日（金）午前10時～午後5時

場所 国立教育会館大会議室

出席者 各国立大学事務局長

奥田会長に代わり、和達副会長から開会の挨拶があったのち、鶴田事務局長より本日の会議日程を、丁子主事より会議資料についての説明があった。（資料11の「法案に対する意見、声明等の集計表」は修正の上改めて後送の予定）

1. 新任事務局長の披露について

鶴田事務局長より、前回の連絡会議以後新たに事務局長になった方について紹介があった。

大学名	局長名
北海道教育大学	大野 幸吉
福島大学	五十嵐 尚
宇都宮大学	岩田 正一
電気通信大学	稲野 信力
信州大学	西間木久郎
名古屋工業大学	高橋 力
滋賀大学	堀江 純五
京都教育大学	高橋 哲
大阪教育大学	宮沢 幹郎
和歌山大学	三谷 満雄
島根大学	森 芳松

なお、今回の総会に学長の代理として出席された大学は次のとおりであった旨の報告があった。

北海道大学（石塚教授）、室蘭工業大学（能町教授）、三重大学（荒井教授）、神戸大学（宮下教授）、鳥取大学（荒木教授）、島根大学（坂本教授）、山口大学（福島教授）、徳島大学（平形教授）、九州工業大学（岡元教授）

2. 会務報告

鶴田事務局長より、次のとおり前総会以後の会務について報告があった。

(1) 会長談話要旨（大学紛争とその対策について）（資料5）

最近各大学において、相次いで起こっている紛争について、去る2月13日会長が新聞記者会見を行ない、国大協としての意見を会長談話の形で資料5のとおり口頭をもって発表した。

(2) 科学技術振興基本法（試案）に対する意見について

このことについては、前総会において承認された当協会の意見を復唱し、去る4月12日会長名をもって衆議院科学技術振興対策特別委員会委員長宛に、重ねて資料6のとおり国大協としての意見書を提出した。

(3) 「日本育英会会長宛申入れ」について

先般日本育英会より各大学に対し「昭和43年度単位取得不足奨学生の取扱い」に関する要項を通知されたが、このことは却って奨学生および一般学生が疑念を抱き、新たな混乱を招くおそれもあるとして、本協会としては資料7の内容のメモをもって去る5月8日会長及び第4常置委員長が日本育英会会長に会見し申入れを行なった。

(4) 国立大学教官の待遇改善に関する要望書

このことについては、昨年に引続き本年も資料8のとおり改善の要望書を去る5月

28日関係省庁へ提出した。

(5) 中央教育審議会の「学園における学生の地位について」の中間報告について

このことについては、本年3月および4月に大学運営協議会委員長より各大学長宛標記の件に関する意見を文部省へ提出された場合には、その写を25部づつ送付して下さるようお願いした。既に文部省に提出してあって未だ国大協に送っていないところがあれば至急送付を願いたい。

(6) 「当面する大学教育の課題に対応するための方策」に関する要望書の提出について

先般中教審より、文部大臣宛になされた答申に示された提案に対し、国大協としては会長名をもって、去る5月9日理事会を開いて協議した結果、資料9のとおり答申の取扱いについては、十分に慎重を期せられるよう文部大臣宛要望書を提出した。

なお、本要望書と同一内容の会長談話を同日新聞記者会見を行なって公表した。

(7) 「大学の運営に関する臨時措置法案」について

この法案については、25日の総会において、大学運営協議会の伊藤専門委員（東京大学教授）より各条について詳細な解説があり、その後この法案をめぐる種々質疑応答が行なわれた。

(8) 「大学の運営に関する臨時措置法案」に対する各大学の実状集計表について

各大学より報告を受けて、一応の集計表ができたが、6月初旬の報告によってまとめられたものであり、その後において各大学の状況が変わったり、その後声明書等を公表したところも多いので、今回の総会で、改めて再照会の上最近の集計表を作成し各大

学に送付することになった。

(9) 大学改革案等に関する各大学間の連絡強化について

この問題については、24日の総会において、資料12のとおり主旨を説明し、各大学間の連絡強化をお願いした。現在は、東京大学から公表したものだけが送付できる状態になっているが、各大学で改革案等を作った場合は各大学配付用として80部を当協会へ送付して頂きこれを各大学に配付したので協力されたい。

(10) 昭和44年度決算について

昭和43年度の国立大学協会決算報告を資料14によって説明し総会に報告し、異議なく承認された旨を報告

(11) 国立大学協会会費の基準改正（案）

本協会会費基準の一部を資料15のとおり改正し、本年4月1日から適用することを総会に提出し承認を得た。

なお、この改正のことは、前総会において文部省の承認を条件として承認されていたが、その後一部変更して文部省の承認を得たので今回の総会において追認されたが、何分のご了承とご協力を願いたい。

(12) 昭和44年度予算（案）について

審議資料16（昭和44年度国立大学協会歳入歳出予算）（案）によって説明し、今回の総会で異議なく承認された旨を報告し、何分の協力方を要請した。

(13) 前総会以後今総会までの事業報告について

丁子主事より、会議資料13「第43回国立大学協会事業報告」によって、前総会以後今総会までに次のとおり会合を開いた旨報告があった。

① 第42回総会（43.12.19）

② 理事会〔(12.19, 1.10（理事懇談会）、2.13（大学運営協議会と合同）、4.2, 5.9, 6.23（大学運営協議会と合同）〕

③ 各常置委員会

会議資料13（1頁～4頁参照）に記載してあるとおり各常置委員会を開催し、それぞれの担当事項について審議した。

④ 特別委員会

会議資料13（4頁～7頁参照）に記載してあるとおり各特別委員会を開催し、それぞれの担当事項について審議した。

⑤ その他の会合（会議資料13の7頁～8頁参照）

就職問題打合わせ会、会長と中教審会長との懇談、協会役員と文部首脳との懇談、就職問題企業者側との懇談会、大学間連絡強化に関する懇談会等を開催した。

3. 協議事項その他について

(1) 理事の交替について

会議資料17理事候補者名簿のとおり24日の総会において決定した。

(2) 大学院問題について

この問題は第1常置委員会で検討中であり、資料18の大学院問題に関する第1次アンケートの回答とその問題点（未定稿）のとおり一応の問題点をまとめたが、これをさらに検討修正を行なった上、後日各大学の意見を伺うことになっている。

(3)(イ) 入試期日の繰り上げについて(資料19)

このことについては、第2常置委員会で検討していたが、原案に不賛成の大学が相当あり、繰り上げにふみきことは無理なので、この問題は一応審議を取り

止めることにしたい旨が委員長より総会に報告された。

(ロ) 入試の1期校・2期校の振分けについて

第41回総会における決定方針に従い、その後入試期特別委員会を設け、同特別委員会において検討を重ねていたが、今日までには意見の一致を見なかった。なお、この問題は、4年前検討に着手した当時と各大学の情勢が甚だしく変わってきているため、入学試験そのものを抜本的に検討する必要があるため、今後第2常置委員会で入学試験の問題全体について審議し、その結果をまって本特別委員会において検討することとし、それまでこの委員会は休会にすることになった。

(4) 文化系サークル部室の新営に関する基準試案について(資料20)

この案は、第3常置委員会で検討した結果、まとめたものであるが、修正を要する箇所が多々あるので、後日修正の上、改めて各大学へ送付して意見を求めることになった。従って、この案は全くの未定稿のため、部内限りに止め発表しないようにされたいということになった。

(5) 教員養成関係学部設置基準要項について

このことは、第7常置委員会で原案をつくり、各大学へアンケートした結果、資料21に添付してある回答集計表のとおり、大多数の大学は原案に賛成であるが1部には反対意見もあるので、なお検討を加え、成案を得れば文部省へできるだけ早く基準を設定するよう更に申し入れることになった。

(6) 常置委員会(代表者)委員選考について
今回の総会で、資料22の原案どおり決定

した。

(7) 常置委員会(教員)委員選任について

今回の総会において、資料23の原案のとおり決定した。

(8) 大学運営協議会地区選出委員の輪番制等について

上記委員の選出は、資料24のとおり総会において確認された。

(9) 新役員の報告

今回の総会において新役員が別紙名簿のとおり決定された。

(10) 「大学の運営に関する臨時措置法案」に対する「会長談話」について

上記の法案に対する国大協としての態度の表明について24日の総会で討議した結果、新聞記者会見を行ない会長談話の形で別紙のとおり25日総会終了後発表した。

(11) 学長会議(文部省主催)について

6月26日に行なわれた学長会議に、オブザーバーとして出席された鶴田事務局長から、主として次の事項について説明や意見の交換があった旨報告があった。

① 昭和45年度国立学校予算の概算編成方針。

② 教養課程の問題

③ 臨時措置法案について

④ 警官導入の問題

⑤ 国有財産管理の問題

⑥ 経費削減の問題(人員削減問題を含めて)

⑦ 委託研究費の問題

⑧ 学生の事故・災害の問題

⑨ 自治会、学寮等の問題

⑩ 入試に関する問題。その他

以上で午前の会議を閉じ、午後1時再開。

○ 文部省連絡事項

文部省側出席者

村山大学学術局長，菅野施設部長，説田大学課長，諸沢人事課長，手塚教職員養成課長，青木第3 予算班主査 外2名

(1) 施設関係について

施設部長に対し，大学側から目下国大協では文化系サークル部室の新営に関する基準案を検討しているが，この基準の来年度予算における実現の可能性はどうかとの質問があったが，次のような回答があった。

この問題は未だ正式の基準案となっていないので，このことは今後の問題となる。基準案ができ次第参考のため予め施設部長に知らせしてほしい。

(2) 総定員法について

説田大学課長より，総定員法について，次のとおり説明があった。

44，45，46の3年間に5%の人員削減を行なうことになり，国立学校の定員は合計2,982人（教官429人，一般職員2,553人）削減されることになった。然し，教官の場合，現実には定員を下回っているので，削減の方法によってはそれ程の支障は来たさなと思われる。具体的な問題については文部省と協議してほしい。

(3) 村山学術局長より26日の文部省主催の学長会議の様態その他について，次のとおり報告と要望があった。

① 大学紛争に関する臨時措置法案について意見の交換を行ない，速やかな平常化を要望した。

② 定員削減の方針は既にきまっているので，今後どうすれば支障を最少限に食い止めることができるかが問題となっている。

削減の原則は，それぞれの大学の定員の按分比例とすべきものと考えている。この問題は，今後不完全講座充実等のことも考え，各部局における欠員の所在は，一応はつきりしておいてほしい。

(4) 諸沢人事課長よりの連絡事項

人員削減問題に関連して，自分の大学が満配の時，余裕のある他大学の定員を利用できるかどうかとの質問があったが，このことは後で面倒な問題がおこる心配もあるので，この方法はむずかしい。

(5) 手塚教職員養成課長よりの連絡事項

初めに，今後における児童・生徒数等の動向を統計資料によって説明があった後，教員不足の状況について次のとおり報告があった。昭和49年において小学児童が現在より大幅に急増し，その後は徐々に増加の傾向があるが，一方小学校教員（特に男子）が不足し支障をきたしている。今後は年々全国で2,000人程度の不足が予想されるので，今から教員養成の必要が痛切に感じられる。教員養成学部のある大学ではこの点について特に考慮して貰いたい。

(6) 技術教育課より，昭和43年度高等専門学校卒業者の大学編入学生の状況調査表の配付があった。

(7) 会計課よりの連絡事項

目下紛争中の大学に対し，予算関係のことで，文部省に協議の資料を提出するよう依頼してあるが，未だ未提出の大学が多いが，至急提出願いたい。

以上で本日の会議を閉じた。

(9) 第1常置委員会議事要録

日 時 昭和44年6月23日(月)午後1時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 小塚委員長

西山, 波多野, 長崎, 長谷川(代, 平形), 広田各委員

中川臨時委員

植村, 中川各専門委員

小塚委員長主宰の下に開会。

はじめに, 新委員波多野お茶の水女子大学長を紹介され, 続いて, 大学院に関する第一次アンケートの回答並びに広田委員がこのアンケートの回答に現われた各大学の意見を知る上に非常に組織的にまとめられた調書に基づいて, 植村専門委員にお願いして別添のとおり, 「大学院問題に関する第一次アンケートの回答とその問題点」(以下「問題点」と略記する。)をまとめてもらったので, この「問題点」について審議願いたい旨述べられ, 次いで一応「問題点」を朗読の上, 植村専門委員より作案の趣旨等について説明があり, 質疑応答があつて下記のとおり一部誤字の訂正並びに一部字句の修正があつて原案どおり了承され, 明日の総会にこれが概要を報告し, 総会終了後適当な機会に委員会を開いて今後の構想について検討することとした。

1. の「まえおき」を「まえがき」に修正する

2. 一般的基本的構想について

本項, 本文6行目「至急なさなければ」を「至急なされなければ」に訂正

3. 個別的問題について

(1) まえおき

本項, 本文2行目「分類を行はって」を「分類を行なつて」に訂正

(2) いわゆる大学院に比重を置いた大学について

本項では「学部をもたぬ大学院のみの組織とすべしとする意見は少数である」が広田調書(22項「旧帝大」のイ)には「学部を持たない大学院大学設置に賛成のものが反対に比しやや多い」とあり, 表現の点に食違いのあることが指摘されたが, 話し合いの上, 広田調書の「やや多い」を「やや少ない」に修正することとした。

なお, ここでは本項で述べられている意見のほかに, 大学院のみの大学を置くことは, 将来の日本の教育施策上から見て重大な問題であるから慎重でありたいこと, もし, 旧制大学のみが大学院のみの大学に該当するものとするれば, 旧制大学に置かれていない分野の後継者(例えば家政学)の養成はどこで行なうか, などの問題が残る。大学院をはじめから画一的に規制したり, 優秀な素質をもった者を教育するなど, はじめからうたうことは実情にそぐわないものとなる心配がある。自然の流れの中でなら, それぞれの大学で色々な構想が生まれて来てよいと思う, などの意見があつた。

(3) 修士課程の果たしている役割について

7頁6行目「疑義が生ずるものも」を「疑義が生ずるもの」に訂正

(4) 博士課程の問題点

9頁6行目「隣接研究分野の研究者とそれが」を「隣接研究分野の研究者とのそれが」に, 7行目「意味をもつもので」を「意味をもつので」に訂正

4. むすび

10頁下から8行目「ものである事も当然である。しかしながら、いかに制度や組織が形成上」を「ものである事は当然である。いかに制度や組織が形式上」に、6行目「大きい事も事実である」を「大きい事もまた事実である。」に修正する。

最後に、何といっても財政的裏付けが必要であること、財政的裏付けの方便として大学院を置くなどの考えがなくなるよう、国としても財政的裏付けを十分に考えてほしいとの意見が出された。

(10) 第1常置委員会議事要録

日時 昭和44年6月25日(水)午前10時~12時

場所 国立教育会館第2研修室

出席者 堀内(代理、石塚)、樋口、小塚、宮島、藤岡、小野、宮下、谷口、前川、広田、松田各委員。

植村専門委員

樋口委員司会の下に再会、まず新しい委員による委員長を選出について諮られ、推せんにより小塚委員を委員長として選出した。

小塚委員長から委員長就任の辞が述べられ、つづいて、従来本委員会 で取扱った問題は昨24日の第43回総会において報告したとおりであるが、今後どんな事項を取上げていくかについて諮られた。これに対し国大協の委員会の使命と在り方について種々意見の交換があり協議の結果今後の方針として次の事項を取扱い、事柄によっては問題点を深く掘り下げて研究し検討を

加えていくことが確認された。更にこれ等の研究を遂行していくため専門委員を若干増加したい旨、委員長より提案があり、了承された。また、人選については委員長に一任することになった。

1. 本委員会として総会に報告した事項の中、更に研究検討の必要のある事項について問題点をとらえる。
2. 大学院問題に関するアンケートの回答で各大学より寄せられた大学院と学部、また、学部と教養課程との関連における問題点の検討
3. 大学の構想について中央教育審議会、学術審議会その他等から中間報告として出されている色々の新しい構想について検討、研究を行なっていく。
4. 専門分野別に種々の問題があるのでこれらの問題点を調査し検討を加える。
5. アンケートの回答で指摘された問題点である再教育および研修的役割の問題について検討する。
6. その他大学院および学部学生の学生経費並びに定員等の問題について検討する。

(11) 第2常置委員会議事要録

日時 昭和44年5月8日(木)午後5時

場所 国立大学協会事務室

出席者 堀内、秋月、鐘ヶ江、藤本、小池各委員

議事

1. 委員長の選出について
初めに丁子主事より、小川前委員長の退任後、後任の委員長が未決定のため、本日は先

ず後任委員長の選出をお願いしたい旨述べられ、協議の結果秋月委員（群馬大学長）が委員長に推せんされた。

秋月委員長より挨拶がありその司会の下に審議が進められ、

2. 入学試験期日の繰上げについて

丁子主事より、目下アンケートによって調査検討をしている入学試験期日の繰上げに関する中間報告を別紙会議資料「入学試験期日について」調査（集計）」によって次のように説明があった。

現在までに、回答のあった大学は、国立75大学中71大学であるが、そのうち原案に賛成する大学は約2/3の54大学、不賛成の大学は約1/3の21大学となっており、しかも比較的大規模の大学に不賛成が多くなっている。従ってこのアンケートの結果を見ると、早急に意見の一致を見ることは困難のようだ。

以上の報告があり、このあと委員長より2期校のうちには特に繰り上げを切実に希望しているところが多いので、できるだけ早くするよう更に検討して貰うため、この全国の回答状況を各大学に送り否の回答の大学に再検討を要請することにしたいとの意見が述べられ、了承され至急に照会することになった。

(12) 第2常置委員会議事要録

日 時 昭和44年6月23日（月）午前10時～午後1時

場 所 学士会分館

出席者 秋月委員長。

徳江、鐘ヶ江、水戸部、飯島、小池各委員

秋月委員長主宰の下に開会。

二宮主事前回の議事要録を朗読し、原文のまま承認された。

議事に先だち、委員長から、委員長に選任された経緯の説明があり議事に入った。

(1) 入試期日繰りあげおよび1期校・2期校の振分けの問題について委員長から、本委員会では従来より固定化されていた入学試験の1期校・2期校の問題について昭和40年以来検討を続け、さきの総会に「国立大学の入試期決定に関する方針」を提案して決議され、この方針により各大学の入試期を決定するため特に総会において入試期特別委員会が設けられ各大学の入試期について検討されており、過日渡辺前委員長私案が提案され2期校を1期校へ移す中間的措置についても、意見がまとまらず全国的に見て賛成する向きが少なかった。また、同特別委員会では、各大学の事情がこの問題発想当時に比し甚だしく変化しているので、入学試験は全国一斉に行なえないかという強い意見があった。

これについては、再度アンケートを採る必要がある。結局同特別委員会では、第二常置委員会で入学試験を抜本的に検討し、その結論が出るまで一時休会することになった。しかし、入試を一斉に実施することは、文部省および高校長協会では入試2回の原則を強く押している。また、1期校の入試期日を早め、2期校においても期日を早めることについて要望したが、いろいろの事情で、入試期日繰り上げは極めて困難だとする大学がかなりあり、この要望は絶望的と見られる。以上の報告に関連して各委員から種々意見が述べられ、大要次のとおり発言があった。

① 受験生の間では、2期校を2流校と考え、コンプレックスを持つ傾向がある。従って受験を一斉にしたい。

② 1期校・2期校の交代制についても実現は困難である。また地域的に2回の受験の機会を与えるという原則的な分け方もある。

東日本を1期校、西日本を2期校にする考え方等もある。

③ 入試の期日を繰り上げると、試験場の確保が困難であり種々の問題が生じる。

④ 入学試験の方法については、内申書によるとか、各々の大学に特色をもたせ、入試の期日を一律にするやり方を考慮してはどうか。

⑤ 内申書の信ぴょう性については、現在の内申書は重要視できない。判定が高校によって違うので内申書を絶対視することはできない等の意見が開陳された。

終わりに、委員長から、明日の総会においては①入試期日の繰上げに関する検討の結果と、②各地区の入試を一斉に実施するとして、これに対する文部省や高校等の意見を如何に調整し対処するか、また③内申書の信ぴょう性についての問題、以上3点について報告したい旨が述べられ、了承された。

(13) 第2常置委員会議事要録

日時 昭和44年6月25日(火)午前10時15分
～11時40分

場所 国立教育会館第2研修室

出席者 秋月委員長

実方、横田、長崎、城戸、藤本、五嶋

飯島、菅各委員

秋月委員長主宰の下に開会。

議事にさきだち、秋月委員長から、本常置委員会委員長であった小川東京外国語大学長が辞任のため、前々回から委員長を引き継いできた旨経過報告があり、ついで各委員から自己紹介があった。

1. 委員長の選出について

秋月委員議長となり、投票により委員長選出を行なった結果、秋月委員が委員長に再選された。

2. 担当事項について

秋月委員長から、本常置委員会が担当していくべき事項についてご審議願いたい旨述べられ、各委員から種々意見の開陳があり、今後次のことを検討してゆくこととなった。

(1) 入試期日の問題について

(イ) 1期校および2期校の入試期日繰上げについては、かねて本常置委員会がアンケートによって具体案に対する各大学の意見を集めて検討を重ねてきたが、各大学において問題が多く結論を得るに至らなかった。

(ロ) 1期校・2期校の振り分けの問題については、さきに渡辺私案が出されたが、現状では、各大学間の調整が困難であることから、今後の審議過程において参考とするため、とりあえず、各ブロックで要望の強い全国一斉に行なう入試期日の施行を本常置委員会としての検討作業の手初めとしていきたい。

(ハ) 全国一斉に行なう入試期日の施行は、2回受験の機会を奪うことになり、社会的影響も大きく、文部省、全国高校長協

会では難色を示しているが、しかし、入学者の実数は同じであること。受験者の分布度も全国にわたっていること。2期校の学生の1期校に対する意識の偏見等を考え、必ずしも2期制とする理由がないこともうかがえるので、その根拠について再調査することとする。

(二) 単に2回受験の機会を与えることを重点とするならば、たとえば東日本と西日本の2つに分け、いずれかを1期・2期とし毎年交替で実施することを検討してはどうか。

(三) 本常置委員会は、この問題についての今後の検討課題として、文部省および全国高校長協会の意向をさらに調査し、また、各大学の要望にそって全国一斉入試期日実施を原則として、2期制を織り込んだアンケートを実施する。

(四) 差し当たり次回常置委員会は、アンケート作成のための意見を持ちより、その整理を行なう。

(2) 入学試験問題と内申書について

(イ) 入学試験問題作成については、年々難解になっていくとの意見が高校側から出されており、高校で学ぶ範囲をこえる高度な問題が多いとの指摘がなされている。大学側でも反省し今後の問題として検討されなければならない。高校で学んだ程度のもが入試問題として出題されて選抜に困ることもないのではないかと。また、全国一斉試験実施が可能ならば、統一問題で入試を行なうことを考えてもよいのではないかと。

(ロ) 内申書の問題は、各大学での追跡調査の結果を参考にして検討していったら

うか。また来年度の入試が出来ない大学の問題として、内申書による選考方法を検討していく必要があるのではないかと。

(ハ) 以上のことを今後の検討事項として審議していきたい。

(14) 第3常置委員会議事要録

日時 昭和44年5月7日(水)午前10時

場所 国立大学協会会議室

出席者 細谷、宮島、横田、竹内、砂崎、五嶋妻木、山根各委員

福田、総山、浅川、三島各専門委員

井上委員長欠席のため、横田委員委員長代理となり開会。

議事に先だち、新たに委員となった竹内富山大学長事務取扱の紹介があり、続いて、三島第3常置小委員会委員長から、目下同小委員会において検討中の「文化系サークル部室の新営に関する基準」について次のとおり中間報告があった。

この問題については、当初小委員会においてフリートキングの形で意見の交換を行ない、問題点を抽出し、それを各専門委員がそれぞれ分担して具体的意見を取りまとめ、これを小委員会において検討し、大体の結論を得た。よって近く小委員会を開き、最終的にこれを取りまとめ第3常置委員会に報告する予定になっている。

以上の報告があり、ついで鶴田事務局長および丁子主事より本日の配付資料の説明があり、続いて二宮主事が4月21日付をもって文部事務次官から各大学長宛に通達された「大学内にお

ける正常な秩序の維持について」を朗読、なお、引続き上記通達に対する朝日、読売、毎日各新聞の社説と東京大学長が公表した意見の朗読があったのち議事に入った。

○ 「大学内における正常な秩序維持について」の文部省通達について

初めに横田委員長代理より、この問題については最近各大学は勿論各方面で盛んに論議されているが、国大協なり或いは第3常置委員会として何かこの際態度を示す必要があるかどうかまた意見を公表するとすればどのような形式でどのようなことを公表するか本日はそんな点について各委員の意見を伺いたいと述べられ、検討に入り、主として次のような意見が述べられた。

○ 大学運営協議会の中に大学問題研究部会を設けた当時は、このような重大な大きな問題は、大学問題研究部会で検討し、第3常置委員会では具体的な問題を取扱うように考えていた。このような重大な問題はむしろ大学問題研究部会で検討すべきではないか。

○ 第3常置委員会としては従来もこのような問題を扱ってきたので、多少重複する点があっても当然この委員会で討議すべきである。

○ 第3常置委員会として結論が出た場合、それを理事会に諮り、直ちに国大協の意見として公表することはよいかどうか疑問がある。

○ 第3常置委員会として理事会や総会に報告するとすれば、この問題についてただ意見の交換を行なったという程度でよいのではないか。

○ 現時点では、流動的だから大学側としてあまりはっきりした意見は述べない方がよいのではないか。

○ 通達に対して今すぐ反対的意見を出すこと

は、将来のことを考え慎重にする必要がある。

○ 国家的の体制で、学生の警官アレルギーを解消するよう努力をしてほしい。

○ 現状では、各大学の事情もそれぞれ違い、統一の見解も出ないので、現時点では、国大協としての意見を表明することは見合わせた方がよい。

○ 新しい次官通達の趣旨は前の通達と変わってはいない。

○ 実行上は、国大協が昨年2月20日に出した「警官の学内出動に関する警視庁の方針について」を参考にし、個々の大学が警察と連絡をとればよい。

○ 結局今回の通達は従来の通達とその趣旨は変わっていないこと、警察との関係は従来の慣行に従い、各大学においてそれぞれ自主的に措置することとし、委員会として特に意見書を公表しないこととした。

(15) 第3常置委員会議事要録

日 時 昭和44年6月23日(月)午前10時

場 所 学士会分館

出席者 佐山、細谷、横田、砂崎、五嶋、山根
各委員

総山、浅川、三島、各専門委員

井上委員長欠席のため、横田委員委員長代理となり開会。

議事に先だち、前回の議事要録を朗読し、2頁12行目「重大な大きな問題」を「重大な問題」に、3頁3行目「今まぐ」を「今すぐ」に、同13行目「警察と密接に連絡を」を「警察と連

絡を」に、同16行目「自主的に警察と交渉を保っていくこととし、」を「自主的に措置することとし、」に二、三個所についてそれぞれ修正のうえ了承された。さらに小委員会議事要録を朗読し、4頁下から11行目「大場専門委員にお願いすることとし、」を「委員長が作成することとし、」に、同8行目「共通平均値を出して貰い、その上で……願うこととした。」を「共通平均値を出して貰うこととした。」にそれぞれ修正のうえ、了承された。

議事に入り、かねて小委員会において検討中の「文化系サークル部室の新営に関する基準」についての試案がまとまり、三島小委員会委員長から配付資料に基づき詳細な説明があり、説明終了の際、昭和45年度文部省予算編成方針によれば厚生補導の整備充実のうち「課外活動の整備充実」が大きな柱の一つとなっている旨付言があった。

つづいて「基準試案」を中心として質疑応答があり、「体育系の部室と文化系の部室との設置現状の比較」、「課外サークル諸活動の大学における人間形成へのかかわりあい」、「本文に例示の基準の意味」、「サークルの性格に基づく室割りのある方」等について各委員から意見が述べられ、「基準試案」1頁5行目「大学はいうまでもなく……過言ではあるまい。」・2頁下から8行目「体育系の部室は……いるのに反し」・同6行目「そのような途も開かれず」・8頁「文化系サークル部室の基準（案）全文」をそれぞれ削り、5頁12行目「（学生数約5,001人以上の……）」を「（1団地、学生数約5,001人以上の……）」に修正のうえ承認された。

なお、これを第3常置委員会の試案として各大学に意見を問いつけさせることとし、このことを理事会に諮ることを決めた。また、この「試

案」は、なお検討中のものであるので部外に対して慎重に取り扱うことを申し合わせた。

(16) 第3常置委員会議事要録

日 時 昭和44年6月25日（水）午前10時

場 所 国立教育会館第3研修室

出席者 佐山、細谷、鐘ヶ江、池田、砂崎、広橋、井上（代理荒木）永松各委員

委員の改選のため、議事に先だち、委員長の選出を行なった結果、井上委員を引き続き委員長に推薦した。なお、本日井上委員長病欠欠席のため細谷委員が代理することとなった。

細谷委員長代理主宰のもとに議事に入り、専門委員の改選については、井上委員長が出席されるまで改選を行わずに従来どおりとし、また、課外活動のサークル部室基準作成に関する小委員会委員については、問題が終わるまでの当分の間、引き続きお願いすることとした。

つづいて、今後、取り上げるべき問題について意見交換を行ない、昭和42年3月15日の理事会において当委員会の検討問題として申し合わせた「委員会の組織および担当事項の改編等に関する問題点と資料」の第3常置委員会の担当事項の(a)から(g)までの7項目の次に、新たに(h)として「学生部職員の処遇改善問題」を加えることとし、また、「卒業予定者の就職あっせん時期」および「学寮問題」について引き続き検討を進めることとし、また、学生補導上の参考とするために、各大学間の実情についての緊密な情報交換の必要性が述べられた。

なお、現在検討している「文化系サークル部室の新営に関する基準試案」についての説明・

確認が行なわれた。

(17) 第4常置委員会議事要録

日時 昭和44年5月31日(土)午前10時

場所 国立大学協会会議室

出席者 太田委員長

柳川、湊、井上、藤岡、野田、田中各委員

宮田専門委員

説明者

文部省石川学生課長、山本厚生掛長

太田委員長主宰の下に開会。

委員長より開会の挨拶があった後、新たに委員となられた千葉大学の湊学長事務取扱、山口大学の田中学長事務取扱の紹介と本日文部省から説明者として出席された石川学生課長、山本厚生掛長の紹介があり、続いて前回の議事要録の朗読があって、これを承認し、議事に入った。

1. 育英奨学金に関する要望書の提出報告と今後の奨学金増額要求などについて

委員長より、前回の委員会で奨学金の取扱い方に関する要望書を、日本育英会に対して提出することになったが、この要望書は小倉専門委員に文案の作成を願い、これを会長にも諮って一部字句の修正を行なった上、会長名をもって別紙(写)のとおり去る5月8日会長に同道して森戸会長を訪ね提出し事情を説明した。この席上育英会側では、今回の措置は、根本的には従来と変わったものではなく、学生の不利益処分でないことを強調され、今後はできるだけ大学側の希望をとり入

れ善処するようにしたいとのことであった旨報告があった。

ついで、委員長より、育英奨学金に関する要望書は、例年提出しているが、本年はどうするかと諮られた結果、本年も適当な時期をみて増員と増額を要望することとした。なお、このあと石川文部省学生課長から、奨学生の現況について報告があり、文部省としても奨学金の増額と増員については極力努力中であるとの説明があった。

2. 学寮についての問題点について

初めに、委員長より、前回の委員会で説明された「学寮についての問題」に関するアンケートの集計表によって、問題となっている事項の説明があった後、文部省側から、現在紛争の一つとなっている〇管規について説明があった。

この〇管規は当初、寮費の負担区分について、会計検査院から指摘され、大学側から設定の希望もあったので、文部省では大学の要求される事項を整理し、単にとりまとめただけのものであるので、参考案に過ぎない。従ってその解釈は相当に幅をもたせてもよいのではないかと思われる旨説明があり、続いて、全般的な寮問題について各委員の間で次のような点について意見の交換や質疑応答が行なわれた。

- 学寮利用者と一般学生の占める%からみた負担の問題
- 税金論からみた授業料と寮費の問題
- 炊夫の身分不安定による人手難と公務員化の問題
- 学生による雇人の問題
- 寮経費区分の問題
- 寮費全額国庫負担の問題

- 寮を教育的施策と考えるか単なる厚生施設（下宿的）と考えるか（文部省では教育的施設（人間形成上の意義）と考えている）
- 学生運動と寮生活の問題とその実情
- その他教室よりも、学生生活の充実を重く見る独逸の大学の例もあり、課外活動を目的とした施設として、文化系サークル部室の設置、スポーツセンター（体育館）の設置などについても討議され、文部省においても積極的に実現できるよう努力してほしいとの要望があった。

3. 学生保険制度その他について

前回の委員会において、井上委員に調査をお願いしてあったこの問題については、同委員から調査の結果を別紙配付資料「学生の災害保険についての調査」によって次のように説明があった。

- (1) 学生の災害保険は、強制保険の形式で行なわなければ役に立たないので、その実施は掛金の関係で無理である。
- (2) 現在行なわれている各種の保険のうちで、最も掛金の安い保険で学生保険の制定をすとして、どの位の掛金になるかを調べたところ、別紙資料に記載してあるとおりの料率であって、それ程低率ではない。従って実現性に乏しいようだ。

以上のとおりであって、いずれにしても現行制度の保険では、非常に低率な保険を求めることは至難であり、単に授業中、教室内の事故だけを対象とする特殊条件の保険を求めようとするれば、新規保険の制定を考えるより外に方法がない。

また、本件は、前もって明確に検討しておかないと事故発生の場合に対抗できないので、爾前に十分慎重に検討する必要がある。

4. 総会報告事項について

6月24、25日行なわれる総会に、委員長より次の事項について報告することにした。

- (1) 前総会以後提出した要望書の報告
育英奨学金の取扱についての申入れ
- (2) 保健管理センターの増設について
- (3) 学寮についての問題点となるアンケートの集計報告
- (4) 学生災害保険についての検討結果報告

(18) 第4常置委員会議事要録

日 時 昭和44年6月25日（水）午前10時

場 所 国立教育会館第3研修室

出席者 太田委員長

阿部（代理能町）、柳川、香月、井上、
藤野、平、小池、中塚各委員

委員改選のため議事に先立ち、太田委員を委員長に推薦し、同委員長主宰の下に開会。

1. 本委員会の担当事項について

委員長から、本委員会が今まで審議した事項の概要について、各種問題点（「委員会の組織および担当事項の改編等に関する問題点と資料（昭和42・3・15事務局案）」のうちの a) 学生の健康管理の問題、 b) 学生健康保険組合設置の問題、 c) 学生会館、学寮等学生厚生施設の設置とその管理運営問題、 d) 学生奨学金制度の問題）の説明があったのち、今後の担当事項について諮られ、種々検討した結果、次の事柄について審議していくこととなった

- (1) 保健管理センターの設置と整備充実及び管理運営の在り方について、センターの診

療所的機能の必要性と予算措置なども含めて根本的に検討する。

- (2) 学生の研究・教育の場における傷害事故発生の対策として、学生健康保険組合設置と補償などを民間の保険業界の意向を参酌しながら制度的に検討する。
- (3) 学寮及び学生会館の管理運営改善案について、第3常置委員会と関係を保ちながら管理制度及び経費負担区分の問題点を検討するとともに、大学における保育所問題についても既設大学の実情を調査したうえで検討することとする。なお、キャンパス計画の理念と関連させて学内共通施設の設置をキャンパスの内、外とすることでどのような得失があるか、これも検討していくこととなった。
- (4) 学部及び大学院学生の奨学金制度に関して、奨学生の増員と奨学金の増額などを検討する。

2. その他

- (1) 屋内運動施設については、雨量、積雪の多い地方の大学では特に設置要望が強いため、キャンパスを離れている学部の附属運動施設として屋内運動場を設けることを検討するとともに、総会、理事会の承認を得たうえで、大蔵省へ要望書を提出することが了承された。
- (2) 専門委員については、従来どおり茨城大学小倉教授、京都大学宮田教授、九州大学池田教授に委嘱することが承認された。
- (3) 今回は7月25日（金）午後2時から国大協会議室で開催することとした。

(19) 第5常置委員会議事要録

日時 昭和44年6月23日（月）午前10時

場所 国立大学協会会議室

出席者 藤野、小野、前川、町野各委員

三橋、松本両専門委員

説明者 文部省吉川留学生課長

委員長欠員のため、話し合いの上、前川委員が進行係として開会。

まず、文部省吉川留学生課長より、同課の仕事の内容について、その対象は主として国費留学生であることや、留学生の種類、人数等について報告があり、続いて持参の資料「昭和44年度概算査定額事項別表」（大学学術局留学生課昭和44年1月14日）により、詳細な説明があった。

その主なるものは、

- アジア諸国への留学生派遣費等の増額について（カンボジア、フィリピン、インド、ネパール）
 - 外国人留学生に必要な経費の増額について
 - 文部省の外郭団体たる財団法人日本国際教育協会補助に必要な経費の増額について（人件費、事務費、事業費、臨時部経費、予備費）等についてであつて、大体昨年度に比し11%位の増となり、国の予算の平均増額率程度になっていると思われる旨述べられた。
- ここで、藤野委員出席して進行係を引き継ぎ、各委員等の間に二、三の質疑応答が行なわれた。
- 留学生の寮の問題について
 - 特に学部留学生の日本語学力不足について

次に、吉川課長より、委員長から総会にも報告していただき、是非各大学に御協力をお願いしたいと次のように述べられた。

「大学紛争下における外国人留学生の補導の問題」について

学部留学生 250 名の中大学紛争のため、勉学に支障を来している者は 50 名、研修留学生 390 名の中勉学に支障を来している者は 49 名を算する実情である。

各大学への学部留学生については、特別指導は特に困難であり、また、文科系、理科系のそれぞれによっても指導の方法が異なると思われるが、国際的信頼の関係からも、このような場合には、特別指導を行なうべきであるとの前提に立ち、何等かの形で、一般学生とは別にして教育し、決まった期限内に仕上げて帰国することが出来るよう、平素から指導体制を確立しておかれるようお願いしたい。

最後に、日本語学校を卒えた者の各大学への受入れの問題（日本語に弱い、各大学でも補講を願いたい）、留学を終えて帰国した者の待遇の格差（日本は欧米に比してよくない）の問題、日本への留学生は、日本語によって勉学することが色々な面で望ましい等の意見が述べられ閉会とした。

(20) 第 5 常置委員会議事要録

日 時 昭和44年 6 月25日（水）午前10時

場 所 国立教育会館 6 階総会場

出席者 町野委員長

大原、藤島、岡田、水戸部、芦田、
牧、梶田、後藤各委員

議事に先だち、新たに選出された各委員の互選により、町野鹿兒島大学長を委員長として選出し、各委員の紹介があり、次いで委員長挨拶の後以下の諸問題に関して、フリートークングを行ない論議を重ねた。

1. 留学生問題（特に予算について）ならびに国内の留学生についてのとらえ方について
2. 第 5 常置委員会と大学運営協議会との関連について
3. 大学間の協力について

また、本委員会の担当事項として

- (a) 大学相互間における教官の交換・交流および協力の問題
- (b) 内地研究員および在外研究員の問題
- (c) 客員教授受入れの問題
- (d) 国交未回復国の大学との交流の問題
- (e) 国内における学会および国際会議に関する問題
- (f) 外国人留学生および研究生制度とその受入れに関する問題

があるが、これ等の問題以外に本委員会として、取り上げるべき問題があるかどうかについて協議の結果、特にとりあげるべき議題があれば本年 7 月末日位迄に委員長宛に提出してほしい。問題の提起があれば、本年 11 月に開催予定の総会を目的として、その前に何回か委員会を開催することについて意見の一致をみた。

その他、紛争校における弘報機関による大学改革等に関する公の資料を、紛争解決の手段の一環として収集し、交換する問題について論議が交わされた。

(21) 第6常置委員会議事要録

日時 昭和44年5月19日(月)午後1時

場所 国立教育会館第2特別会議室

出席者 斯波委員長

大原, 玉山, 近藤, 田中各委員

稲野専門委員

説明者(文部省)

村山大学学術局長

安養寺会計課長, 西崎会計課副長, 大

野総務班主査

斯波委員長欠席のため, 近藤委員が委員長代理となって開会。

1. 給与問題について

4月8日開催の第6常置委員会において, 本年も引続いて待遇改善に関する要望書を提出することに決まり, その立案をお願いしてあった中林専門委員から別紙「国立大学教員の待遇改善に関する要望書(案)」の提出があり, これを朗読の上, 検討を行なった結果, 文中次の二点を隅谷専門委員が検討することを条件として承認された。

(イ) 要望書(案)の3枚目終わりから4行目「調査会のような機関」のうち「のような機関」を削除してはどうか(標題が「給与の根本的改善のための調査会を設置すること」となっているので, それにあわせる。)

(ロ) 要望書(案)の6枚目終わりから3行目「管理職経験者のみに限定せず」を削除してはどうか。

2. 昭和45年度予算編成方針について

近藤委員長代理より, この問題については

初めに文部省からの説明を聞き, その後意見の交換や質疑を行ないたいと述べられ先ず文部省からの説明を聞くこととした。

初めに, 西崎会計課副長から, 昭和45年度予算編成については種々の都合でその進行が遅れ, 従って本日この会議までに資料が間にあわなかったため, 口頭をもって大綱だけについて説明したい旨述べられ, 続いて村山局長より次のとおり説明があった。

新年度の予算編成方針は, 従来とはかなり違った考え方で, 一言にして言えば, 今までの考え方を総点検して反省をし, その上で再検討をする年にしたいということである。従って新規のものは極力これを押え, 従来のもんぜんとして考えてきたものはたな上げして全く新しい方針で編成することになっている旨の説明があって後, 文部省側と各委員との間で予算問題を中心に次のような点について意見の交換や質疑応答が行なわれた。

(斯波委員長出席)

○ 学部・講座・学科目等の新設についての予算方針はどうか。

これから実態を整理検討し, その上で, 必要があれば考える。

○ 学生定員の増員についてはどうか。

目下のところ増減とも考えていないが, 実状をよく検討した上考えたい。

○ 学生経費・研究費等の増額についてはどうか。

この問題も現在は未だ方針も決まらず今後の問題となっている。

○ (文部省) 大学側で折角立ち直りに努力をしている最中を, 文部省がそれを無視するわけではないので, 大学としてこのことは是非ともというような要求があるとき

は、個別的に文部省と直接相談してほしい。

- その他、大学間の格差問題、学部予算と研究所予算のバランスの問題、研究所のあり方に関する問題等について話し合ったが、最後に大学側から文部省に対し、大学でも、まんぜんと要求しているのではない、現在のような特異な大学事情の下においても、あまり消極的な予算編成をしないで、むしろ積極的な編成をして貰いたい等の意見があって、本日の会を閉じた。

(22) 第6常置委員会議事要録

日時 昭和44年6月23日(月)午前10時
場所 東京大学附属図書館大集会室
出席者 近藤、大原、今西、広橋、加藤(六)
(代、浅枝)各委員
上山、稲野各専門委員

委員長欠員のため、近藤委員が委員長代理となつて開会。

議事に先だち、加藤東京工業大学長事務取扱の代理として出席の浅枝工学部長の紹介があった後、前回(5月19日)の議事要録と小委員会(5月6日)議事要録の朗読があり、承認され続いて議事に入る。

1. 教官の待遇改善に関する要望について

委員長代理から、5月19日の委員会において承認された「国立大学教官の待遇改善に関する要望書」は、近藤委員と在京の太田東京医科歯科大学長が、5月28日人事院、大蔵省、文部省にそれぞれ持参して要望した。また、各省担当官からは概略次のような発言があった旨報告があった。

- 人事院佐藤人事官と具体的な話合いが行なわれ、人事院は、現在まで相当程度改善をはかってきたが、今日までどの位改善をしたかは何等かの機会に説明したい。指定職の数については、各省の局長等と比較するならば少ないようだ。またご意見の給与体系の一本建については賛成である。

- 大蔵省海堀主計局次長は、調整枠の拡大については、余りにこれを多くするのは本来の調整の意味が無くなると思う。また、給与の根本的改善のための調査会設置については、総理府へ申し入れるようにするとよい。(よって、要望書を総理府総務長官宛提出した。)

- 文部省天城事務次官は、国立大学教官の給与の低いことは分かる。助手の待遇改善については取扱上難しい問題があるが、出来る限りその他を含めて要望に沿うよう努力したい。

以上のことについて、各委員から、所得税を減らすべきではないか。全国教官待遇問題懇談会との関連を密にする必要がある。指定職は、人につけているのか或いは官職につけているのか分からないが、いずれにしろ枠を拡大することが必要である。待遇をよくしなければ今後大学に残る者が少なくなる。委員会から人事院等に対する要求については、文部省からもより強力な要求を出すようにしてもらいたい。等の意見が出された。

なお、委員長代理から、今晚、会長と共に人事院関係者をまじえた会合がもたれることになっているので、本日の委員会の意見を十分伝える旨の発言があった。

2. 昭和45年度予算編成方針について

委員長代理から、このことについては、5

月19日開催の本委員会の議事要録にもあり、村山大学学術局長の説明では、来年度は、文部省の方針として従来とはかなり異なり、いままでの考え方を総点検して、反省をし、その上で再検討をする年にしたい。新規は特別のものに限りたい。等のことからして、来年度は簡素なものと考えられる旨の報告があった。次いで各委員からの意見として

- 各大学とも整備充実が遅れているのが実情であるので、各大学は実態に応じて要求し、文部省はまたこれについて積極的に実現に努力すべきである。
 - 文部省は将来ベビーブームが去って、学生数が減少するのを見越して、学部設置増を押えているのではないか。
 - 昨年度予算編成方針の中に「一般教育の充実」がうたわれていたが、本年は削られている。一般教育再編成ともからみ合わせて、その質的向上のための教官増員等「一般教育の充実」は、来年度も予算編成方針の中に入れるべきである。
 - 紛争大学に対するの予算配分上の考慮については反対である。予算は紛争に大なる関係をもつものであり、紛争の解決、対決或いは起こさないための一つの手段であるので、むしろこの際より多くの予算を配付し、紛争処理に際し有効に使用出来るようにすべきであって、文部省の考え方はその逆である。
 - 文部省の予算編成方針には、紛争解決に対し、前向きの姿勢で考えるよう要望したい。
- 概略以上のような意見が出された。

委員長代理から、第6常置委員会としては、本日は、出席者も少ないので、後日、各

地区学長会議等の要望をも承り、本委員会において国大協としての要望書を作成したい。その方法等については事務局と相談して処理したいとの提案があり了承された。

3. その他

委員長代理から、6月13日付「昭和44年度教職員定員について」の次官通知があり、それによれば教官も定員削減の対象となっており、これは非常に重大問題であるので、本委員会としては如何に対処すべきか、との提案があったが、本日出席の大部分の委員は、この通知を未だ見ていないため、今後の情勢により、必要がある場合は本委員会を開催し、検討の上文部省とも話合うこととした。

(23) 第6常置委員会議事要録

日 時 昭和44年6月25日(水)午前10時

場 所 国立教育会館6階総会場

出席者 玉山、加藤(一郎)、近藤、加藤(六美)田上、今西、野田(代理、荒井)、平形、井手各委員

委員改選のため、議事に先立ち、近藤委員を座長に選出し、座長司会のもとに委員長の選出を行ない、近藤委員が委員長に選ばれた。

近藤委員長主宰の下に、議事に入った。

1. 委員会の審議担当事項について

事務局が42年にまとめた国大協の「委員会の組織および担当事項の改編等に関する問題点と資料」に基づいて検討した結果、第4常置委員会の「学生の厚生」は「学生・職員の厚生」に改めた方がよいのではないかと、これは本委員会の審議事項とも関連があるので、

委員長が第4常委員会委員長と相談してはどうかとの結論を得た。

2. その他

委員長から6月23日開催の第6常考委員会における審議内容について報告があり、これについて次のような審議が行われた。

(1) 予算の編成・概算要求について

(イ) 来年度予算に紛争関係の復旧費計上を、要望として取り上げるべきか。

(ロ) 例年概算要求に関する要望書を出しているが、その前に文部省に対し予算編成について要望書等の形では出していないが、国大協の要望・意見を反映させるためには再考を要するのではないか。

(ハ) 講座研究費等の建前について、文部省、大学の留置分等は、別の枠にすべきではないか。

等について討議が行われたが、これらのことは大きな問題なので、今後も委員長が関係各方面とよく話し合った方がよいのではないか。

(2) 教官の待遇改善に対する要望について

このことについては、本年は既に要望書を出しているが、今後もこれについて要望を続けて行くべきである。

(3) 教官の定員削減について

助手の講座・部門別削減計画を提出するようにとの文部省通知について検討が行なわれ、講座制等現行の研究教育体制について定員を削減することはすじが通らない、従ってすべきでないのではないか。或いはまた削減は止むを得まい、しかしこれを補充するため新しく増員要求をすべきだ等種々意見の交換があつてのち、結局削減は各大学の実態に即した方法で行ない補充する

必要がある場合文部省は協議に応じられるようされたいとの結論を得た。なお、これについて本委員会より総会に意見を出すと共に、委員長が文部省に口頭で申し入れることになった。 以上

(24) 第7常置委員会議事要録

日時 昭和44年5月30日(金)午後1時

場所 国立大学協会会議室

出席者 中川、金倉、伊藤、武居、中村、稲荷山、池田、藤吉、後藤各委員
徳広専門委員

鎌田委員長に代わり稲荷山委員の主宰により開会。

初めに、伊藤委員より本日午前中に小委員会を開いて、「学部設置基準要項についてのアンケート」の回答を集計整理した結果につき、別紙集計表に照らして大要次のとおり報告があつた。

回答のあつた69大学中、特に意見なしが7大学、回答保留が1大学あり、結局意見を出した大学は61大学であるが、その内6大学からは学部の意見が出されている。集計結果から見ると、各項目とも可とするものが多数で、強い反対はないようであり、大体において賛成と見てよいと思う。ただ3.の学科を類型別に例示することについて、(イ)の小学校、中学校及び特殊教育学校の教員養成を行なう場合、例示した学科のほか各大学の自主的立場により、学科の分離統合または例示の学科の一部を欠き、また他学科を加えることが出来る。としてはどうかとの問いに対して、可とするもの36、否とするもの

6, その他18大学あり, 本項のみが賛成が少なく問題を含んでいる。否及びその他の主な意見は, 例示された学科名の中の「教育」の削除や名称の変更などの意見が多く見られ, その他学科制の趣旨を徹底する観点から更に検討の要ありとか, 学内体系に準じて独自につけたいなどの意見が出されている。本項は, 教大協(高坂委員長)で出されたものとの関係もあり, これとの調節は委員長にお願いすることとしたい。その他各項にわたり説明があり, これに対し質疑応答があった。

なお, 今後の課題としては, 施設設備, 教員組織, 附属施設等残された問題について検討することとし, 委員長とも相談の上進めることとした。

以上, 総会には上記の検討経過について報告することとして閉会した。

金倉宮城教育大学長より, 6月15日をもって学長を退任する旨挨拶があった。

(25) 第7常置委員会議事要録

日時 昭和44年6月23日(月)午前10時

場所 東京大学附属図書館大集会室

出席者 鎌田委員長

中川, 林, 垣下, 伊藤, 武居, 稻荷山, 池田, 熊谷, 藤吉, 後藤各委員
徳広専門委員

鎌田委員長の主宰により開会

はじめに, 前回の議事要録を朗読したのち討議に入り, 議事要録中1ページ最下段の『学科名の中の「教育」の削除や名称の変更などの意見』とあることの意味については, 基本的な問

題に関連して出て来た問題で, 名称の問題でもあるが本質的にはその目的が教員養成にあるのか, 一般教育にあるのかということであること, 教大協との調節については委員長の努力によってすでに了解が成り立っているものとして各委員了解した。

また, この前の委員会の席上において教員養成制度についての基本的検討を加えるという話題もあった筈であるから, 本要録にも報告に併せてそのことを採り上げて行くことを書き添えてほしいという要望があり討議の結果要録2ページ6行目から8行目までを次のとおり訂正された。

『なお, 今後の課題としては, 教員養成制度の基本的問題について検討することの再確認を求めること, ならびに施設設備, 教員組織, 附属施設等残された問題について検討することとした』

なお, 設置基準要項の作成に関連し意見の開陳があったがその主なものは次のとおりである。

- 基準を早く作って欲しいという強い要望のあることを考えるべきである。
- 教大協との関係もあるが国大協としても出すべきである。
- 委員会独自の案はあっても良い。
- 国大協から関係省庁へ促進方を働きかける必要がある。
- 将来マイナスにならない様な内容にして欲しい。
- 実現の可能性の強い内容にする必要がある。

以上の結果委員会としては別紙「学部設置基準要項についてのアンケート」を本日の理事会にも諮った上明日の総会に報告することを了承

し、また、種々問題はあるかも知れないが可及的速やかに基準案を作ることにこの上とも努力する旨意見の一致を見て閉会した。

○ 新委員の紹介

宮城教育大学長の交替に伴い6月16日付をもって金倉円照委員の後任に林竹二委員が就任された旨紹介があった。

(26) 第7常置委員会議事要録

日時 昭和44年6月25日(水)午前10時

場所 国立教育会館

出席者 鎌田委員長

中川、金倉、武居、中村、稲荷山、田中(代、福島)、藤吉各委員

鎌田前委員長主宰の下に開会。

はじめに、委員の交替に伴い、各委員から、自己紹介があった。

1. 委員長選出について

稲荷山委員が座長となり、新委員長の選出について諮った結果、各委員の互選により、鎌田前委員長が引き続き新委員長に選出された。

ついで、鎌田新委員長から、就任の挨拶があつてのち、次の議題について審議に入った。

2. 担当事項について

委員長から、本常置委員会が担当していくべき事項については、教員養成の観点から、その在り方が取り上げられ、一応、これについては、大学全体の改革のなかで併せて検討していくことになるが、他方中央教育審議会等における、これ等に関する答申が出される

この関連から、国立大学協会としても早急に意見をまとめる必要があるので、本日は、教員養成の問題点について、自由に意見を交換してほしい旨が述べられた。

つづいて、各委員の間で、①日本の大学における教育大学(学部)のしめる位置、役割について、②教育大学(学部)の性格について、③教員不足に伴う教育大学(学部)の新設について、④教員養成担当者を、さらに養成するための高度な大学院制度の必要性などについて活発に意見を交換した。

2. 今後の審議の進め方について

ついで、委員長から、今後の本常置委員会の進め方としては、さし当たり、教員養成の基本理念を明確にすることから始めることにし、その過程の問題によっては、関連ある常置委員会と連絡を密にしながら検討を進めていきたい。一応、目安としては、秋の総会までには、本常置委員会としての意見を、中間報告の形で報告してはどうか。

なお、次回以降の本常置委員会については、本日の意見を参考にしながら、6月中に問題点を集約し、7月中旬頃に委員会を開催して具体的な審議に入りたいと思う。また、本常置委員会に関する小委員会の設置や専門委員の委嘱については、次回に検討したい旨が述べられた。

○ 次回委員会開催日

日時 昭和44年7月14日(月)午後1時

場所 未定

(27) 図書館特別委員会議事要録

日時 昭和44年5月8日(木)午前10時

場 所 国立大学協会会議室
出席者 金倉，細谷，斯波，藤野，長谷川（代
鈴木），田中各委員
日高専門委員
説明者 立松情報図書館課長

川村委員長退任により，田中委員の主宰の下
に開会。

初めに，長谷川委員の代理として出席の鈴木
教授の紹介があり，次いで前回の議事要録の朗
読があってこれを承認し，議事に入った。

1. 委員長の選出について

川村委員長の退官に伴う後任委員長の選出
について諮られたが，本日は欠席者が多いた
め，書面投票（単記無記名）により選出する
こととし，開票の結果最高得点者を当選者と
し，もし同得点者のある場合は，年令順によ
り選考することに了承された。

2. 専門委員の依嘱について

伊藤専門委員の退官に伴う後任の補充につ
いて諮られ，選考の結果，東京大学附属図書
館長松田智雄教授に依嘱することになった。

3. 一般教育と大学図書館について

本問題は，一般教育のための図書館のサー
ビスがたちおけている関係から，緊急にこ
れを取りあげることとし，今日までに数回に
わたり討議を重ね，総会にも報告されたもの
であるが，図書館の問題は重要な問題であ
り，一般教育のみに限らず，専門教育を含む
全体としての図書館の在り方を考える必要が
ある。本委員会としてもこの横の連絡を十分
に取りながら審議する必要がある。今後の
審議の進め方については，新委員長が決まっ
た上で審議することに了承された。

4. その他

文部省立松情報図書館課長の出席を得て，
次の諸事項について説明を聞き，これについ
て質疑応答並びに意見の交換があった。

- 1) 昭和43年度大学図書館実地視察の結果に
ついて
- 2) 昭和44年度大学図書館関係主要予算額に
ついて
- 3) 最近における大学図書館の推移について

(28) 教養課程に関する特別委員 会議事要録

日 時 昭和44年5月7日（水）午後1時30分
場 所 国立大学協会会議室
出席者 小塚委員長
細谷，加藤（代，阿部教授），今西，中
村，前川各委員
小野専門委員

小塚委員長主宰の下に開会。

一般教育に関するアンケートに対する各大学
の回答は，大学としての意見の外に学部の意見
がよせられていたり，一大学内においても教養
部と専門学部との意見が正反対であったり，学
問の分野によりあるいは学部が分散しているな
どの地理的条件から一大学内の意見もまとめ難
い事情もあり，回答された59大学の意見のとり
まとめは非常に難しい。まだ回答のない11大学
には督促することとし，今後本問題をどう取り
あげていくかについて検討されたが，およそ次
のような意見が開陳された。

- 小塚委員長の書かれた「一般教育の改善に
ついて」は，よくまとまっていて，これ以上
にはまとまらないではないか。とかく一般教

育の責任は教養部にあるようにいわれるが、教養部からいわせれば、むしろ聞きたいのは専門課程の教官の意見で、もともと専門課程を前提として教養課程を考えただけであり、一般教育の責任を教養課程の都合だけに負わせるものではないと思う。専門課程の教官に不満があったのは、要するに一般教育の目的なり、目標なりがはっきりしていないことにあるのではないかと思う。

- 確かに一般教育と教養課程の考え方が明確でない点があり、その点の検討が必要と思う。外国語の問題にしても制度の上では取りあげねばならぬが、一般教育の中での外国語のとりあげ方についてもはっきりしない。外国文学をとりいれている大学もあるが、語学としての外国語と離しては考えられないではないか。
- 一般教育のカリキュラム編成は、教養部だけで組まずに学長の下に委員会を置いて、4年間を通じて一貫した密度の濃い組み方が必要と思う。その場合一般教育科目を削って、専門科目のみに走るようなことがあってはならない。また、講義内容を重複しないよう十分に留意すべきである。
- 歴史などは、小・中・高校が同じことを繰り返していて、大学でもう一度きくと4回繰り返すことになる。実際は、教える側でも非常に苦勞しておられるが、歴史は年代の順の枠があるために学生の受け取り方が同じになるなどいたしかたがないかとも思う。こうなると6:3:3制のあり方にも関係してくる。もっとも大学へ進学しない者も対象となっている関係もあるが。
- 一般教育と専門教育とははっきり区別できるかどうか、ある専門分野によっては一般で

あり、ある分野においては専門となるので容易にその区別ができない。ただし、自然科学など積上げていく学問であればある程度までは考えられる。例えば、数学など、理学部向けのものは工学部では使いものにならぬと聞く。とすると工学部向きの数学、理学部向きの数学が必要ともいえる。

- 大学設置基準改善要項の中で、人文・社会・自然の3分野にわたって24単位とるという考え方には問題はなかったようであり、この点は早く実施されることが望ましい。授業の内容を豊かなものにすることにより、単位を減らす方法が考えられないものか。結局は、学生数と施設で按配するほかないかと思う。
- 体育は、課外活動でやっている大学もあるようで、一般教育課目からはずしてはどうか、少なくとも必修でなく選択にしてもよいかと思う。運動をやったことのない者には体育を、やったことのある者はクラブ活動でよいではないか。しかし、クラブに入るのをいやがる学生もいる。虚弱な者と健康な者と2段階に分けてやらせるとか、保健管理と密接に組んで実施することも必要であろう。
- 一般教育と専門教育をくさび型に組み入れる方法が行なわれているが、これも学生数にもより、また一年を通じて行なう講義と一学期で終わる講義とは自ら違いがある。形だけでなく内容でなくてはならないし、結局4年間を通して融合したものでなくてはならない。
- 一般教育と専門教育との内容についてとまどいがあるようだが、一般教育の効果が判然としないことにもよるのではないか。人間形成は、中・高校で行ない、大学では専門教育を行なうことにしたらとの意見も聞くが、今

日の高校教育では駄目で、大学以前のものであるのではないか、大学1年次の学生の物理の講義の際、高校で習った物理は全部忘れよといった教官もあるという。

- もう一度、例えば専門教育の教官に対し一般教育の必要度をどう考えているかというような形を変えたアンケートを考えてはどうか。あるいは、教育課程と専門課程とを別々にアンケートすることも一案ではないか。
- 目標をはつきりさせる上からも4年間を通しての一貫教育が必要であり、大学院修士課程位までのカリキュラムを組んではつきりさせてはとの意見もある。大学院を終えても必ず教官や研究者になれる保障がないことなどが、将来に対する不安と不満につながっているようである。大学院大学説もあるが、いたずらに大学院を増すことが問題の解決にはならないと思う。また、反対に目標がはっきりしていて、そのためにかえって問題がある例もある。卒業後の進路が保障されている学部は、騒ぎも少ないようである。
- 大学院問題も違った観点から問題が出てきた。外国の大学では、卒業生は卒業した大学の教官には採用しないとの申し合わせをしている大学もあるようであり、学ぶべき点がある。
- 一般教育の目的・目標をどう打ち出すか、人間形成は20才位までにとの説もあるが、大学へ進んでから教官から受けるものにも大きいものがある。

日本の場合は知的面にウエートが置かれているようだが外国では専門知識そのものの外に人間教育にかなりのウエートがおかれているようだ。

- 教養部の成立過程をみると、事実が先で、

法的措置がその後にとられたようであり、不備な点もあったように思う。今日は、大学入学者も非常に増加してきていること、社会教育的 function も入ってきて、旧制大学・高校時代とは随分な相違があり、大学に入学して来る年代層の考え方にしても、客観的なものでないと納得しないようであるが、昔は学生の数も少なかったが考え方も主観的だった。

- 一般教育の効果をあげることは、広い視野をもたせ、その上に立って人間としての教養をもたせることと思うが、その人間形成は、専門教育においてもできることであり、問題は、一般教育でなくてはできないものは何かということである。

以上、本日出された問題点を整理して、専門委員に見てもらい、再度各大学にアンケートするかどうか委員長と相談の上きめることとした。

6月の総会には何等かの報告をする必要があり、それまでに意見をまとめたが、アンケートを出すとするれば各大学でも検討の時間が必要であり、場合によっては学部別の意見でもよいということを文章に入れてはとの意見もあった。

なお、さきに行なったアンケートの回答に示された問題点の中には、かなり参考になる点があるので、小野専門委員において、問題点を整理願うこととした。

(29) 第5回入試期特別委員会議事要録

日時 昭和44年5月8日(木)午後2時
場所 国立大学協会会議室

出席者 堀内, 柳川, 本川, 細谷, 秋月, 和達
(代, 井上), 鐘ヶ江, 小野, 城戸(代,
後藤), 奥田, 藤本, 稻荷山, 田中, 前
川, 小池, 妻木, 町野各委員

渡辺委員長退任のため, 新委員長決定まで奥
田委員(会長)座長となり, 開会の挨拶があつ
てのち, 委員の交代について次のとおり報告と
紹介があった。

大学名	新	旧
茨城大学	徳江 徳	二方 義
東京外国語大学	鐘ヶ江信光	小川 芳男
静岡大学	小野 勝次	渡辺 寧
名古屋工業大学	城戸 久	佐藤 知雄
山口大学	田中 弘道	市川 禎治
熊本大学	忽那 将愛	荒木 雄喜

次いで, 委員長を選出することとしたが, 本
委員会の委員長は従来副会長をもってこれに当
てることにしているのち, 協議の結果本川副会
長が委員長に選出された。

よって, 本川新委員長主宰の下に議事を続行
し, 先ず委員長より新任の挨拶があつたのち,
前回の議事録を朗読し, 一部(1頁本文3行目
の「上10行目」の「上」を削り, 4頁12行目
「(工業単科大学中名工大だけが2期である事
情で)」を「(工業大学中東京工業大学だけが1
期である事情で)」に修正があつて承認され
た。

○ 入試期決定に関する問題について

委員長より, 前委員会の申し合わせによつ
て先ず本日は, 渡辺前委員長私案による2期
から1期へ移る5校~7校の大学を選定する
具体案について, その後の各地区における検
討の結果について報告されたい旨述べられ,
各地区幹事からそれぞれ次のとおり報告があ

つた。

北海道・東北地区

北海道地区では現状でよいので, 特に異論は
無いが, 東北地区では, 前委員会で報告したと
おり将来の入試は全国一斉に行なうことを前提
とし, その段階として考えてほしい。また, 医
学部を持つ大学を第1に, 福島大学を第2に,
できるならこれ等の大学は1期を希望してい
る。東北地区全体を通じての共通意見として
は, 5~7大学を1期への別の原則から委員
長私案が出されたこと, そのことについては,
もう少し地区の意見をくみ入れてほしかったと
いう声があつた。

関東・甲信越地区

原案に賛成している大学も多いが一部には各
大学の要望が無視されているとの苦情もある。

山梨大では1期・2期は時々交替を希望し,
埼玉大では1期になれば志願者は少なくなるけ
れど, その代わり他大学の志願者が多くなり結
局根本的解決策にはならないとの意見であつ
た。また, 東京外語大からは, 1期校に変更す
る基準の各項に該当するので, 是非1期校にと
の申し出もあつた。

なお, 前委員会の際医学部関係で特に問題と
なり要望されていた東京医科歯科, 千葉, 信
州, 群馬の各大学間の会議は, 去る4月24日千
葉大学を除いた3大学間で行なつたが, 意見は
まとまらず, 東京医科歯科は現状から見てどう
あつても1期を希望し, 信州大学では東京医科
歯科が1期になれば信州も1期に, また, 前記
2大学が, 1期になれば群馬も1期を希望し,
結局医学部は全部1期に, 同時が無理なら年度
に分けて1期になることを希望し, 懸案となつ
ていた東京医科歯科の1期校への移行について
は意見がまとまらなかった。

中部地区

地区会議が未だ開かれていないので、まとまった意見はないが、特に原案に反対の意見もないようだ。

近畿地区

大体において原案に賛成であるが、前委員会の際大阪外語大は、東京外語大と1年毎に交替するならば差支えないとのことであったが、その後検討の結果前期を希望することに変更した。なお、大阪教育大学からは未だ回答が無いので不明。

中国・四国地区

未回答の大学もあるが、大体において原案に対して賛否が相半ばし(別紙のとおり)地区全体としてはまとまらないが将来の入試は全国一斉を希望しているところが多い。岡山大学(現在1期)と山口大学では特に1期校を希望している。

九州地区

原案に対して特に反対はないが、医学部のある鹿児島大学は1期校を強く望んでおり、不可能ならば2期の入試期日の繰り上げを希望している。

以上で前委員長私案に対する各地区毎の報告は一応終わり、その結果を見ると大多数は賛成であるが一部には反対又は条件付賛成があつて私案どおりの変更はかなり困難であることが判明した。

この後、各委員から④1期志望は断然多く仮に臨時便法としてこの原案で進むこととしても、今後だんだんと1期が増えて来ると、従つて2期に残った大学の困る事情が次々と起こつて来て、問題は転化するだけで、根本的解決策とはならない、②この委員会では抜本的の解決策を見出すことでなくむしろ手直しの策を考えれ

ばよいのではないかと、③1期・2期のバランスを初めから考え直すべきだ、④できるだけ入試の方向を全国一斉に進めていくべきだ、⑤この委員会としては差当たり手直しの私案を中心として検討すべきだが、この案で特に支障があるところは、その事情を更によく検討していくこととしてはどうか、⑥高校側の意見も十分確かめなければならぬ。⑦名古屋工大の1期への理由は薄弱のようだ。⑧この委員会は第2常置委員会の結論をうけて、設けられたものであつてその目的の範囲内で検討すべきであり、それ以外のことは第2常置委員会で審議すればよいのではないかと。⑨現在は受験生に二度受験の機会を与えることが原則になっているので、この考え方を生かさなければならぬ等の意見が述べられた。ついで委員長より、本日の会議では前委員長私案には賛否両論があり、この案には、かなり問題もあるので直ちに決定することは出来ないと思うが今後どのように検討をすすめて行くかその点を審議してほしいと要望され、これについて、次のような意見が述べられた。

- 東京医科歯科、群馬、信州の3大学のうち、本日の会議の様子では、1大学だけが1期校になるのは困るので、3校とも1期になるか或いは現状維持かということになる。この点はもう一度上記3大学間で話し合つて見ることになしたい。
- 上記3大学共1期にすると他の医学部をもっている4大学は迷惑する。然し次年度に必ず1期になれるという条件があれば反対もしない。
- 単に志願者が多いということだけの理由で、1期にすることは強い理由にはならない。

○ 現在は大学のあり方を再検討している最中であり、この振分け問題を検討し始めた頃と今日では情勢も変わっており、1期・2期の入れ替えだけでは治まりそうもなくまた、基準や原則にも沿わない点もあると思われるので、むしろ第2常置委員会へこの審議は差戻してはどうか。

○ 1期校移行私案の(1)と(2)は差支えないと思うが、(3)以下は他に支障がある。

○ (1)から(2)までを一応妥協し(6)は再検討することはどうか。

上記のような意見があったが、本日の会議では結論を得ず、協議の結果、関東・甲信越の大学間と別に同種の大学の間で、それぞれもう一度本日の会議の空気を伝えて6月10日までに話し合いをして意見をまとめるようにし、そのまとめが済み次第6月中旬又は総会の直前に本委員会を開催し一応の結論を出し、総会にその案を出すこととした。

(30) 第6回入試期特別委員会議 事要録

日 時、昭和44年6月23日(月)午後1時～3時

場 所 東京大学総合図書館集会室

出席者 本川委員長

堀内(代、石塚)、柳川、細谷、徳江、秋月、和達、鐘ヶ江、水戸部、小野、稲荷山、飯島、田中、前川、小池、町野各委員

近藤東京農工大学長、

太田東京医科歯科大学長

本川委員認主宰の下に開会。

委員長から、入試期決定方法に関するいわゆる渡辺委員長試案に基づき、一期校、二期校の問題について、審議を重ねてきたが、本日は、前回から懸案事項となっていた「差し当たっての具体的措置」について、それぞれの関連地域で協議いただいた結果についてご報告願ひ、その後各委員からのご意見をうかがって、この問題に対する本特別委員会としての意見をまとめ、結論を得る得ないにかかわらず総会に報告したい旨、発言があった。

続いて、第5回議事要録を朗読し、3頁9行目「同時が無理なら年度に分けて1期に」を削り承認された。

1. 入試期に関する中間措置について

(1) 秋月委員から、前回から懸案となっていた関東甲信越地区の入試期について、特に、医学部問題のある東京医科歯科、信州、群馬、千葉の各大学の医学部長、歯学部長を加え、なるべく早い機会に話し合ってみるようになっていたが、このことについては、その後、関係大学に電話等で連絡するかたわら、さる6月21日東京医科歯科大学で関係大学の医学部長、歯学部長を交え話し合った結果、東京医科歯科大学は、現状からみてどうあっても一期校を希望しており、東京医科歯科大学が一期校になるとすれば、信州大学・群馬大学が困るといった具合で、意見はまともならず、結局大学相互間の意見の調整ができずに依然として平行線である旨、報告があった。

(2) 委員長から、同種の大学に所属している大学のうち東京外語、大阪外語の両大学、および東京商船、神戸商船の両大学の間で協議された結果について、おおむね次のと

おり報告があった。

- ① 東京外語と大阪外語の両大学では、それぞれ一期校を希望しており、二期校になることを希望していない。
- ② 東京商船と神戸商船の両大学では、一期と二期を隔年で入試を実施することとし、昭和46年度から実施の場合は、東京商船大学を一期に、神戸商船大学を二期とする。昭和47年度には神戸商船大学を一期に、東京商船大学を二期とする。昭和48年度からは一期と二期を一年交替で実施することとしたい。

以上の報告に関連して、入試期に関する中間措置について、各委員の間に意見の交換があり、その大要は次のとおり、

- この問題は、各大学相互間および本特別委員会において十分に協議を行ない理解と納得のうえで実施すべきである。このように十分な協議を抜きにして実施のための具体化を決定することは問題があるので、早急に結論を出されることには格別の配慮を願いたい。
- 現状からみて、入試期日決定方法よりも入学試験そのものを抜本的に考える必要があるので、この入試期の問題はあらためて第二常置委員会に差し戻してはどうか。
- 受験生に2回の受験の機会を与えるという大原則に基づいて作案された手直し程度が、この渡辺委員長試案であったが、実際には、この手直し案は困難な問題を含んでおり、しかも、現在は入学試験そのものが問題となっているので、この入試期の問題は、一応中止して、将来この問題が提起されたときにあらためて

検討するようにはどうか。

- (3) 関東・甲信越地区以外の大学の意見について
 - 本学では、医学部のほかは積極的に態度を示していない。現状では、各大学とも紛争中でもあるので、第二常置委員会に差し戻したらどうか。
 - 一期校と二期校を交替で実施するようにしたらどうか、もし、これが妥協ができない見通しであれば、この際第二常置委員会に差し戻してはどうか。
 - 入学試験そのものを抜本的に考える必要がある。現状では渡辺委員長試案は問題を大きくするのではないか。
 - 入試期の問題は、現在の時点に立って考え直すべきであること。
 - 入試期の問題は、大学としては全国一斉に実施すべきであるが、受験生に2回の受験の機会を与えるべきだとの大原則に立っていることであるので、入試期の決定にあたっては、各大学長および各地区学長会議とも十分に意見の交換を行ない、かつまた各高等学校その他関係方面からも十分に意見を徴したうえで具体的な成案に当たるべきであること。

委員長から、今日までの本委員会における各委員の意見を徴した結果、①本委員会は、今日まで渡辺前委員長提案の「差し当たっての具体的措置」について総会決定の方針に従い、関連地区における大学間の協議と本特別委員会における協議とにより極力これを取りまとめるべく努力してきたが、諸般の事情により地区学長会議ならびに関係大学との照復を重ねる時間が十分に得られなかった点もあり、相互に理解し得る案が得られなかったことは遺憾である。②こ

の入試期の問題は、当初第2常置委員会において検討をはじめた頃と今日では、情勢が甚だしく変わってきており、一期・二期の入れ替えをただけで解決できるものではなく、入試期の問題よりも、むしろ入学試験そのものが問題となっており、これを抜本的に検討する必要がある。③現状では、大学紛争に伴い多くの大学において大学の在り方等を検討している最中であり、この問題のために大学紛争がますます激化され、または誘発されることも考えられる。

以上、三つの理由により結論を得ることができなかったことを総会に報告するとともに、本日決定された結論を、第2常置委員会に伝え、同委員会において上記理由の(2)、(3)の趣旨により、改めて入試問題について検討を願うこととする。なお、本特別委員会は、今後第2常置委員会における検討の過程または結果を待って改めて入試期決定について検討することとし、それまで一応休会とすることが諮られ、異議なく承認された。

なお、本委員会審議の過程において各地区の委員から現行入試期の二期制度を廃止して国立大学一斉に入学試験を行なうべきであるとの意見が多数述べられ、この点についても第2常置委員会で検討されたい旨の希望があった。

- (1) 委員長から、入試期日繰上げについては、第2常置委員会で検討を重ねてきたが、種々実施面において困難を生ずる大学がかなり多く問題があるので、振出しに戻って抜本的に再検討の必要があるという意見に達した。よって、このことを総会に報告することについて諮られ承認した。
- (2) 国立大学の入学試験は、1期・2期の区別を設けず全国1回一斉施行を目標としてすすめてほしいという意見が各大学に多いので、

このことも総会に報告することとした。

(31) 第5回大学問題研究部会議 事要録

日時 昭和44年5月9日(金)午前10時
場所 国立大学協会会議室
出席者 奥田委員長
本川、和達、小塚、斯波各委員
武田臨時委員
伊藤、市原各専門委員

奥田委員長主宰の下に開会

初めに、前回の議事要録を朗読、これを承認し、本日の審議資料の説明があつて審議に入った。

1. 要望書について

委員長より、去る4月30日に中央教育審議会より文部大臣に答申された「当面する大学教育の課題に対応するための方策について」に対しての本協会の考え方を会長談話の形で発表してはと考へ、昨日臨時委員、専門委員を煩わしてその原案を作成したので、これについて審議を願い、成案の上本日午後の理事会に提案したい旨諮られ、まず案文の朗読があつて審議に入り、次のとおり一部字句を修正の上承認し、この取扱いについては、理事会に諮って処置することとした。

2頁6行目「生かされている」を「十分生かされている」に、

9行目「大学を構成する人々の」を「大学構成員の」に、

10行目「よってのみその」を「よってこそ真の」に、および「よっては左右する」を「よ

って処理する」に、

12行目「答申の立法化については慎重に措置されることを」を「答申の取り扱いについては慎重を期せられるよう」に修正する。

2. 大学改革案等に関する各大学間の連絡強化について

最近、学生の要求や運動をめぐる紛争が各地区の大学におこり、大学の管理運営や教育の在り方などについての論議が学の内外に提起されている。各大学においてもこの問題についてそれぞれ真げんに検討を進めているが、大学それぞれに事情を異にしているため、国大協としてもこれが統一見解を得ることは困難と思われるので、この際当協会としては、東京大学をはじめその他の大学の改革案等の供与をうけ、これを各大学に斡旋配付し、各大学間の連絡強化をはかることとしては如何かと考え、事務局において立案した別紙各大学宛通知案文を朗読の上その趣旨について説明があり、さらに、本件は本来ならば、大学運営協議会に諮るべきであるが、部会の承認を得て処置することとしてはどうかと諮られ、承認された。

3. 「大学の管理運営に関する意見」の再検討について

先ず、伊藤専門委員より、この意見書立案当時の経緯について、以下各章にわたりその概要について説明された。

まえがき

第1章 大学自治の本質

第2章 文部大臣の権限 大臣の拒否権を中心に、

第3章 人事 学長・学部長・教員の選考、教員の不利益処分

第4章 学内機関 学長の地位権限、学部

長会議、部局長会議、協議会、評議会の構成・地位・権限、学部長の地位・権限、教授会の構成・地位・権限、その他

以上の4章が主体となっている。今日これでよいかどうか。

第5章 教養課程 十分に検討していない、問題が残っている。

第6章 単科大学及び分校 問題点だけを拾った。

第7章 大学院 まだ成熟していなかった。議論の要あり。

第8章 附置研究所 かなり重要な問題、検討の余地あり。

第9章 財政及び事務機構 疑問があつて、問題点の指摘にとどめた。

第10章 国立大学協会の役割

次いで、委員長より、私案として、以上の意見書について一通り検討を加え、取りあげるべき問題を整理した上で、逐次検討し、その過程において大学は如何に在るべきかを明らかにしたい旨述べられ、次いで市原専門委員より一橋大学における改革案の大筋について説明があり、関連して学生の地位と役割、学生参加の範囲と方法、学生自治会の在り方、学生のスト権、その他の問題について質疑応答や意見の開陳があり、中教審の答申に対する各大学の意見や、各大学で検討中の改革案等を参考として採り入れること。伊藤専門委員において検討すべき問題を整理すること、市原専門委員には参考資料として一橋大学における検討問題特に学生に関する案件について説明をうけることとし、次回はこれらの問題について審議することとした。

次回は、5月26日(午後1時より4時頃まで)に開催することに申し合わせ閉会した。

(32) 第6回大学問題研究部会議 事要録

日 時 昭和44年5月26日(月)午後1時
場 所 国立大学協会会議室
出席者 奥田委員長
本川, 和達, 小塚, 近藤(東工大斯波
委員代理)各委員
広田宮崎大学長
武田, 田畑各臨時委員
伊藤専門委員

奥田委員長主宰の下に開会。

初めに、九州地区より広田宮崎大学長が特に出席されたこと、並びに市原専門委員が大学内の事情により本日欠席されることとなったこと、及び斯波委員の代理として東京農工大学近藤学長が出席された旨の紹介があって議事に入る。

先ず前回(5月9日)の議事要録を朗読して承認され、本日の配付資料(1~7)について丁子主事より説明がなされた。

次に、伊藤専門委員において立案の別紙「大学問題研究部会として検討すべき問題点」について、詳細な説明があり、この案は主として、昭和41年6月に当協会において公表した「大学の管理運営に関する意見」と、今回発表された中央教育審議会の「当面する大学教育の課題に対応するための方策について」等を考え合わせて問題点を列挙したもので、現在は、以前とは諸事情も異なって来たところから再検討を要することになった問題点および前には触れなかったが新たに検討する必要性が生じた問題点を拾い

上げるようにしたが、色々脱漏の点などあると思われるので御検討願いたいと述べ、全体にわたり問題点の所在を指摘された。

次に、本日欠席した市原専門委員より寄せられた「大学における学生の地位と役割」と題する文書を二宮主事朗読の上、奥田委員長より、これについて意見があれば、承りたい。なお、大学紛争の收拾に関する臨時措置法案が国会に出されたので、この際、この法案に対する協会としての態度について検討してはどうかと諮られこの法案は、当面の問題であるのでなるべく早く検討する必要があるとの意見により、これを探りあげることとし、先ず、臨時措置法案の問題点について伊藤専門委員より各条項につき説明があり大要次のような点について指摘があった。

- この法案によって、大学紛争の自主的な收拾と大学における教育及び研究の正常化を図ることが可能であろうか。
- 紛争の定義やその認定権者(学長か大臣か)に不明確な点がある。(第2条)
- 訓示規定として法的拘束力がないとしても色々な形で大学の規制のために利用されることになるおそれがある。(第3条)
- 報告の義務、報告の要求が大臣の監督権につながり、それが研究・教育に及ぶとか、教官の思想調査につながるおそれがないか。(第4条)
- 勧告について、勧告だから、従う義務はないというかも知れぬが、こういう措置をとれとの指示に近い勧告となる心配があり、学長が文部大臣の勧告、指示を受けるいわば中間管理者になるのはこまる。(第5条)
- 文部大臣のコントロールが強くなることや大学外の第三者が管理執行の権限をもちうる

機関に参加する点が心配される。(第6条)

- 休止のための手続が書かれていないこと、停止することにより厳しい効果が発生すること、指示することにより、強い監督権の行使が考えられること、停止した大学の管理運営は誰が行なうか、それを所要の措置として指示するのか。など問題のあるところであると思われる。(第7条)

続いて、質疑応答が行なわれたが、その大要は次のような点についてであった。

- 漠然たる規定故、その運用によっては大きな問題になる。
- 自民党が国会審議の過程において修正するというが如何なる点か。
- 非協力の範囲はどこまでか、決めることがむずかしい。
- このような立法がなされれば却って紛争が激化するようになる。法案全体を通して見て結局は、警察に連絡せよということではないか。
- 内容は訓示とおどしで強行措置をとれといっているのみである。何が自主的な收拾のための努力か、方法がうたっていない。
- 勧告した結果が悪かった場合に、政府はどうするのか、この点は重大である。また、勧告は勧告であって必ずしも受け入れられるとは限らない。
- 現状では大学に紛争が勃発すれば次から次への要求となり、どうにもならないこととなる。紛争のなかった大学にこの立法化によって却って点火したようなもので、国会の審議が長びくほど紛争が起きる心配がある。
- あまり組織をはっきりすることは考えものであって権限を強化すると動きがとれなくなる恐れも生ずる。

- 国大協において、44年5月9日付をもって中教審の答申に示された提案について要望書を出したが、更に総会を開くなどして強い意思表示をしてはどうか。

国会に上程されたら国会に対してもう一度タイムリングを見て提出する必要がある。

委員長より、今回の臨時措置法案に対して各国立大学ではどのように考えておられるか、また、法案が提出されたために、各国立大学はどのような動きを見せているか等確かめる必要はないかとの発言があり、各大学に照会して立法化のために起こりつつある事情を把握して、これを資料として国会に提示することがよいと考えられるので、各大学に法案を送るとともに、各大学の具体的な実情の報告を求めることとした。なお、締切りを、6月10日までとし、その後起こった分については追加として報告して貰うこととした。

次に奥田委員長から、目下取りあげるべき問題について審議したい旨述べられ、どの点から論議を進めるべきかについて諮られ、委員の中から、初めは根本的に改革するといっているが、結局は部分的な改革となる。全く新しい姿の大学をつくることはなかなか困難であり、独逸の大学でも昔の姿と余り変わらないようである。具体的には、まず、一般教育(教養課程)や大学院の問題等が問題点ではないかとの意見があり、また、虚学と実学の問題が話題となり、大学は何れに属すのかなどについて意見の交換が行なわれた。

最後に、委員長より、今回は、学生の地位の問題について討議し、それがまとまってから、1の大学自治の本質の(1)大衆化した大学から審議を始めることとし、来たる6月の総会には大体のまとめの報告が出来るようにしたい旨が述

べられ、次回は6月13日(金)午後1時～4時に研究部会と小委員会を兼ねた委員会を開くこととして閉会とした。

(33) 第7回大学問題研究部会議 事要録

日時 昭和44年6月13日(金)午後1時

場所 国立大学協会会議室

出席者 奥田委員長

近藤(東京農工大)、加藤(東京大学)、
秋月(群馬大学)各学長

武田臨時委員

伊藤専門委員

奥田委員長主宰の下に開会。

初めに、委員長より本日の研究部会是小委員会を兼ねた委員会としたいなお、本日は小委員に支障が多く運営協議会委員その他の方に特別出席願った旨開会の挨拶があり、前回(第6回)の議事要録を朗読し、これを承認し、続いて丁子主事から、本日の審議資料(大学運営措置法案に関する各大学からの回答)の説明があつて審議に入った。

○「大学の運営に関する臨時措置法案」に関する各大学からの報告について

このことについては、委員長より、前委員会(5月26日)で決めたとおり、標記の法案を各大学へ送付し、この法案に対して各大学ではどのように考えておられるか、また、法案が提出されたために、各大学ではどのような動きを見せているか具体的な実情の報告を求めたところ、別紙資料「大学措置法に関する各大学回答」に記してあるような報告を受けた。

報告内容を見ると、一部には立法に賛成的な大学もあるようだが、大部分の大学では反対的の声明や意見を出したりデモの動きを見せている。とその調査の結果について追加して説明があつた。

ついで、委員長より、このような状況下に際し、国大協としてこの問題に対し、何等の意見も声明も公表しないで、ただこのままにしておいてよいものかどうか、過日一応は口頭をもって反対の意志表示を当局側に申述べておいたが、この際正式に実状を訴え、意見を發表した方がよいのではないかと諮られ、各委員の間でいろいろの角度から意見の交換が行なわれた。

その主なるものは、次のとおりである。

○ 今回の立法措置は、先年の大管法の場合と事情を異にしているので、大学側の意見のみを強力に押し進めて行かず、多少協調的な方向をとつてもよいのではないか。仮に反対の立場をとるにしても、あまり抽象的な漠然とした反対でなく、先ず、大学自身の手でこの点をこうしてやると言うように具体的に考えを示すか或いは立法するならばこの点はこうすべきだというように表明したらどうかと思う。

○ 報告の結果を見ると、立法措置については、全体としては反対の空気が強いが、大学によっては賛成の見解をもつところもあり、また、同一の大学内でも意見がまちまちで、反対声明を出したところでも絶対多数の賛成で声明を出したとも限っていないところもかなりある。

○ 大学側と一般社会とでは、立法措置に対する考えも立場が違ふので自ずから見解も違つてくる可能性もある。

○ 最近開かれた関東・甲・信越の学長会議の

際においても、立法に稍々賛成であった大学、反対の立場をとった大学、未だ検討中の大学などがあって、意見もまとまっていない状態であった。

- 各大学の反対声明を見ると、大学として出したところは比較的少なく、学部とか組合などから出したところが多い。
- 全般的に見ると立法反対の空気が強いので、国大協としても何か反対の意志表示をしたい気持があるが、あまり強く反対の方向を示すと却って反発される心配もあるので、その表現はむづかしい。発表するとすれば多少和らげた表現をしてほしい。
- 国大協としての見解を公表するとすれば、予め臨時委員か専門委員にお願いし、発表文案を作成しておいて貰い、総会の初日に専門委員から法案の内容を説明願った上、その発表文案の検討をし、2日目の総会において公表することになれば、会長談話の形で発表してはどうか。

以上のような意見があり、討議の結果、立法措置問題については、この際国大協としての意見を公表することがよいのではないかとの結論に達し、会長談話の原案作成を専門委員にお願いし、6月23日の大学運営協議会ならびに理事会の合同会議にかけ、了承を得れば、これを24日の総会において専門委員から臨時措置法案の説明を願った上、会長談話の文案を示して検討して貰い、25日の総会において承認を得た上、同日夕刻記者会見を行なって、会長より発表することとしたい。

なお、文案は今のところ描象的で具体的な対策は織りこまないこととし、またあまり長文にならないよう作成して貰うこととした。

以上をもって本日の研究部会ならびに小委員

会を終わった。

(34) 特別会計制度協議会議事要 録

日 時 昭和44年5月19日(月)午後3時30分
～5時30分

場 所 国立教育会館第二特別会議室

出席者 文部省側 村山、岩間、安養寺各委員
説田(代、滝沢)、西崎各
専門委員

大野、青木各主査

国立大学協会側

斯波、田中各委員

奥田、和達、増田各委員の
代理として近藤、小塚、太
田各学長

鶴田専門委員

稲野電気通信大学事務局長

奥田議長に代わり田中委員の司会の下に開会。

初めに、代理出席の近藤、小塚、太田各学長の紹介があり、次いで本日は特別会計制度協議会運営方針に基づく定例会議として、来年度の予算編成方針その他について審議したい旨が述べられ、続いて去る4月15日に開催の専門委員会の議事要録を朗読し、一部修正があって議題の審議に入った。

1. 昭和45年度国立学校特別会計新規概算要求 について

先ず、概算要求の方針について朗読があった後、村山委員より要求の方針ならびにその骨子について、また岩間委員より施設設備関

係についてそれぞれ説明があり、これに対し種々質疑応答ならびに意見の交換があり、特に次の諸点の増強について強い要望があった。

- (1) 厚生補導の整備充実について、特に保健管理センターの増設、サークル部室の増設ならびに所属職員の格付け（教授定員の配置）について
- (2) 研究・教育の場における事故・災害の対策について
- (3) 診療助手の増員など病院教官の充実と看護要員の充実について

2. その他

受託研究の適正化、寄附金経理の問題等について質疑ならびに意見の交換があった。

2. 諸 会 合

(昭和44年5月～6月)

月日	曜	時刻	会 議 名
5. 6	火	9時30分	第3常置委員会小委員会
5. 6	火	14時	第6常置委員会（給与） 専門委員会
5. 7	水	10時	第3常置委員会
5. 7	水	13時30分	教養課程に関する特別委員会
5. 8	木	10時	図書館特別委員会
5. 8	木	14時	入試期特別委員会
5. 8	木	17時	第2常置委員会
5. 8	木	17時30分	大学問題研究部会小委員会
5. 9	金	10時	大学問題研究部会
5. 9	金	14時	理事会
5. 9	金	16時	文部省・国大協懇談会

5. 12	月	17時	第1常置委員会小委員会
5. 15	木	13時	文部大臣、官房長官との懇談
5. 19	月	13時	第6常置委員会
5. 19	月	15時30分	特別会計制度協議会
5. 22	木	13時30分	第1常置委員会小委員会
5. 26	月	10時	第3常置委員会小委員会
5. 26	月	13時	大学問題研究部会
5. 27	火	13時	第3常置委員会小委員会
5. 30	金	11時	第7常置委員会小委員会
5. 30	金	13時	第7常置委員会
5. 31	土	10時	第4常置委員会
6. 4	水	14時	総理大臣との懇談会
6. 10	火	10時	第1常置委員会小委員会
6. 13	金	13時	大学問題研究部会
5. 23	月	10時	第7常置委員会
5. 23	月	10時	第6常置委員会
6. 23	月	10時	第5常置委員会
6. 23	月	10時	第3常置委員会
6. 23	月	10時	第2常置委員会
6. 23	月	13時	第1常置委員会
6. 23	月	13時	入試期待別委員会
6. 23	月	15時	理事会
6. 23	月	16時	理事会、大学運営協議会 合同会議
6. 24	火	10時	第43回総会（第1日）
6. 24	火	12時	新理事会
6. 25	水	10時	第43回総会（第2日）
6. 25	水	10時	第1常置委員会
6. 25	水	10時	第2常置委員会
6. 25	水	10時	第3常置委員会
6. 25	水	10時	第4常置委員会
6. 25	水	10時	第5常置委員会
6. 25	水	10時	第6常置委員会
6. 25	水	10時	第7常置委員会

- 6.26 木 10時 常務理事会
 6.26 木 17時30分 幹事会
 6.27 金 10時 第11回事務連絡会議

44. 5. 8 (木) 常置委員会
 6.23 (月) //

3. 第43回総会 国立大学協会事業報告

(注) 前総会以後今総会前まで

1. 諸 会 合 (64回)

(1) 第42回総会

43.12.19 (木)

(2) 理事会 (6回)

43.12.19 (木)

44. 1.10 (金) (理事懇談会)

2.13 (水) 大学運営協議会と合同

4. 2 (水)

5. 9 (金)

6.23 (月) 大学運営協議会と合同

(3) 常置委員会 (27回)

1) 第1常置委員会

(主要審議事項) 大学院問題に関するアンケートの結果を検討し、問題点の整理を行ない、さらに検討を進めている。

44. 2. 3 (月) 常置委員会

4.23 (水) //

5.12 (月) 小委員会

5.19 (月) //

6.10 (火) //

6.23 (月) 常置委員会

2) 第2常置委員会

(主要審議事項) 入試期日の繰上げ問題についてさらにアンケートし審議した。

3) 第3常置委員会

(主要審議事項) 卒業予定者の就職推せん時期の問題, 4.21次官通達, 学寮, サークル部室の基準の問題等について審議するとともに, それぞれ関係方面に働きかける。

44. 1.24 (金) 常置委員会

2.24 (月) 専門委員会

3.14 (金) //

5. 6 (火) //

5. 7 (水) 常置委員会

5.26 (月) 専門委員会

5.27 (火) //

6.23 (月) 常置委員会

4) 第4常置委員会

(主要審議事項) 本年度の厚生補導経費, 学寮についての問題点, 研究・教育の場における事故・災害の対策, 日本育英会, 奨学金の取扱いについて審議し, 文部省, 日本育英会等関係方面に要望又は申入れを行なった。

44. 2.14 (金) 常置委員会

4.25 (金) //

5.31 (土) //

5) 第5常置委員会

(主要審議事項) 留学生教育に関する本年度予算について審議した。

44. 6.23 (月) 常置委員会

6) 第6常置委員会

(主要審議事項) 昭和44年度の予算および来年度の概算要求方針, 教官の待遇改善に関する要望書等について審議し, それぞれ関係方面に要望した。

44. 4. 8 (火) 常置委員会
 5. 6 (火) 小委員会
 5. 19 (月) 常置委員会
 6. 23 (月) //
- 7) 第7常置委員会
 (主要審議事項) 教員養成関係学部設置基準要項制定に伴う問題点について、アンケートしその結果について検討を行なった。
44. 5. 30 (金) 小委員会
 5. 30 (金) 常置委員会
 6. 23 (月) //
- (4) 特別委員会 (7回)
- 1) 科学技術行政特別委員会
 (主要審議事項) 衆議院科学技術振興対策特別委員会理事懇談会で審議中の科学技術振興基本法(試案)を検討し意見書を作成し、関係方面に提出した。
44. 4. 7 (月) 特別委員会
- 2) 図書館特別委員会
 (主要審議事項) 一般教育における大学図書館の使命および目的について審議し、また、文部省より大学図書館実地視察の結果その他につき説明をきき、大学図書館の改善につき協議した。
44. 5. 8 (木) 特別委員会
- 3) 教養課程に関する特別委員会
 (主要審議事項) さきにアンケートした「中間報告」案の諸項目に対する各大学の回答を分析して、一般教育の改善について審議し問題点の検討を行なった。
44. 5. 7 (水) 特別委員会
- 4) 入試期特別委員会
 (主要審議事項) 第41回総会決定の方針に従い、入試期決定の具体的方策について検討するとともに、中間措置として、委員長私案すなわち緊急に入試期変更を必要とするものみの組替を行なう案を検討することとし、目下大学および地区学長会議の意見をききつつ検討を行なっている。
44. 2. 13 (木) 特別委員会
 3. 27 (木) //
 5. 8 (木) //
 6. 23 (月) //
- (注) 今期は新設大学拡充特別委員会、医学教育に関する特別委員会、研究所特別委員会の開催はなかった。
- (5) 大学運営協議会 (9回)
 (主要審議事項) 大学の管理運営、学生の地位と役割等に関する問題点を審議したほか、東大の「確認書」の研究、中教審中間報告(草案)および同上答申、大学の運営に関する臨時措置法案等について検討し、関係方面に意見書を提出するとともに、これを一般に公表した。
44. 1. 25 (土) 大学問題研究部会
 2. 13 (木) 第23回大学運営協議会(理事会と合同)
 3. 15 (土) 大学問題研究部会
 4. 2 (水) //
 5. 8 (木) 大学問題研究部会小委員会
 5. 9 (金) 大学問題研究部会
 5. 26 (月) //
 6. 13 (金) //

2. 23 (月) 第24回大学運営協議会
(理事会と合同)
- (6) 特別会計制度協議会 (3回)
(主要審議事項) 国有財産管理の問題、昭和44年度予算および昭和45年度概算要求方針案について審議した。
44. 3. 14 (金) 第10回協議会
4. 15 (火) 専門委員会
5. 19 (月) 第11回協議会
- (7) その他の会合 (11回)
43. 12. 26 (金) 就職問題打合せ
44. 1. 25 (土) //
2. 21 (金) //
3. 14 (金) //
3. 17 (月) 会長と中教審会長との懇談
3. 17 (月) 役員と文部首脳との懇談
3. 24 (月) 就職問題企業者側との懇談会
3. 25 (火) //
3. 26 (水) //
3. 31 (月) //
4. 23 (水) 大学間連絡強化に関する懇談会
2. 意見書等対外的諸活動その他 (16件)
(意見書・会長談話等)
44. 1. 11 予算査定の段階において、斯波第6常置委員長、田中佐賀大学長が、文部大臣、同次官に対し、昭和44年度予算に関する要望書の趣旨について再度要望した。なお、別途渡辺副会長よりも自民党政調会西村副会長に尽力方要望した。
44. 2. 13 大学紛争に対する各方面の批判と意見に対し、2月13日開催された大学運営

- 協議会ならびに理事会に諮り、大学としての使命と責任を述べ根本的解決のため努力中である旨の会長談話を公表した。
44. 4. 17 衆議院科学技術振興対策特別委員会理事懇談会において検討中の科学技術振興基本法(試案)に対し、4月7日開催の科学技術行政特別委員会において検討の結果、会長名をもって意見書を衆議院科技特その他関係方面に提出した。
44. 5. 8 大学紛争に関連し日本育英会より出された「昭和43年度単位取得不足奨学生の取扱い」に対し会長より日本育英会長宛申入れ書を提出した。
44. 5. 9 中教審答申「当面する大学教育の課題に対応するための方策について」の取扱い特に立法化について、慎重を期するよう、5月9日開催された大学問題研究部会および理事会に諮り文部大臣に要望書を提出するとともに、会長談話をもってこれを公表した。
44. 5. 28 大学教官の給与改善をはかることの緊要性と人事院勧告との関係により、会長名をもって人事院その他関係方面に対しこれが改善に関する要望書を提出した。
(関係当局との懇談)
44. 3. 17 近くまとめられる予定の中教審答申について、奥田会長と森戸中教審会長が懇談した。
44. 3. 17 当面する大学問題について会長以下協会役員と文部省首脳部との懇談を行なった。
44. 5. 15 保利官房長官、坂田文部大臣の招きにより、奥田会長、本川、和達 両副会長、加藤、斯波、小塚、太田各役員が総理大臣官邸において大学立法の問題を中心に

懇談した。

44. 6. 4 佐藤総理大臣の招きにより、奥田会長、本川、和達両副会長、加藤、小塚、太田、近藤各役員が、総理大臣官邸において「大学の運営に関する臨時措置法案」なるべしに大学の現状および将来の問題について、佐藤総理大臣、坂田文部大臣、保利官房長官、木村、石岡両官房副長官と懇談した。

(資料・連絡強化等)

44. 2. 15 大学問題検討資料の参考として「大学問題に関する資料」の追加(1)同(2)を各大学に送付した。

44. 2. 17 東大「確認書」の解説等を大学問題検討資料として各大学に送付した。

44. 3. 17 中教審中間報告(草案)「学園における学生の地位について」に対する各大学の意見を取りまとめ、その動向を調査するため、各大学に対し右意見の送付方を依頼した。

44. 5. 27 5月24日政府が国会に提案した「大学の運営に関する臨時措置法案」を各大学に送付するとともに、これに対する意

見その他学内の動きについての報告方を依頼した。

44. 5. 30 (5月9日開催の理事会の議により、大学紛争に関連して、目下東大その他各大学が、それぞれ独自の立場で検討されている改革案若しくは改善案を、国大協としてこの際とりまとめて統一見解を出すことは、それぞれ事情を異にする関係もあり殆ど不可能なので、互いに資料を交換して大学間の連絡強化をはかり、実質的に各大学共通の拠りどころを得る資料とすることとなり、その斡旋配付につき協力方を各大学宛依頼した。

(罹災見舞)

本年1月1日の横浜国立大学経済学部校舎の火災、1月14日の山梨大学教育学部校舎の火災、5月14日の静岡大学理学部元校舎の火災、および5月19日の東北大学教養部元校舎の火災に対し、当協会よりそれぞれ見舞電報を出した。

3. 会報発行(2回)

会報第43号(44年2月)、第44号(44年6月)を発行した。

B 会 長 談 話

さきに中央教育審議会から文部大臣に対して「当面する大学教育の課題に対応するための方策について」答申がおこなわれたさい、われわれは、その取り扱いについて慎重を期せられるよう要望した。にもかかわらず、今回、この答申の提案とほぼ同趣旨の内容をもつ「大学の運営に関する臨時措置法案」（以下「法案」という）が国会に提出されるにいたったことは、われわれの遺憾とするところである。

今日の大学問題は、その根ざすところ深くかつ複雑であって、この根本にふれずには解決できない問題であり、しかもその解決の仕方如何は日本の将来に大きなかわりをもっている。大学問題に対処するには、この点を十分に理解することが必要であり、これを欠いた性急な対策を講じても、それは真の解決をもたらさないのみならず、問題をこじらせ、その解決をいっそう困難ならしめるおそれをもっている。「法案」の国会提出以後全国の多くの大学に生じつつある事態は、このおそれが早くも現実化していることを示すものといってよい。われわれが「法案」の国会提出を遺憾とするのは、な

によりもこうした点を憂えるからである。

たしかに、今日の多くの大学に見られるような、紛争のために大学本来の任務である研究・教育の機能を正常に行ない得ない事態は、速やかに打開されなければならない。また、そうした事態をまねき、しかもその打開に手間どってきたわれわれの責任は、重大だといわなければならない。ただ、今日の大学問題は、その重要性にかんがみ、単に速やかであるばかりでなく、正しくかつ抜本的に解決されることが肝要であると、われわれは考える。このような解決のために、各大学はそれぞれの実情に応じて力をつくしてきたが、今後、相互の協力を密接にしてさらに努力をつづけていく決意である。

右のようなわれわれの考えと決意について広く国民の理解と支援をもとめるとともに、政府・国会に対しては、「法案」の取り扱いについて特に慎重を期せられるよう要望するものである。

昭和44年6月25日

国立大学協会

会長 奥 田 東

C 資 料

1. 大学院問題に関する第一次アンケートの回答とその問題点（未定稿）

第1常置委員会
(44. 6. 23)

§ 1 まえがき

§ 2 一般的基本構想について

§ 3 個別的問題について

(1)まえがき (2)いわゆる大学院に比重をおいた大学について (3)修士課程の果たしている役割について (4)博士課程の問題点

§ 4 むすび

§ 1 まえがき

第一常置委員会はさきに大学院の設置基準について各大学の意見を求め、これをとりまとめて、昭和42年6月27日本協会の総会において“「大学院設置基準をめぐる所見」”(以下「所見」と略記する)を提出し、総会はこれを決定公表した、なお同「所見」には、国立大学の大学院について早急に改善・検討を要する諸問題について「附帯意見」がつけられている。(以下「附帯意見」と略記する)これらはその際、併せて発表された会長談話にもあるように、“大学院運営の基本原則についての考え方と緊急焦眉の改善措置をもっぱら現行制度に立ちつつ「設置基準」を検討するという立場から述べ

かつ要望したもの”であった。

もちろん大学院の改善は単なる「設置基準」の問題につきるものではなく、そのために現行大学院のあり方を根本的に検討する必要がある事は、その談話においても指摘されたところである。

この趣旨を受けて、第一常置委員会は、その後検討を重ねた結果、大学院の制度と組織に関する基本的な問題点について、さらに各大学の意見を求め、現行制度にとらわれぬ自由な立場での検討を願う事となった。その結果、昭和43年7月25日付けで「大学院問題に関する第一次アンケート」が、その趣旨に関する簡単な説明と共に各大学に送付された。その原文は資料に付した通りである。

第一次アンケートに対して現在まで回答を寄せられた大学は65校、現在なお検討中の旨連絡のあった大学2校、未回答大学8校となっている。このアンケートが各大学で検討された時期は、たまたま多くの大学に紛争が漸く広がりつつあった事を考えると、上記のように多数の大学から回答が寄せられ、しかもその多くが詳細をきわめると同時に各部門部局別にまでわたってなされた論議にもとづいている事などは、各大学における大学院問題に対する関心の深さと広がりがいかに大きいかを反映しているものと言えよう。従って今次アンケートに寄せられた回答は、本協会が今後大学院の問題を検討していくに当たって真に貴重な資料となるものである。

すでに述べたこのアンケートの趣旨からしても、また回答の形式、および作成に至る経緯が各大学についてそれぞれ多様である事から見ても、この回答の結果を従来のように数量的立場から集計するといった方法で整理するのみならず、全体を見わたしながら、その傾向を知ると同時に、個々の大学の実情や専門別による相見違点等に注目し、又少数ではあっても特徴ある見解はこれを見落さぬ事が大切であろう。詳細にわたる整理分析の作業は現在なお継続しつつあるので、今回はとりあえず概説的な報告を行なうと共に問題の所在を指摘するにとどめたい。

なお大学院の問題は、最近の大学紛争との関連においても各方面でにわかに注目され出した傾きがある。今次アンケートの内容は、そのような場で取り上げられている問題点とも密接に関係しているので、この回答を本協会の今後の検討の資料とする際には、その取扱いに特に慎重を期すべきであるとの注意を寄せられた大学もあった事を付記する。

§ 2 一般的基本的構想について

設問1の大学院の制度組織に関する一般的基本的構想に対する回答は二つの側面を持つように見受けられる。

その第一は、各大学ともその大学院の充実に對して多くの問題をかかえつつ、現行制度のわくの中で実現に多大の努力を傾けて来た実情を反映して、まず当面の施設・設備の拡充、教官の質と量にもわたる増強等をはかる事が、至急なされなければならぬとする意見が、すべての大学に共通している事である。この意味において、42年6月27日日本協会の総会決定の「所見」の趣旨、特にその「附帯意見」の早急な実現に一層の努力をそそぐべきであるとの声が大きいこれらのうちには、例えば大学院担当の助手

に対する調整額の支給等、未だ不十分な点を残してはいるが、一部実現の緒についたものもあって、協会としては今後共一層の努力を傾けるべきものと考えられる。また以上のごとき意見の背景には、たとえ制度や組織が改められたとしても、大学院に対する財政的措置が現状程度の規模のうちにとどまるならば、大学院がその本来の機能を十分發揮する事は至難に近いとする空気が、新制大学院発足以来の各大学の経験をもふまえて醸成されて来た事がうかがわれる。

第二点は今次アンケートの主題である大学院制度の根本的な検討に関するものである。まずこのような問題を検討する方法について回答の中には次のような要望がみられる。

- (イ) 大学院の制度の基本的問題は、大学の学部、教養課程のあり方と切り離して考察する事が出来ない。この意味において、協会が大学院に関する新しい構想を検討するに当たって、この点を特に留意すべきである。
- (ロ) 大学院、特に博士課程の将来像は、高度の研究者を国がどのようにして養成するかという広い視野から考える必要があり、学術研究体制を検討する一環として考察すべきである。

前者について第一常置委員会は協会内の当該問題を扱う他の委員会とも十分な連絡をとりつつ検討をすすめたく、又後者については学術会議等の意見も十分参考として、今後の検討を行なっていきたい。

次に将来、大学院を充実するに当たって、従来の方針をそのまま推進すべきか、或いはその方針にやや変更を行なうなり新たな要素を加味すべきか、さらには現行大学院の制度の大幅な改編を行なうべきかについての問題がある。これに対して回答は、旧帝大、旧制大学、修士

課程のある新設大学、または大学院をもたぬ大学等、それぞれの大学の歴史と実情に応じ、或いは法学、理学、医学等研究科の専門別に応じて、それぞれ問題のとらえ方に微妙な差違を示している。ただ博士課程もしくはそれに相当する高度の研究を任務とするものが、我国の学問を高い水準に保つ為には是非必要であり、又その為には十分な制度的財政的配慮がなされるべき事は多くの大学によって切実に認識されていると言えよう。しかしながら、反面その充実に対する施策の方針如何によっては、それを通じて種々の大学間にいわゆる「格差」が生じ、その結果、大学院のみならず学部教育にも影響をもたらし、戦後の新制度のもとで発展しつつある新設大学が行なって来た努力の成果、又果たすべき使命の遂行を危くする恐れが大きいとする意見も、また少なからず見受けられる。

以上の諸点は後述するようにアンケートの設問Ⅱ以下の個別的問題に対する回答を通じても、具体化された形でよみとる事が出来る。

ここで専門別の意見の特徴についてふれた。大学院に関する意見が専門の区別により相異なる特色が見られるのは問題の性質からみて当然の事であろう。それ故にこそ、大学院の制度は各専門別の特色を十分生かし得るよう配慮されるべきであり、又諸専門領域の中間にまたがって発展するような新しい学問領域の事についても十分な配慮が必要な事、従って画一的な規制には、つとめて慎重であるべき事は、すでに前回「所見」のとりまとめに当たっても指摘されたところである。

なお、各専門のうちでも医学関係の大学院、教員養成に主たる役割を果たしている大学の大学院、及び芸術或いは商船、水産等特殊の単科

大学の大学院には、それぞれの特殊事情に基づく特別な問題点が多く、その制度組織の検討に当たっても特別な取り扱いを考えるべきではないかとの印象があった。

§ 3 個別的問題について

(1) まえがき

設問Ⅱ、Ⅲの個別的問題の回答については、広田委員がこれを各大学院の設置状況に応じた分類を行なって集約した結果を資料として付したので、各項目別の詳細はそれを参照していただく事とし、ここでは二、三の問題点を取り上げて述べて見たい。

(2) いわゆる大学院に比重を置いた大学について

最近いわゆる大学院に比重を置いた大学の構想が注目されている。その一つの典型を例えば岡田実氏の試案に見る事が出来る。この種の構想は現在博士課程をもつ大学には支持が多い。その理由は、現在、学部教育にみられる大衆化の傾向からみて、特に高度の研究者の養成に重点を置いた大学があつて良いし、又あるべきであるとする事、又現実に大学院学生に対する研究教育の比重が著しく大きくなっている大学が存在している事、等にあるとみられる。

このような構想を支持する大学は、少数定員の学部学生を残す必要があるとする意見が多く、学部をもたぬ大学院のみの組織とすべしとする意見は少数である。

少数の学部学生を残すべきであるとする主たる理由は研究者の養成にはその才能の早期に発展する年代から一貫してこれを行なう事が望ましいとする点にある。

この構想に対する反対意見は現在、博士課程をもたぬ大学に多く、そのうちには強い反対意見も見受けられる。その理由はすでに前述した

ように、この種の施策が方針としてとられる事により、大学間の格差が生ずる危険がきわめて大きく、それによって新制大学制度のもつ積極面が失われる事、又現在その発展に努力し研究水準の向上に苦闘しつつある教官の意欲を奪う恐れが大きい事などがあげられる。この意味において、旧制大学のみが、これに該当するとする方針をとる事には特に強い反対がある。

しかしながら、高度の研究者を養成する目的で学部をもたぬ大学院のみの組織が少数あってよいとする意見がこれらの大学の一部にもある事は注目すべき点であろう。

大学院を中心とする大学、少数の学部学生をもつことに対する反対意見は、その理由として、(イ)大学院が各大学の卒業生にオープンである事に妨げとなるおそれがあること、(ロ)研究者たるべき素質を学部入学の段階で選別する事に対する疑問、(ハ)一大学に学部、大学院と長期在学する事に対する疑問（いわゆる武者修業の必要性）、(ニ)学部教育の附属学校化に伴う弊害等があげられている。また研究志望の者よりも、いわゆるエリートコースとしてこの学部を志望する者が集中するおそれもある。

(3) 修士課程の果たしている役割について

現在の大学院制度の問題点の一つに修士課程の意義と役割がある。例えば一部にみられる意見として、修士課程はこれを廃止し、大学院は博士課程のみとすべきであるとする見解などは、修士課程の意義或いはその実情についての疑義を表明したものといえよう。

まずこの問題を専門分野別にみると、法学分野には修士課程を廃止し、同時に学部の年限延長を行なうのがよいとする意見がある。これに対して工学の分野では、修士課程の卒業生が企業等に就職し、その実効を認められて修士の

資格が社会的にも定着しつつある実情もあって、その存在意義を積極的に評価している大学が大多数である。これは修士課程が高級技術者の養成にもその役割を果たしている事を意味するであろう。教員養成を主とする教育学系の分野では、修士課程に初等中等教育の現場にある教員の研修的役割をも果たさせる事を期待する意見もある。

修士課程のこのような実態は、大学院が本来もつべき目的に対して、さらに職能的色彩を加えるものごとく解せられる。これが余りに強調される場合、或いはそれにそった施策が重点的に取りあげられる場合が生ずると、大学院本来の目的を達成する事に妨げとなるのではあるまいかとする疑義が生ずるのも当然であろう。この点について修士課程の基本的性格を要約した次のような意見は注目に値する。

“修士課程は学部における基礎的な教育の上にさらに、科学のフロンティアに接し、研究活動に欠く事の出来ない直観の養成と、新しい研究方法の修得とに力を注ぐべき段階とみなされる。従ってこの段階における行き過ぎた専門化は反省されなければならないと同時に、この時期の教育が膨大な知識の修得にのみ費される事のないよう配慮する事を要する。”

修士課程の卒業生が、種々の職域で評価されるのは上述の趣旨に基づく教育の結果であって、大学院の目的は本来その卒業生のつくべき職業によって規定すべきものではなく、上述したようなその機能によって定められるべきであるとする意見がある事もここでふれておきたい。

この意味において、修士課程におけるスクーリングの重要性も理解できよう。現在、博士課程に進学する学生の多い分野では、修士課程と

博士課程を積み上げ式に設ける事の意味が薄いと見る見地から、大学院を博士課程のみとし、博士論文を作成するに修士論文を経る必要がないとする意見が見られるが、この場合でも、博士課程の初期段階で前述した趣旨の研修を行なう必要性は、これを否定し得ないであろう。上述した積上げ制度に対する批判は、博士の学位を得るに要する最少年限を短くし得ようとの主張と関連するものと考えることが出来る。

(4) 博士課程の問題点

前述したように、大学院における博士課程のもつ重要性は殆どすべての大学が指摘するところである。博士課程について、すでに多くの実績をもつ大学からは、その水準を国際的に比較する立場から、その画期的充実を計る施策が早急に実施される事が強く要望されている。

又、現在修士課程のみをもつ大学からは、先の「所見」の「附帯意見」(9)項の強力な推進を要望する声が極めて大きい。すなわち、“新設大学にもその実質的諸条件の整備状況と客観的必要性に応じて修士課程のみでなく博士課程を置く”べしとする強い意見が存在する。

以上二方面の強い要望が、これからの大学院充実の施策を実施する過程で、現実的にどのように調整されるべきかは、今後の大きい政策上の課題というべきであろう。

博士課程では、専門分野の特色が際立って来る事も当然であって、理工学系の研究科では博士の学位を得るに要する最少年限を短くしたいという希望が見られる事はすでに述べた通りである。また、博士課程の大学院生の身分は、これを任期を限った研究職のごときものとし、その処遇を根本的に改めるべきであるとする意見も多い。この事は今日、大学院生による具体的要求項目の一つとなっている研究災害保障の

問題とも関連している。

以上述べたような問題は、博士課程を、改めて研究体制の問題として根本的にとらえ直すべきであるとする意見とも、つながっている。その意味において、現在のところ少数意見ではあるが、従来の博士課程を廃止して以下のごとき制度に改めるとする極端な見解もあることを紹介してみよう。

博士候補者の資格は、これを分野別に共通の試験(例えば公務員試験のごとき)によって取得する。この資格を有する者は、自己の選択した教官のもとで博士論文のための研究を出願し、採択されれば、その研究室で博士準備研究員として研究を開始し、少なくとも年額50万円程度の研究費を支給される。又、約3年間にわたり助手に相当する給与が支給される。学位の審査も特定大学とは関係のない審査機関によって行なわれる。又、大学院教官の認定、その更新及び研究費の支給方法等も特定大学によらない分野別の組織を適当に定めてこれを行なう。

(注) 以上のごとき方向にそった具体的構想の一例は、例えば小谷正雄氏の私見(“大学資料” No. 30 (1969.3) にみる事が出来る。

この種の構想の予想される困難は、博士課程にあっても、相当数の同じ立場にある大学院生同士の日常的接触や、隣接研究分野の研究者とのそれが重要な意味をもつので、この構想がときには孤立した小単位の研究室が主体となるおそれもあることに対する原理的な疑問、さらに管理の面からみるとその施設設備の管理をいかにするか、教官の身分が所属する機関との関係、特にその移動に伴う管理上の措置等であろう。又博士候補研究員の定員の定め方等にも問題が残るであろう。

しかしながら、研究者養成の根本的改革の一つとして、上述のごとき意見も十分検討に値するものと考えられる。

§ 4 むすび

最後に以上述べた諸点を要約しよう。

まず第一の問題点は、学部教育を中心とする大学において、大学院の果たす役割如何が改めて問われるべきであろう。

この事は、大学における教育と研究のあり方、及びその関連如何という原理的問題に属すると同時に、今日幾多の問題をかかえながら変貌しつつある大学に迫られているきわめて現実的課題という事ができよう。この意味において、大学院の目的と性格の検討は、そもそも大学のそれをいかにとらえるかの問題と密接に関連している。多数の学部学生に対する教育、研究を志す大学院生に対する研修、科学研究の推進、現在の大学が果たしつつあるこれらの機能をいかに調整すべきかは、大学及び大学院のあり方の原理的考察と、各大学における実情に関する詳細な分析をもとに、その具体策を建てるべき時期に来ている、と考えられる。その中で例えば先に述べた現行修士課程のもつ問題点なども、おのずから解きほぐされて行く道がひらけるであろう。

第二の問題点は、大学院、特にその博士課程を基礎科学の研究体制の中でいかに位置づけるかの面から考察する事である。わが国の基礎科学の研究を担う機関は決して大学のみではなく、将来、科学の一層の進展に対応して種々の研究機関が構想されるであろう。大学院の制度や組織の問題は、その一環として、或いはこれとの接続において考慮されなければならない。そのような視点から、大学院と大学の関係を見直す事も大切な事と考えられる。

最後に制度の問題と、その運用、或いは政策との関連についてふれたい。アンケートは、大学院の制度・組織の基礎に関するものであったが、その回答にあらわれた問題のとらえ方には制度や組織そのものよりも、むしろその運用や政策に関係すると解すべきものが多かった。このことは、現行の大学院が当面している困難が何に由来するかを考える際に参考となろう。

もとより制度や組織は、その運用に当たってとられるべき政策とわがち難しいものである事は当然である。いかに制度や組織が形式上整備されようとも、その趣旨をよく実現するに当たっては、これを運用する当事者の姿勢と努力によるところが大きい事もまた事実である。わけても、大学院の制度は、事からの性質上、細部にわたる規制はつとめてこれをさけるべきものとすれば、その運用如何が極めて重要な意味をもつものとしなければならない。大学院の制度・組織を再検討するに当たって、同時に現行制度のもとにこの十数年にわたってとられて来た大学院に対する政策とその運用の実態に鋭い批判的考察を加える事が大学院の将来を論ずるに当たっては必要であろう。

(以下添付資料)

大学院問題に関する第一次アンケートについて

第1 常置委員会

本委員会は、さきに大学院の設置基準について検討し、現行制度のもとにおける大学院運営の基本的問題についての考え方を取りまとめ、本協会の所見としてこれを公にした。

もとより、大学院の改善は、単なる設置基準の問題につきるのではなく、さらにそのあるべき姿と将来に対する構想についてこれを本質的

に検討する必要がある。

この意味において本委員会は、昨年来この問題について検討を重ねてきた。いうまでもなく、現行制度においても大学院の充実は、緊急にこれを推進しなければならないが、同時にまた、最近における科学の飛躍的な進歩に应じてわが国の科学を最高度の水準に発展させるためには、新しい大学院の構想を検討しなければならない段階にきていると考えられる。このアンケートは、その趣旨のものであって、とりあえず、もっとも基本的と思われる大学院の制度と組織について、現在各大学がもっておられる意見をうかがい、これを参考として引き続き検討を進めたいと考えている。

大学院問題に関する第一次アンケート

第1常置委員会

(注) このアンケートは、○×式でなく、各設問毎に理由を付して意見を記入して下さい。なお必ずしも大学の統一した意見でなく、学部別・研究科別・専門別の意見でも差支えありません。

I 大学院の制度と組織に関する貴学の一般的基本的構想をお聞かせ下さい。

II 以下は第1常置委員会が、大学院の構想について、各方面で考えられていることをまとめたものでありますが、これについて貴学の見解をお聞かせ下さい。また、それぞれの問題について、他にも意見があればお聞かせ下さい。

(A) 現行制度のもとで大学院を整備拡充する方法として、次のような意見があります。これについて貴学の見解をお聞かせ下さい。また、他に意見があればお聞かせ下さい。

い。

(1) 従来のように、各大学が修士課程・博士課程を逐次整備充実または新設する方針を強化する。

(2) (1)の方法に加えて、当該大学の希望に基づき、とくに学部と大学院の比重を変更する措置を講ずることによって、大学院を中心とする大学に移行する。

(B) 大学院の課程について、次のような意見があります。これについて貴学の見解をお聞かせ下さい。また、他に意見があればお聞かせ下さい。

(1) 現行制度のままよい。

(2) 現行の修士課程を廃止し、大学院は博士課程のみとする。

(注) 修士課程が現在果たしている役割については、例えば、学部の年限延長または専攻科等の拡充をもってこれに代えることも考えられる。

(3) 現行の博士課程を廃止し、大学院は修士課程のみとする。

(注) 現行の博士課程に相当する研究者の養成については、例えば、奨励研究生あるいは任期を限った研究職員の制度等をもってこれにあてることも考えられる。この場合博士の学位については旧制の論文博士の制度によればよい。

(c)(1) 大学院が大学の学部を基礎としている現行制度のもとでは、研究教育の水準を格段に高めることは極めて困難であるので、大学院は、大学の学部とは制度上・組織上独立性をもった機関とすべきであるという意見があります。貴学におかれてはどのようにお考えになりますか、意

見をお聞かせ下さい。

(2) さらに、次のような新しい大学院の構想もあります。これについて、貴学の意見をお聞かせ下さい。

(イ) 学部を全く持たない大学院大学があってもよい。

(ロ) 巨大科学 (Big science) 等を対象とする大型研究所等には、大学院を併設することができる。

(ハ) 近接地域にある幾つかの大学の教員をもって組織する新しい型の大学院を設ける。

大学院問題第一次アンケートの 集計について

昭和44年 4月

宮崎大学 広田

1. 大学院問題については、旧制大学とその他の大学との間にはその問題点や考え方の質と深さにおいてかなりな相違があるものと推察せられ、また医学系など学科の性質によっても相違があると考えられる。

従ってこのアンケートの集計に当たっては全体を一律に見ることなく、適当なグループに分けて集計し各グループ間の意見の相違を明ら

かにし得るよう「旧帝大」、その他の医科大学以外の旧制大学を包含する「旧制大学」、学部構成の中に修士課程を持つ「修士課程大学」、大学院を持たない「学部課程大学」及び「医学課程大学」の5グループに分けて集計した。

2. 集計にあたっては、個人、教室、研究科研究所、学部、大学等と意見提出者の規模や検討の度合やまとめ方に相違があるので、唯数のみに比重をかけて集計することには危険がある。そこで全体を見渡しながらその傾向を見ることに重点を置き特色ある少数意見は努めて取り上げるようにした。

3. 設問の中でA項の(1)(2)、B項の(1)(2)(3)はおのおのその一つを採れば他は排除される性質をもっており、また大学院への重点の移行から独立に至るA(2)、C(1)の一連の設問についても両者は相排除するもののようにも受け取れる。しかし、各大学学部の意見は必ずしも明確には整理せられていない。したがって整理した結果を見ればある程度の矛盾がでている。この矛盾については精細な検討を必要とするものと思われる。

大学院問題に関する第一次アンケート集計大学

旧 帝 大	北海道大学・東北大学・名古屋大学・京都大学・大阪大学・九州大学
旧 制 大 学 (医学部を除く)	東京工業大学・広島大学・東京教育大学
修 士 課 程 大 学	室蘭工業大学・帯広畜産大学・岩手大学・山形大学・宇都宮大学・群馬大学・千葉大学 東京農工大学・東京芸術大学・東京水産大学・お茶の水女子大学・東京教育大学・横浜 国立大学・新潟大学・富山大学・金沢大学・福井大学・山梨大学・信州大学・岐阜大学 静岡大学・名古屋工業大学・三重大学・京都工芸繊維大学・大阪教育大学・奈良女子大 学・和歌山大学・岡山大学・山口大学・徳島大学・香川大学・愛媛大学・高知大学・九 州工業大学・熊本大学・宮崎大学・鹿児島大学
学 部 課 程 大 学	北海道教育大学・小樽商科大学・弘前大学・福島大学・埼玉大学・東京商船大学・滋賀 大学・京都教育大学・大阪外国語大学・神戸商船大学・島根大学・福岡教育大学・九州 芸術工科大学・佐賀大学

医学課程 大	北海道大学・弘前大学・東北大学・群馬大学・千葉大学・東京医科歯科大学・新潟大学 金沢大学・信州大学・岐阜大学・名古屋大学・大阪大学・岡山大学・広島大学・山口大 学・徳島大学・九州大学・長崎大学・熊本大学・鹿児島大学
-----------	---

事項 種別	A-1(1) 従来のように、各大学が修士課程、博士課程を逐次整備充実または新設する方 針を強化する。
旧 帝 大	「現行制度のもとで修士、博士両課程を逐次整備充実する」意見が圧倒的に多い。しか し、大学院の新設には極めて警戒的で、水準を下げないことが強く要請せられ、特に博 士課程の新設は厳選すべきだとしている。なお、新設よりも現行課程の飛躍的整備（教 官陣容、予算面で）による質の向上が先決であるとする意見も多い。少数意見として現 行学制全般を抜本的に改めようとするものがある。
旧 制 大 学 (旧帝大を除く)	「従来の方針を強化推進するのが現実的である」とする意見が多いが、各大学に大学院 を設置するのは効率の点で問題があるので厳選すべきである。現行制度を人事予算面で 徹底的に強化すべきだとしている。
修 士 課 程 大 学	ほとんど全部の大学が現行制度で逐次整備することに賛成である。しかも、整備充実の 度合いに応じて地方大学にも逐次修士、博士両課程を設置すべきであるとし、旧制大学 との格差是正を要望する声が多い。
学 部 課 程 大 学	大多数の大学が現行制度による逐次整備に賛成である。ただし、博士課程は全大学に置 く必要なしとする意見が相当あった。なお、大学院問題は大学制度全般の検討の中で論 ずべしとする意見もあった。
医 学 課 程 大 学	各大学が、博士課程を整備充実する方針を強化し次元の高い基礎的修練を行なうことに 賛成するものが大部分であるが、臨床系を医学研究者と専門医養成の二つのコースに分 ける意見と、臨床系を大学院からははずす意見とがあり、又院生の身分上の問題から現行 大学院制度を廃止すべしとする少数意見もある。

事項 種別	A-1(2) (1)の方法に加えて、当該大学の希望に基づき、とくに学部と大学院の比重を変 更する措置を講ずることによって、大学院を中心とする大学に移行する。
旧 帝 大	「大学院に重点を置く大学に移行させたい」とする意見が圧倒的に強い。この大学院大 学への移行の過程に対する意見として大学院と学部、教養部などを通ずる教育課程の改 善、移行学部の学生定員減の対策、大学院学生数の制限、大学院大学に移行する大学を 特定大学に限定することに問題がありとする意見があった。なお、究極には大学院のみ の大学を指向する立場から (1)の方法に加えて) は削除すべしとする意見もあった。
旧 制 大 学 (旧帝大を除く)	大学院へ重点を移行することには、ほとんど全部賛成である。ただ施設陣容が整ってい ることが絶対条件としており、大学間の格差を増大しないことの希望を述べたところも あった。大学院のみの大学への移行には賛否両論がある。
修 士 課 程 大 学	大学院中心の大学への移行には大多数の大学で反対である。その理由としては大学院に 力点を置くことにより学部の質の低下、空洞化を招来し、研究と教育の分離につながり、 大学間に格差が増大し、学部、大学院間の一貫性が失われることなどをあげている。な お、大学院中心の大学への移行に賛成する大学では、学部若しくは修士課程卒業者に対 する門戸の開放を強く望んでいる。
学 部 課 程 大 学	研究水準の向上のため大学院に重点を移行すべしとする積極的意見もあるが、一般的に は消極的で学部教育の軽視や大学格差増大につながるとして反対するものが相当ある、 学制全般から検討すべきで現段階では検討の要なしとする意見もあった。

医学課程大	賛否相半ばする。賛成意見としては、卒業教育制度として基礎的研究に限った独立の大学院を作り全員奨学金を与えて研究させるとするものがあり、反対意見としては、基礎教育がおろそかになる怖れがある。特に臨床系では大学院と学部の比重を等しくする必要があり、現行制度の整備充実が先決であるとするものがある。
-------	--

事項種別	B-1(1) 大学院の課程については、現行制度のままでよい。
旧帝大	現行制度のままでよいとするのが圧倒的に多いが、修士課程の性格づけは学部によって異なり、特に法学関係ではその一部または全部を学部へ吸収するとの意見があり、理学関係では大学院に Fellowship の制度を採用すべしとする意見もある。なお、反対意見としては学制改革の一環として考えるべきだとするものが多い。
旧制大学 (旧帝大を除く)	現行制度のままでよいとする意見が多いが、修士課程、博士課程の積み重ね方式には批判がある。各々一本化して相互の融通を認め、また有給研究生または奨学生制度を採用すべきであるとする意見も多い。
修士課程大	ほとんど全部の大学で現状を支持している。少数意見として修士課程の1年延長論や学部繰入れ論があり、また現状の整備充実や博士課程入学のオープン制などの要求がある。
学部課程大	ほとんど全部の大学で現状を支持している。しかし修士課程または博士課程のみにせよとの意見も少数あった。
医学課程大	現行制度のままでよいとするのがやや多い。他学部出身者のための基礎医学の修士、博士の課程を設けるなど教育研究者の養成が必要であるとする意見も相当ある。

事項種別	B-1(2) 現行の修士課程を廃止し、大学院は博士課程のみとする。
旧帝大	賛否両論がある。賛成のものでは学部年限の延長、または教育課程の改善を条件とするもの、修士課程をもつ大学があってもよいとするものもあるが、博士課程に主力を置くべしとする意見が圧倒的に強い。反対のものは修士課程の存在価値を認めるもの、学部年限の延長につながる点は問題ありとするものなどがある。
旧制大学 (旧帝大を除く)	博士課程の大学と修士課程の大学とでは事情が違ふし、学部年限の延長専攻科などの拡充にも問題があるので慎重に検討すべしとするものが多い。
修士課程大	修士課程を廃止することには大部分の大学が反対である。その理由は修士に対する需要があること、学部年限延長は学部学生全部に修士課程を受講させることになり指導の不徹底を招来し、学生にも過重な経済的な負担をかけるなどの欠点が指摘されている。少数意見として、獣医、工学で学部6年を必要とするとの理由で修士課程廃止に賛成するものがある。
学部課程大	修士課程の廃止には賛否両論が伯仲している。学部在学年限の延長は専門学力の低下を防ぐのに必要とする意見と、年限延長に反対する意見があり、又修士の年限延長論もあって意見区々である。
医学課程大	医学部自身としては、この設問には答えていない。

事項 種別	B-③ 現行の博士課程を廃止して、大学院は修士課程のみとする。
旧帝大	博士課程は真の研究者を養成するための大学院の中心的役割を果たすものであるとの立場から、その廃止に反対する意見が圧倒的に強い。ただ博士課程学生の研究教育に果たす役割から、研究奨学生、研究職員、Teaching Assistant などの制度を作るべきだとする意見が多く述べられている。
旧制大学 (旧帝大を除く)	独創的研究を発展させるには博士課程を廃止すべきでないとする意見が多いが、奨励研究生制度または、任期を限った有給研究職員制度などを考慮すべきだとする意見が多い。
修士課程 大 学	整った設備陣容の博士課程で系統的に研究指導が行なわれることが必要で、特に理科系において、その必要が大であるとする意見が圧倒的に多い。しかし、研究員制度などによって研究能力のある者が経済的不安なく研究でき、学位論文審査もブロック委員会などで公平に行なわれることは望ましいとする意見も相当数ある。
学部課程 大 学	高度の研究者養成のためには博士課程を存続する必要があるとする意見が強いが、博士課程の学生は研究職としての処遇が必要であるとする意見もある。
医学課程 大 学	医学部自身としては、この設問には答えていない。

事項 種別	C-① 大学院が大学の学部を基礎としている現行制度のもとでは、研究教育の水準を格段に高めることは極めて困難であるので、大学院は大学の学部とは制度上、組織上、独立性をもった機関とすべきであるという意見があります。貴学におかれてはどのようにお考えになりますか。意見をお聞かせ下さい。
旧帝大	おおむね賛否相半ばしている。大学院の独立を可とする意見は、大学院と学部は元来独自の目標をもつべきだ、学生が出身大学学部にとらわらなくなる。学問の新しい境界領域を自由に発展できる。附置研究所が自由に参加できる研究水準の向上が期待され、スタッフの重複、学部への寄生がなくなり研究者養成の理念が実現できるなどを挙げているが、反面大学院と学部との有機的連係や教官学生の流動性、開放性をもつべきで両者の教官間の研究条件の格差を設けないよう適当な措置が講ぜられることを要望している。また、大学院の独立に反対する意見が、大学院と学部は制度、組織、教育上一貫性を持つべきで、両者を分けることは莫大な予算措置を必要とし、質的低下を招来するので現行制度でも陣容施設を強化することによって水準を向上できるとしているが、反面学部教養課程の改善、大学院の固有の教官定員増を望む声もある。
旧制大学 (旧帝大を除く)	大学院としての独自の学科編成を必要とする立場から独立に賛成するもの、人事交流の円滑化から独立に反対するもの、明確な独立の形をとらずに予算上、組織上、運営上の区別をつけるのは望ましいなどの意見があり、現状での拡充整備を先決とするものもある。
修士課程 大 学	大学院の独立に反対するものがやや多い。その理由は現在の学部と教養部の関係の如き格差意識が生じ、研究教育の一体性を失うに至るとするものが多く、理論としては肯定しても実際問題に問題があるとしている。しかし、学部を基礎としない研究分野をもち、あるいは予算、事務組織の独自性は認めてよいとする意見もある。大学院の独立を肯定するものは現在の大学院が学部の附属的存在で独自性がないことに対する反省によるものであるが、人事や研究の円滑な交流の必要は認めるものが多い。しかし、いずれにせよ問題が多いので慎重に研究して欲しいとする意見がある。

学部課程 大	大学院の独立については、賛否相半ばしているが、修士課程は学部の延長と考えられるので、これの充実が学部と一体的に考慮すべきであるとの意見が多い。なお、大学院のあり方については、おのおのの大学の事情により種々のものがあってよいとする意見もある。
医学課程 大	大学院を学部とは独立の制度、組織にすることについて賛成するものが多い。その理由としては、教職員の定員や予算の独立によって研究教育体制を整備強化することと、境界領域の学問の開発により、学部、研究所などを総合的に基礎にした大学院を必要とすることが挙げられているが、組織上は独立しても制度上は一体化が望ましいとする意見もあった。反対理由としては特に臨床面において学部の施設、陣容と一体化されなければその目的を達し得ないとするもので、臨床系を大学院に入れるか否かについては論議がある。

事項 種別	C-② さらに、次のような新しい大学院の構想もあります。これについて、貴学の意見をお聞かせ下さい。 イ 学部を全く持たない大学院大学があってもよい。 ロ 巨大科学を対象とする大型研究所等には大学院を併設することができる。 ハ 近接地域にあるいくつかの大学の教員をもって組織する新しい型の大学院を設ける。
旧帝大	イ 学部を持たない大学院大学設置に賛成のものが反対に比してやや少ない。反対の理由は格差ができる。基礎学を他大学に委せるので教育効果に問題がある。学部が予備校化するなどがあげられている。 ロ 大型研究所等に大学院を併設することについては、共同利用研究施設としての使命と競合するので教育機関としていかがかとする向きもあるが、大型研究のみならず境界領域の研究所も博士課程の学生に利用させ、または Research Fellowship 制を採用して、研究科もしくは専攻を置くのがよいとする意見が多い。 ハ 大学間の研究交流の利点を挙げたものもあるが、大部分は責任が分散して運営上の困難を生ずること、兼任のため力が分散されまた実験的研究に不便などの点があげられ、また新しい型の大学院の概念が明確でないとする意見もあって否定的意見が圧倒的に多い。
旧制大学 (旧帝大を除く)	イ 学部と大学院を通ずる教育が必要で、大学院のみの大学が相当数できることによって他大学に大学院ができなくなるなどの理由で反対の立場をとる者と、大学院のみの大学が少数あってもよいとするものが相半ばしている。 ロ 積極的な反対は少ないが、大学院が高度の創造的研究者の養成を目指すものであるため、研究所はそれ自身の任意をもって関係上多くを期期するのは無理であるとする意見も多い。 ハ イメージが明確でない上、運営上に問題があるとの意見が多く、否定的である。
修士課程 大	イ 学部をもたない大学院があってもよいとするものと反対のものがおおよそ半々である。賛成のものは少数の博士課程のみの完備した大学院ならばあってもよいとし、反対のものは大学院には学部との一貫性が必要であり、大規模の大学院大学ができれば地方大学の大学院は縮小される恐れがあり、更にこの大学院は一般大学から孤立する怖れもあるとしている。 ロ 巨大研究施設等への大学院併設に賛成のものがやや多い。しかし、基礎的な教育を充分なし得る組織体制があることを条件としている。反対のものは、研究所は協同研究が多いので必ずしも適当でなく研究所はむしろ本来の任務に専念すべきだとしている。なお、大学院の併設でなく大学院が必要に応じて研究指導を依頼することは必要と考えている。

	<p>ハ この構想には、地域内に新しい大学院を設置して学生が一ヶ所で研究し教育を受ける方式と学生が諸大学を移動して研究し教育を受ける方式とが考えられ、おのおの長所はあるが、実際運営上に問題点が多く非能率的であるから、むしろ特定の大学院を整備し特色づけるのが実際的であるとする意見が圧倒的である。</p>
学部課程 大 学	<p>イ 集中的に強力な研究者養成機関を作ること必要であるとする意見が多い。反対意見としては、この具体化には多くの問題があるから現行制度の改善充実によるべきだとするものである。</p> <p>ロ 大型研究所への大学院併設には賛否相半ばしている。反対理由では、研究所の能力低下につながる。併設でなく利用を考えるべきだとするものが多い。</p> <p>ハ 大学院を集中化し、教官陣容の強化に役立つとして賛成するものと、運営上の困難を指摘して反対するものと賛否相半ばしている。</p>
医学課程 大 学	<p>イ 少数ならあってもよいとする意見が多いが、この大学院は新設として任期を限った交流人事をよいとするものもある。なお、反対には学部との一貫性に欠ける既設大学院の整備ができなくなるなどの理由が述べられている。</p> <p>ロ 賛否相半ばしている。賛成に種々特色ある大学院があつてよいとするもので、反対は研究所の機能と大学院の使命との関係に問題ありとするものである。</p> <p>ハ 否定的な意見が多い。非常勤講師的な参加ならば可とする意見、学部をもたない大学院にはこの方法をかみ合わせるとの意見もあったが、運営上の困難を指摘したものが多い。</p>

大学院大学構想案

(岡田 実試案)

新制の教育が実施されて20年近くなり種々な問題を提起している。しかし、教育の普及という点で大きい効果のあつたことは否定できない。

わが国民の高等教育をうける比率は、アメリカに次いで高く、大学への進学者も同一年令層の20%に近く戦前の中等学校生徒数に匹敵する現況になっており、今後もさらに増加の傾向をとるものと予想される。

したがって、数量的に高等教育の普及の点では成果を示したといえるのであって、問題は教育制度そのものを変更することではなく、質的内容を検討してその欠陥を補正する政策をとるべきだと思われる。

つまり、大学の大量化そのものを問題にするのではなく、大量化によって起こる弊害を個人

的、社会的、国家的に検討して是正すべきであると思う。

大学の大量化による弊害として考えられることは、第一に履修学生の平均素質が同一年令層に対する大学入学者の比率の上昇に伴って低下することである。

これを補うには施設、設備、教育方法の改善を行なうと共に教育内容をある程度低くするか、教育程度を高く維持して学生の留年を認め、修学期間の延長を考えるかである。前の場合は大学教育の普及と共に卒業生の質的低下が当然おこる。後の方策では父兄の負担を過重化し、かつ、国の人物経済の上でさらに多くの問題を生ずると考えられる。

そこで、現在各方面で考えられている大学制度の補正を行なうと共にさらに高度の研究教育機関としての使命をもつ大学院大学の設置が推進されるべきである。

私は、前提として現行制度に大なる変革を与

えることなく実施できる方策として大学院大学を次のような構想で進めることを望むのである。大学院大学では段階的に人材を選抜する方法をとり、研究者、指導者養成を目標とすべきである。

大学院大学では undergraduate course には現行の一講座当たり6人を2人として、選抜入学せしめ、これに比較的程度の高い教育を行ない、充実した基礎知識を与え、大学院コースにおける (postgraduate course における) 研究教育効果を向上せしめる。

大学院大学を現在の大学から離れて undergraduate course をもたないものにする方が制度的には簡明になり総合性を発揮できるという説もあるが、18~22才の知能の最も進み易い時、創造力を養成する最も適当な時期を失してはならないので、大学院大学でも充実した基礎学履修の標準として undergraduate course をもつことが大切であると考えられる。

これに関連して、大学院大学の一般教育等は、これを4~6年間に一貫して行なうこととし、教養部教官は各学部に分属せしめる。ただし、外国語学研究施設などをおき、教官のうち分属し得られないものにも研究の場を供するよう配慮すべきである。

大学院大学では全国から学生を集めるために学生寄宿舍、保健衛生施設などについてもじゅうぶん国費が支出されなければならない。

奨学金制度を拡充し特に博士課程の学生には全員給費されることが望ましい。

大学院課程は原則として、修士2年、修士卒業後博士課程は3年の積み上げ方式をとり、修士課程の定員は講座当たり学部の15%増、博士課程は学部の30%増とし、修士課程には同大学の undergraduate course からの進学者と同等

の立場で他大学の卒業生をも選抜入学せしめ、博士コースでは同大学修士卒と同等の立場で他大学からの入学志願者も選抜入学せしめる。

学生定員を定めるに大学院大学は学生数単位を仮定し、収容能力を定める。今学生一人当たりについて学部学生1、修士2、博士3の係数をつけるとして、一講座当たりの対応する学生数単位を示すと、現行の一講座当たり各学年で

undergraduate course	学生数	6
修	士	2
博	士	1

に対して係数を考えた場合 undergraduate 4年、修士2年、博士3年として計算すると

$6 \times 4 \times 1 + 2 \times 2 \times 2 + 1 \times 3 \times 3 = 41$ 単位となり学生実数は $6 \times 4 + 2 \times 2 + 1 \times 3 = 31$ 人/講座となる。

上の計算で、もし現行の教養部2ヵ年を専門から離して考えると学生数単位は29、実数は19 (1講座当たり)となる。改革案では学部学生数を1/3にするが、学部学生定員に修士15%増、博士30%増として前記係数を考えて学生数単位を出すと

$$8 \times 1 + 4.6 \times 2 + 7.8 \times 3 = 40.6 \text{ 単位}$$

学生実数は一講座当たり $2 \times 4 + 2.3 \times 2 + 2.6 \times 3 = 20.4$ 人/講座

学生数単位では講座当たりが現行と同じで実在の学生数は現在の2/3となる。しかし教養部2ヵ年を離した場合をとると現行より改革案の方が学生数という点のみからでも教官負担が重くなるので大学院教育の改革を期するためには教官の充実が必要条件となるのであろう。したがって、原則的にいって施設(講座当たり800m²)、設備を增強して教官組織は講座当たり教授1、助教授2、(講師2、)助手4(ただし、医学

部臨床講座は6)とすることが現状においても妥当であろう。なお、優秀教官陣を得るためには教官の待遇が改善されなければならぬ。

なお、現在の教養部教官の多数を講座制に移し、専門学部の教授と同等の研究と教育を行なわしめることにすれば講座はそれだけ増加するので、定員を当然増すことができる、また、研究所は博士課程のみをおくこととして、一部門は一講座に等しく考える。

かようにすれば大学院学生の質は向上し、研究活動の上に大きい力をあたえることになると思う。

なお、教育は原則として undergraduate から修士課程まで6年間を一貫教育するものとし、undergraduate course で専門の基礎と一般教育等を、修士課程で大体専門教育を習得せしめ博士課程は研究を主体にセミナーなどで知識の充実を期するものとする。

以上は原則的なことを提示したものであるが各学部、各研究所で特殊事情もあり全学的な規模で弾力的に大学の自主性に基づいて適応実施されるべきである。

また、国公立と、私立で事情が異なるが、国立大学院大学の数としては大体当分の間は7~12とし、大学院大学を卒業する者の数は全体として博士課程修了2万/year位の目標が適当でないかと思う。

新制の教育制度が20年近くなり、その効果も大いにあがっている反面その病弊も累積昂進している。その原因は種々な面から採り上げられるが現象的には大学教育の大衆化と多様化が注目される。

大衆化の結果として学生の平均素質が低下の傾向を示すこと。個人の能力を効果的に発揮せしめる基礎をつくる教育目標に対し大衆化は画

一化の方向に進む。また科学技術の急速な進展によって広い分野の発展に個人的には追従できないため教育分野も細分化が進められ、さらに一面において人間性の向上に必要な精神的教育に対する時間が不十分になり勝ちである。しかも人類の社会はますます有機体化し国の発展のためには種々なる分野を担当する人材の育成がなされなければならない。

このような実態に立脚して大学教育を見るとき多くの問題がある。その中、現在大学教育で緊急に解決すべき具体的問題として次の3つを挙げる。

1. 入試の改廃
2. 教養教育のあり方
3. 高度の研究者、指導者の養成

大学の入試制度は高等学校のみならず義務教育まで広く教育の姿を歪ませている。

しかし現在考えられている内申だけでも弊害の虞れが多く、能研テストにも批判が厳しい。と言って一発勝負の現行入試制度でよいという人も少ない。しからばいかなる改善策があるかというに私は許されるならば次の方法がよいと思う。

内申+資格試験合格+1か年学内成績

入学者決定 定員の130%を収容

1か年の成績で30%は退学せしめる

一種の仮入学制度を採用する

(この方法はUCLAその他アメリカでとっている方法に近い。)

さてこの大学院大学(仮称)試案は前記(3)に相応じ、かつ次の観点に基づいて作成したものである。

国立大学においてわれわれは国の高等教育ならびに研究の成果を向上せしめる責任がある。

しかも大学の学術研究には自治自由が緊要で

あり全国の大学が画一的である必要はない。

現在の大学の構造改革は自主性によるものが比較的少なく文部大臣の指示による場合が多いので全国の大学に画一化が助長される傾向がある。しかし理想にはして現実から遊離してはならないので試案は可能なる改革を追求することを基本態度としている。

2. 学部設置基準要項についてのアンケート

第7常置委員会

1. 設置基準要項の名称について

大学基準等研究協議会教育学専門委員会及び日本教育大学協会は、学部設置基準要項(案)において、教員養成関係学部の名称を使用しているが、これを教育系の学部と改めてはどうか。

- A. 可
- B. 否
- C. その他

2. 学科制と課程制との問題について

従来の狭い学科の解釈にとらわれることなく、教官の研究体制、学生の教育体制、大学の管理運営面を考慮して、学科制に移行すべきではなかろうか。但し課程を部分的に残存することも考えておく必要もあろう。

- A. 可
- B. 否
- C. その他

3. 学科を類型別に例示することについて

(イ) 小学校、中学校及び特殊教育学校の教員養成を行なう場合

教育・心理学科、国語教育学科、社会科

教育学科、数学教育学科、理科教育学科
音楽教育学科、美術教育学科、保健教育
学科、家政教育学科、英語教育学科、技
術教育学科、特殊教育学科

(注) 上記の学科のほか各大学の自主的立場により、学科の分離統合、または上記の学科の一部を欠き、また他学科を加えることが出来る。

としてはどうか。

- A. 可
- B. 否
- C. その他

(ロ) 小学校、中学校及び特殊学校のほか、幼稚園の教員を養成する場合

例(イ)と同じ学科及び幼児教育学科

としてはどうか。

- A. 可
- B. 否
- C. その他

(ハ) 小学校、中学校、特殊学校のほか高等学校の教員を養成する場合

例(イ)と同じ学科に、高等学校教員養成に
必要な学科目を増設すること。

としてはどうか。

- A. 可
- B. 否
- C. その他

4. 学科目及び授業科目について

(イ) 基礎教育科目は現時点では問題があるので、開設する必要はない。

- A. 可
- B. 否
- C. その他

(ロ) 主要学科目の決定にあたっては、学科目は教官組織の骨格を与えるものであるの

で、慎重に各大学学部の意向をくみながら決めるべきである。その際、当該大学学部の研究・教育をより効果的に実施出来るよう配慮がなされるべきである。

- A. 可
- B. 否
- C. その他

(ハ) 授業科目の例示に際しては、免許状取得のため必要なもの以外については最少限度にとどめ、大学学部の自主性にまかすべきである。

- A. 可
- B. 否
- C. その他

(ニ) 主要学科目の担当は、当然専任の教員がなすべきであるが、主要学科目に配当する教官定員は定型とすべきである。

- A. 可
- B. 否
- C. その他

備考

1. A, Bについては、該当するものを○で囲むこと
2. B, Cについては、簡単な理由をつけること
3. 設問に準ずるものは、その項目に入れること

窓

満州語文献

わが図書館で見せたいものは、というと、いかにも「わしが国さ」の文句のようだが、私は、見てもらいたいものの第一に、満州語文献をあげたい。ここにいう満州語とは、終戦時まで存在した満州国のことばではない。清王朝をたてた満州族の使用したことばである。清朝では、その支配民族のことばなるが故にとくに重要視し、公文書にも使用するし、また、それをもって種々の文献を刊行した。文字も独特の満州文字を使用している。

さて、わが図書館所蔵の満州語文献は、大阪外国語学校（現大阪外国語大学の前身）講師、故渡辺薫太郎氏の苦心収集するところで、氏の没後遺族から寄贈をうけたものである。氏は、陸軍通訳などの前歴をもち、吉林省間島で写真屋を開業中に満州語をまなんだという篤学の士である。大阪朝日新聞間島通信部囑託を経て、大正13年大阪外語講師に就任、昭和11年7月、76才で病没されるまで満州語の授業を担当した。

渡辺コレクションは、主として氏が現地において、いちいち、みずからの手で収集したものである。書店の手を通じて一括購入したものところが、一つ一つにコレクターの魂が入っているように感ぜられる。珍奇なものが多く、中には「説岳全伝」、「西遊記」など、小説類の満州語訳なども含まれている。満州語文献の収蔵で知られているのは、東洋文庫と天理図書館とであるが、わが図書館のそれは、質量ともに、けっして劣らない。しかし、現代語にしか関心をもたない今の学生たちには、完全に忘れ去られた形で、2、3年に一度くらい満州語、満州史の研究者から閲覧の申込みをうけるに過ぎないのは惜しいことである。

なお、氏の研究は、満州語のほかに女真語にもおよび、数種の業績が出ている。金朝史の研究に志した私も、参考に供して益をうけた。面晤の機会を得なかったことを残念に思っている。

（大阪外国語大学附属図書館長 外山軍治）

3. 大学の運営に関する臨時措置法

大学の運営に関する臨時措置法

(目的)

第一条 この法律は、大学の使命及び社会的責務並びに最近における大学問題の状況にかんがみ、大学紛争が生じている大学によるその自主的な收拾のための努力をたすけること主眼としてその運営に関し緊急に講ずべき措置を定め、もって大学における教育及び研究の正常な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「大学紛争」とは、大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学をいう。以下同じ。）の管理に属する施設の占拠又は封鎖、授業放棄その他の学生（これに準ずる研究生等を含む。以下同じ。）による正常でない行為により、大学における教育、研究その他の運営が阻害されている状態をいう。

(学長等の責務)

第三条 大学の学長、教員その他の職員は、当該大学の正常な運営とその改善に意を用い、当該大学に大学紛争が生じたときは、全員が協力してすみやかにその妥当な收拾を図るよう努めなければならない。

2 大学紛争が生じている大学の学長は、当該大学の最高責任者として、当該大学紛争の收拾にあたっては、指導性を発揮して全学的に職員の意思の統合を図り、その收拾に関する方針及び措置を決定し、これを推進するよう努めなければならない。この場合において、

当該大学の管理に属する施設、設備その他の財産が本来の目的に従って管理され及び保全されるように適切な措置を講じなければならない。

3 大学紛争が生じている大学の学長その他の機関は、当該大学紛争に係る問題に関し、ふさわしい領域内において提起される当該大学の学生の希望、意見等を適切な方法によってきくように努め、これらの希望、意見等で当該大学紛争の妥当な收拾及び当該大学の運営の改善に資すると認められるものについては、その講ずべきものについては、その講ずべき措置にこれを反映させるように配慮しなければならない。

(大学紛争の報告)

第四条 国立大学の学長は、当該大学において大学紛争が生じたときは、直ちに文部大臣にその旨及び当該大学紛争の状況を報告しなければならない。

2 文部大臣は、前項の国立大学の学長に対し、当該大学の大学紛争の状況並びに当該大学紛争の收拾及び当該大学の運営の改善のため講じた措置及び講じようとする措置について、必要に応じ、報告を求めることができる。

(文部大臣の勧告)

第五条 文部大臣は、大学紛争が生じている国立大学（以下「紛争大学」という。）の学長に対し当該大学紛争の收拾及び当該大学の運営の改善のため講ずべき措置について、臨時大学問題審議会にはかり、必要な勧告をすることができる。

2 前項の勧告は、当該大学による自主的な大学紛争の收拾及び当該大学の運営の改善のため努力をたすけるようなものでなければならない。

- 3 第一項の勧告を受けた紛争大学の学長及び当該大学のその他の機関は、その勧告を尊重し、勧告に係る措置の実施に努めなければならない。

(運営機関等の特例)

第六条 紛争大学において、その大学紛争の收拾及び大学の運営の改善に関する措置を迅速かつ適切に決定し及び執行するため必要があると認められるときは、学長は、評議会（これを置かない大学にあっては、教授会。次項において同じ。）にはかり、次の措置をとることができる。

- 1 次に掲げる機関を設けること。

イ 副学長その他これに準ずる学長を補佐する機関

ロ 大学紛争の收拾及び大学の運営の改善に関する事項について審議する機関

ハ 大学の運営に関する事項を管理し及び執行する機関

- 2 学校教育法及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）に規定する機関で当該大学に置かれているものの職務及び権限の1部を、学長がみずから行なうものとし、若しくはこれらの機関の議を経ることなく行なうことができるものとし、又はこれらの法律に規定する機関のうち他の機関若しくは前号の機関に行なわせるものとする。
- 2 紛争大学においては、学長は、評議会にはかり、当該大学の大学紛争の收拾及び運営の改善に関する諸問題について意見を聴取し又は協議するための会議を設けることができる。
- 3 第1項第1号イ又はハに掲げる機関の設置及びその他の機関に対する同項第2号の措置は、学長があらかじめ文部大臣に協議して行

なうものとし、同項第1号に掲げる機関（同号ロに掲げる機関にあっては、同項第2号の措置がとられるものに限る。）又はその構成員の任命は、学長の申出に基づき、文部大臣が行なうものとする。

- 4 第1項第1号ロに掲げる機関の構成員には、当該大学の職員の外、当該大学の職員以外のもので学識経験を有するものを加えることができるものとし、第2項の会議には、これらの者又はふさわしい領域内の問題について当該大学の学生を代表する者を参加させることができるものとする。

(教育等の休止及び停止)

第7条 紛争大学の学長は、大学紛争を收拾するため必要があると認めるときは、大学紛争が生じている学部、教養部、大学院研究科その他の部局又は組織（以下「学部等」という。）における教育及び研究に関する機能の全部又は一部を、6月以内の期間、休止することができる。この場合において、やむを得ない事情があるときは、その期間を3月以内において延長することができる。

- 2 紛争大学の学部等において大学紛争が生じた後9月以上を経過した場合又は学部等の大学紛争が收拾された後1年以内に同一の学部等において再び大学紛争が生じ、その後6月以上を経過した場合において、なおこれらの大学紛争の收拾が困難であると認められるときは、文部大臣は、当該大学の学長の意見をきいたうえ、臨時大学問題審議会の議に基づき、当該学部等における教育及び研究に関する機能を停止することができる。この場合においては、当該大学の学長に対し所要の措置をとるように指示するものとする。

- 3 前項の停止の措置がとられている紛争大学

の学部等における大学紛争が収拾されたと認められるときは、文部大臣は、当該大学の学長の意見をきいて、当該学部等に係るその措置を解除しなければならない。

(教育等の停止に伴う効果)

第八条 紛争大学の学部等について前条第2項の停止の措置がとられたときは、その措置が解除されるまでの間は、次に定めるところによる。

1 当該学部等の職員（次に掲げる者を除く。）については、任命権者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第79条及び第81条の規定にかかわらず、これを休職にするものとする。この場合において、教育公務員特例法第10条の規定は、適用しない。

イ 当該大学の大学紛争の処理に関し特に必要な業務、日常管理業務又は特別の事情により直ちに停止することが困難な業務であつて、文部省令で定めるものに従事する者

ロ 非常勤職員

ハ 他の法律の規定による休職者及び停職者

2 前号の規定による休職者には、俸給、扶養手当、調整手当、暫定手当及び期末手当のそれぞれの100分の70以内を支給する。

3 第1号の規定による休職者には、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）の規定に基づく寒冷地手当を支給する。この場合において、同法第2条の2第2項中「一般職給与法第23条第2項、第3項及び第5項」とあるのは、「大学の運営に関する臨時措置法（昭和44年法律第70号）第8条第2号」とする。

4 第1号の規定による休職者は、その併任

官職に係る職務に従事することができる。

この場合において、その者には、当該官職に係る勤務について、その実態に応じ、人事院規則で定める給与を支給することができる。

5 第1号の規定による休職は、この条に別段の定めがある場合を除き、他の法令の規定の適用については、国家公務員法第79条の規定による休職とみなす。

6 前各号に規定するもののほか、第1号の休職に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

7 当該学部等の教員の欠員の補充は、行なわない。

8 当該学部等の学生については、前条第2項の停止の措置がとられている期間は、法令の規定による在学期間に算入しない。

9 当該学部等の学生の前号の期間に係る授業料は、免除する。

10 日本育英会は、当該学部等の学生に対しては、日本育英会法（昭和19年法律第30号）第16条第1項第1号の学資の貸与を行なわないものとする。

(国立学校設置法の改正等の措置)

第9条 第7条第2項の措置がとられた後3月以上の期間を経過してもなお大学紛争の収拾が著しく困難であり、当該大学又はその学部等の設置の目的を達成することができないと認められるに至ったときは、その事態に応じ、国立学校設置法（昭和24年法律第150号）を改正するための措置その他必要な措置が講ぜられなければならない。

2 文部大臣は、前項の措置を講じようとするときは、当該大学の学長の意見をきくとともに、臨時大学問題審議会の議を経なければな

らない。

(学部間の紛争に係るあっせん)

第10条 紛争大学の学部等の中で当該大学の運営についての紛争があり、かつ、これが当該大学における大学紛争の収拾にとって重大な支障となっていると認められるときは、当該大学の学長は、関係学部等の長の同意を得て、文部大臣に対し、当事者間の紛争の解決を図るためのあっせんを申請することができる。

2 文部大臣は、前項の申請があったときは、臨時大学問題審議会によるあっせんに付するものとする。

3 前項のあっせんは、臨時大学問題審議会の会長がその委員又は特別委員のうちから指名するあっせん員によって行なう。

(紛争大学の入学者の選抜等の協議)

第11条 紛争大学においてその新入学者に対する教育の実施又は学生の卒業が正規に行なわれるという見とおしをすることが困難であると認められるときは、当該大学の学長は、入学者の選抜又は学生の卒業に関し、文部大臣に協議しなければならない。

(公立又は私立の大学についての準用)

第12条 第4条から前条まで(公立大学にあつては第8条第3号を、私立大学にあつては第5条、第6条第3項、第8条第1号から第7号まで及び第9号、第9条並びに前条を除く。)の規定は、公立又は私立の大学について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項	国立大学の学長	公立若しくは私立の大学の設置者又は公立大学の学長
	文部大臣	それぞれ文部大臣又は当該公立大学の設置者
第4条第2項	文部大臣	文部大臣又は公立大学の設置者
	前項の国立大学の学長	それぞれ前項の公立若しくは私立の大学の設置者又は当該公立大学の学長
第5条第1項	文部大臣	公立大学の設置者
	臨時大学問題審議会にはかり	あらかじめ文部大臣と協議して
第6条第3項	文部大臣	公立大学の設置者
第7条第2項及び第3項	文部大臣	公立又は私立の大学の設置者
第7条第2項	臨時大学問題審議会の議に基づき	あらかじめ文部大臣と協議して
第8条第1号	国家公務員法(昭和22年法律第120号)第79条及び第81条	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第27条第2項、第28条第2項及び第29条の2
	文部省令	地方公共団体の規則
第8条第2号	及び期末手当	、期末手当及び寒冷地手当又はこれらに相当する給与
第8条第4号及び第6号	人事院規則	人事委員会規則、地方公共団体の規則その他地方公共団体の機関の定める規程

第8条第5号	国家公務員法第79条	地方公務員法第28条第2項
第9条第1項	国立学校設置法（昭和24年法律第150号）	公立大学の設置に関する条例
第9条第2項	文部大臣	公立大学の設置者
	臨時大学問題審議会の議を経	文部大臣と協議し
第10条第1項	学部等の間	学部等の間又は私立大学を設置している学校法人の役員の間
	学長	学長（私立大学にあっては、その設置者）
	関係学部等の長	公立大学にあってはその設置者及び関係学部等の長の同意、私立大学にあっては、学校法人の役員の間紛争に係る場合を除き、学長及び関係学部等の長
前条	文部大臣	公立大学の設置者

2 文部大臣は、前項の規定により読み替えられた第5条第1項、第7条第2項又は第9条第2項の協議に応じてその意思を表示するにあたっては、あらかじめ臨時大学問題審議会の議を経るものとする。

（臨時大学問題審議会）

第13条 文部省に、臨時大学問題審議会を置く。

2 臨時大学問題審議会（以下この条において「審議会」という。）は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議し、及び第10条（前条第1項において準用する場合を含む。）に規定するあつせんを行なう。

3 審議会は、大学紛争の收拾及び大学の運営の改善に関する重要事項について、文部大臣に建議することができる。

4 審議会は、次に掲げる者のうちから、文部大臣が内閣の承認を経て任命する15人以内の委員で組織する。

- 1 大学の学長又は教員及び私立大学を設置する学校法人の役員
- 2 その他大学問題に関し広い識見を有する者

5 審議会に、会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 会長は、審議会の会務を総理する。

7 特別の事項を調査審議するため、及び第2項に規定するあつせんを行なうため必要があるときは、審議会に、特別委員を置くことができる。

8 この条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（省令への委任）

第14条 第7条第1項に規定する部局又は組織の区分、第8条第9号の授業料の免除に関する細目、第10条第2項のあつせんに関する手続その他この法律の執行に関し必要な事項は、文部省令で定める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前に生じた大学紛争で、この法律の施行後引き続き継続しているものは、この法律の施行の日が生じたものとみな

して、この法律の規定を適用する。ただし、当該大学紛争で同日においてすでに6月以上を経過しているものについては、当該学部等につき当該大学紛争が生じた後5月を経過したものとみなして、第7条第2項(第12条第1項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

3 この法律の施行の際現に第6条第1項第1号に掲げる機関で同条第3項の協議に係るものに相当する機関を設けている紛争大学において、当該機関を引き続き設置しようとするときは、当該大学の学長は、この法律の施行の日から20日以内に、当該機関の名称、組織及び所掌事項を文部大臣に報告しなければならない。この場合において、その報告があったときは、同項の措置がとられたものとみなす。

4 前項の規定は、公立大学について準用する。この場合において、同項中「文部大臣」とあるのは「公立大学の設置者」と読み替えるものとする。

(廃止)

5 この法律は、その施行の日から5年以内に廃止するものとする。

(文部省設置法の一部改正)

6 文部省設置法(昭和24年法律第146号)の一部を次のように改正する。

第27条第1項の表中大学設置審議会の項の次に次のように加える。

臨時大学問題審議会 文部大臣の諮問に応じ、大学の運営に関する臨時措置法(昭和44年法律第70号)に規定する事項を調査審議し、大学紛争の収拾及び大学の運営の改善に関する重要事項について文部大臣に建議し、並

びに同法に規定するあつせんを行なうこと。

4. 大学運営協議会地区選出委員の輪番制等について

昭和44. 6. 25

大学運営協議会の地区選出委員の候補者は、

1) 会長・副会長・常置委員会の委員長は、規定第7条第1項(1)及び(2)により、当然に委員となるので候補者から除かれる。

2) 大学運営協議会は、この協議会設置の際の規定制定にあたり、その目的及び性格からいって、委員のローテーションを考慮すべきであるという主旨により、規程第7条第4項(3)において「同一の大学の代表者は、引続いて委員となることができない。」旨を規定し、事実上いわゆる輪番制をとっているため、既に委員となった次の大学は候補者から除かれることになる。

北海道東北地区(小樽商大・弘前大・北海道教育大)

関東甲信越地区(埼玉大・電気通信大・千葉大・東京教育大・宇都宮大・東京農工大・横浜国立大)

中部地区(三重大・名古屋大・富山大)

近畿地区(滋賀大・京都工繊大・京都教育大)

中国四国地区(徳島大・山口大・愛媛大)

九州地区(鹿児島大・佐賀大・大分大)

3) 定員は、関東甲信越地区2名、その他の地区は各1名。

5. 大学問題に関する資料（当協会所蔵の一部）

	資 料 名
東京大学総長代行 加藤一郎	学生諸君への提案
〃	学生諸君へ
文 部 大 臣	当面する大学教育の課題に対応するための方策について
〃	文部大臣の諮問理由説明要旨
文 部 事 務 次 官	文部事務次官の補足説明要旨
毎 日 新 聞	民社党の「大学問題中間報告」
日 本 社 会 党	大学問題特別委員会報告
国 立 大 学 協 会	大学の管理運営に関する意見および中間報告
〃	学生問題に関する所見
学 生 問 題 特 別 委 員 会	
〃	最近の学生運動に関する意見
第 3 常 置 委 員 会	
日 本 共 産 党	当面する大学問題の解決のために
経 済 同 友 会	教育問題委員会中間報告—大学の基本問題—
フ ラ ン ス 大 使 館	高等教育基本方針法案
大 河 内 一 男	「告示」を送るにあたって
東 京 大 学	告 示
東京大学総長代行 加藤一郎	学生諸君への提案—今後の討議のために—
〃	学生諸君へ
フ ラ ン ス 大 使 館	フランスの教育制度
自由民主党政務調査会	大学問題に関する中間報告（案）
文 教 制 度 調 査 会	
経 済 同 友 会	「教育問題委員会中間報告——大学の基本問題」
東 京 大 学 広 報 委 員 会	最近の教養学部における乱闘事件—革マル系と社青同系との衝突—
委 員 長 桑 原 武 夫	日本学術会議大学問題小委員会報告
日 経 連 委 員 長	東大「確認書」の取り扱いに関する意見
東京大学総長代行 加藤一郎	「提案」をめぐる基本的見解
東 京 大 学 広 報 委 員 会	7学部代表団との確認書について
法 学 部 委 員 会	法学部委員会の報告書要旨 加藤総長代行入試決行表明
朝 日 新 聞	大学問題日教組の見解抜粋
毎 日 新 聞	学生参加の協議会 公明党の提言要旨

日本教職員組合 大学部長
京都大学 教官研究会 有志
木下 郁 外 3 名
文 部 省 大 学 学 術 局
法 制 局
東京大学 総長代行 加藤一郎
〃
自由民主党 文教制度調査会
自由民主党 政務調査会 文教部
会 文教制度調査会 合同会議
文 部 省 企 画 室
中央教育審議会 第24特別委員
会
〃
大学改革準備調査会
組織問題専門委員会
日本経営者団体連盟
大学問題会議
東京大学 総長代行 加藤一郎
文 部 省
文 部 省
国立教育研究所
九州大学
東京外国語大学
国立大学協会 学生問題特別委員
会
文 部 省
参議院 文教委員会
日本私大連盟
東京大学
徳島大学
日本私大連盟
労 働 省
共立女子大学
鳥取大学

大学自治についての質問状
大学改革の討議のよびかけ
大分大学学生会館占拠者告発状（写）
東京大学「7学部集会における確認書」およびこれに関する所
見等について
東大7学部集会における確認書についての法律的検討（党書）
東大「確認書」の解説書（附確認書の審議を終えて）
7学部代表団との「確認書」について（未定稿）
教育改革試案（中間報告）
東大紛争と大学問題について（中間報告）
諸外国における大学管理運営への学生参加の動向（概要）
「学園における学生の地位について」中間報告（草案）
「同上」の中間報告（草案）の発表について（会長談話）
管理組織改革の問題点（その2）
直面する大学問題に関する基本的見解
大学教育改革のための提案20条
中教審第24特別委員会の中間報告に対する見解
学生問題に関する大臣談話および通達等
大学の管理運営に関する諸提案
わが国の高等教育の問題状況
「学生参加」問題に関する資料（未定稿）
全学生諸君への提案
学生問題に関する資料
「教員の地位に関する勧告」
参議院文教委員会審議要録（第52—56国会）
外国教育事情調査委員会報告書（大学時報特集号）
学生生活実態調査報告書
中国四国地区大学一般教育研究会議事録
学生運動に対する見解
学歴別にみた“生涯賃金”格差の変化に関する一試算（労働統
計調査月報）
学生問題に関する諸見解
第16回中国・四国地区大学一般教育研究会

東 京 大 学	大学院問題に関する資料集
国 立 教 育 研 究 所	大学教育に関する比較研究（大学の理念に関する文献解題その 1 和文文献の部）
能 力 開 発 研 究 所	能研テスト報告書第4集
//	能研テストの妥当性に関する研究 追跡調査資料1
//	大学入学者選抜における能研の「学力テスト」の実際的利用に ついて
参議院文教委員会調査室	参議院文教委員会審議要録
近畿地区大学一般教育研究会	大学一般教育の展望
エッセスタンダード石油弘報 部	「大学の歴史」Energy 20号（特集）
大 学 問 題 研 究 会 （今日の問題社）	かくてストは解決した（慶応義塾大学の場合）
日大生産工学部 統計学教室	黒い巨塔の中から
//	日大統計学科事件を訴える
//	統計学科事件報告Ⅱ
海 後 宗 臣・寺 崎 昌 男	大学教育

D 役員・委員名簿

(昭和44年8月1日現在)

	理 事 会	監 事	横田利雄 東京商船大
会 長	奥田 東 京都大		
副 会 長	本川 弘一 東北大		
理 事	和達 清夫 埼玉大		
	堀内 寿郎 北海道大		
	柳川 昇 弘前大		
	秋月 康夫 群馬大		
	加藤 一郎 東京大		
	小塚 新一郎 東京芸術大		
	宮島 竜興 東京教育大		
	村松 祐次 一橋大		
	中川 善之助 金沢大		
	藤野 清久 福井大		
	今西 錦司 岐阜大		
	藤本 武助 京都工繊大		
	稻荷山 資生 奈良教育大		
	梶田 茂 島根大		
	前川 忠夫 香川大		
	久保 佐土美 高知大		
	田中 定 佐賀大		
	中塚 正行 長崎大		
	広田 輝雄 宮崎大		
第3常置委員長	井上 吉之 鳥取大		
第4常置委員長	太田 敬三 東京医歯大		
第5常置委員長	町野 碩夫 鹿児島大		
第6常置委員長	近藤 頼巳 東京農工大		
第7常置委員長	鎌田 正宣 東京学芸大		
監 事	細谷 恒夫 山形大		
			第1常置委員会
			(大学の組織, 制度に関する問題)
		委員 長	小塚 新一郎 東京芸術大
		委 員	堀内 寿郎 北海道大
		〃	樋口 盛一 岩手大
		〃	松田 智雄 東京大
		〃	宮島 竜興 東京教育大
		〃	藤岡 由夫 山梨大
		〃	中川 善之助 金沢大
		〃	小野 勝次 静岡大
		〃	田畑 茂二郎 京都大
		〃	戸田 義郎 神戸大
		〃	谷口 澄夫 岡山大
		〃	前川 忠夫 香川大
		〃	広田 輝雄 宮崎大
		臨時委員	中川 秀恭 北海道教育大
		専門委員	市原 昌三郎 一橋大
		〃	柿内 賢信 東京大
		〃	成川 武夫 東京芸術大
			第2常置委員会
			(学科課程, 入学試験などに関する問題)
		委員 長	秋月 康夫 群馬大
		委 員	実方正雄 小樽商大
		〃	横田利雄 東京商船大
		〃	長崎 明 新潟大
		〃	続 有恒 名古屋大

委員 城戸 久 名古屋工大
 // 藤本 武助 京都工織大
 // 五嶋 孝吉 奈良女子大
 // 菅 好雄 岡山大
 // 飯島 宗一 広島大
 // 熊谷 三郎 愛媛大
 // 問田 直幹 九州大
 // 忽那 将愛 熊本大

第3常置委員会

(補導に関する問題)

委員長 井上 吉之 鳥取大
 委員 佐山 総平 北見工大
 // 細谷 恒夫 山形大
 // 徳江 徳 茨城大
 // 鐘ヶ江信光 東京外語大
 // 池田雄一郎 信州大
 // 後藤 秀弘 富山大
 // 砂崎 宏 滋賀大
 // 広橋 次郎 和歌山大
 // 妻木 徳一 九州工大
 // 永松 政俊 佐賀大
 専門委員 長谷川修一 東京大学生部長
 // 福田 平 東京教育大教授
 // 総山 孝雄 東京医歯大学生部長
 // 倉石 精一 京都大学生相談所長
 // 浅川 淑彦 広島大学生部長
 // 三島 良兼 鳥取大学生部長

第4常置委員会

(厚生に関する問題)

委員長 太田 敬三 東京医歯大
 委員 村尾 誠 北海道大
 // 阿部 与 室蘭工大
 // 柳川 昇 弘前大

委員 香月 秀雄 千葉大
 // 富山 哲夫 東京水産大
 // 井上 剛 金沢大
 // 藤野 清久 福井大
 // 平 勇登 神戸商船大
 // 久保 佐土美 高知大
 // 小池 新二 九州芸工大
 // 中塚 正行 長崎大
 専門委員 小倉 学 茨城大教授
 // 宮田 尚之 京大保健診療所長
 // 池田 数好 九州大教授

第5常置委員会

(大学間の協力に関する問題)

委員長 町野 碩夫 鹿児島大
 委員 大原 久友 帯広畜産大
 // 藤島 主殿 秋田大
 // 奥野 俊 宇都宮大
 // 岡田 幸雄 電気通信大
 // 石川 滋 一橋大
 // 水戸部 正男 横浜国立大
 // 芦田 淳 名古屋大
 // 牧 祥三 大阪外語大
 // 梶田 茂 島根大
 // 岡元 敬蔵 九州工大
 // 後藤 正夫 大分大
 専門委員 三橋 富治男 千葉大留学生部長
 // 白倉 昌明 東京大教授
 // 松本 尚家 東京外語大教授

第6常置委員会

(大学財政に関する問題)

委員長 近藤 頼巳 東京農工大
 委員 広中 俊雄 東北大
 // 玉山 勇 福島大

委員 加藤 一郎 東京大
 // 加藤 六美 東京工大
 // 村松 祐次 一橋大
 // 井手 文雄 横浜国立大
 // 今西 錦司 岐阜大
 // 野田 稻吉 三重大
 // 本城市次郎 大阪大
 // 長谷川万吉 徳島大
 // 田中 定 佐賀大

専門委員 海野 正次 千葉大事務局長
 // 福田 文夫 東京学芸大事務局長
 // 針貝 信吉 東京芸術大事務局長
 // 稲野 信力 電気通信大事務局長
 // 上山 定治 一橋大事務局長
 // 中林 陸夫 東北大教授
 // 隅谷三喜男 東京大教授
 // 慶谷 淑夫 東京工大助教授

第7常置委員会

(教員養成に関する問題)

委員長 鎌田 正宣 東京学芸大
 委員 中川 秀恭 北海道教育大
 // 林 竹二 宮城教育大
 // 垣下 清一郎 群馬大
 // 波多野 完治 お茶の水女子大
 // 伊藤 郷平 愛知教育大
 // 武居 三吉 京都教育大
 // 中村 治 大阪教育大
 // 稻荷山 資生 奈良教育大
 // 田中 弘道 山口大
 // 池田 富雄 香川大
 // 藤吉利 男 福岡教育大
 専門委員 大嶋 三男 東京学芸大教授
 // 徳広 竜男 大阪教育大教授

新設大学拡充特別委員会

委員長 中川 善之助 金沢大
 委員 玉山 勇 福島大
 // 秋月 康夫 群馬大
 // 和達 清夫 埼玉大
 // 鎌田 正宣 東京学芸大
 // 水戸部 正男 横浜国立大
 // 長崎 明 新潟大
 // 小野 勝次 静岡大
 // 谷口 澄夫 岡山大
 // 熊谷 三郎 愛媛大

教養課程に関する特別委員会

委員長 小塚 新一郎 東京芸術大
 委員 樋口 盛一 岩手大
 // 細谷 恒夫 山形大
 // 加藤 一郎 東京大
 // 秋月 康夫 群馬大
 // 横田 利雄 東京商船大
 // 波多野 完治 お茶の水女子大
 // 今西 錦司 岐阜大
 // 中村 治 大阪教育大
 // 飯島 宗一 広島大
 // 前川 忠夫 香川大
 // 忽那 将愛 熊本大
 専門委員 小野 周 東京大教授
 // 秋山 春水 東京芸大教授
 // 成川 武夫 東京芸大助教授

科学技術行政特別委員会

委員長 和達 清夫 埼玉大
 委員 奥田 東 京都大
 // 本川 弘一 東北大
 // 堀内 寿郎 北海道大

委員	宮島 竜興	東京教育大
"	藤岡 由夫	山梨大
"	池田 雄一郎	信州大
"	小野 勝次	静岡大
"	芦田 淳	名古屋大
"	藤本 武助	京都工織大
"	梶田 茂	島根大
"	妻木 徳一	九州工大
"	町野 碩夫	鹿児島大
専門委員	向坊 隆	東京大教授
"	雄川 一郎	東京大教授

図書館特別委員会

委員長	波多野 完治	お茶の水女子大
委員	実方正雄	小樽商大
"	林 竹二	宮城教育大
"	細谷 恒夫	山形大
"	加藤 六美	東京工大
"	藤野 清久	福井大
"	本城市次郎	大阪大
"	広橋 次郎	和歌山大
"	谷口 澄夫	岡山大
"	長谷川 万吉	徳島大
"	田中 定	佐賀大
専門委員	松田 智雄	東京大図書館長
"	日高 八郎	東京大教授

研究所特別委員会

委員長	本川 弘一	東北大
委員	堀内 寿郎	北海道大
"	和達 清夫	埼玉大
"	加藤 一郎	東京大
"	藤岡 由夫	山梨大
"	奥田 東	京都大
"	戸田 義郎	神戸大

委員	谷口 澄夫	岡山大
"	問田 直幹	九州大
専門委員	三宅 静雄	東京大教授
"	鈴木 弘	東京大教授
"	山田 勇	一橋大教授

医学教育に関する特別委員会

委員	柳川 昇	弘前大
"	本川 弘一	東北大
"	湊 颯	千葉大
"	太田 敬三	東京医歯大
"	長崎 明	新潟大
"	中川 善之助	金沢大
"	本城市次郎	大阪大
"	谷口 澄夫	岡山大
"	中塚 正行	長崎大
"	町野 碩夫	鹿児島大
専門委員	松本 胖	千葉大病院長
"	吉利 和	東京大教授
"	堀口 申作	東京医歯大病院長

入試期特別委員会

委員長	本川 弘一	東北大
委員	実方正雄	小樽商大
"	柳川 昇	弘前大
"	秋月 康夫	群馬大
"	和達 清夫	埼玉大
"	横田 利雄	東京商船大
"	長崎 明	新潟大
"	中川 善之助	金沢大
"	今西 錦司	岐阜大
"	城戸 久	名古屋工大
"	奥田 東	京都大
"	藤本 武助	京都工織大
"	稻荷山 資生	奈良教育大

委員	五嶋孝吉	奈良女子大
"	飯島宗一	広島大
"	熊谷三郎	愛媛大
"	前川忠夫	香川大
"	問田直幹	九州大
"	妻木徳一	九州工大
"	忽那将愛	熊本大
"	田中定	佐賀大

大学運営協議会 (○印小委員)

委員長	会長	
	○奥田東	京都大
委員	副会長	
	○本川弘一	東北大
	○和達清夫	埼玉大
"	第1常置委員長	
	○小塚新一郎	東京芸術大
"	第2常置委員長	
	秋月康夫	群馬大
"	第3常置委員長	
	○井上吉之	鳥取大
"	第4常置委員長	
	太田敬三	東京医歯大
"	第5常置委員長	
	町野碩夫	鹿児島大
"	第6常置委員長	
	○近藤頼已	東京農工大
"	第7常置委員長	
	鎌田正宣	東京学芸大
"	北海道・東北地区	
	細谷恒夫	山形大
"	関東・甲信越地区	
	加藤一郎	東京大
"	関東・甲信越地区	
	池田雄一郎	信州大

委員	中部地区	
	小野勝次	静岡大
"	近畿地区	
	五嶋孝吉	奈良女子大
"	中国・四国地区	
	谷口澄夫	岡山大
"	九州地区	
	藤吉利男	福岡教育大
臨時委員	○団藤重光	東京大教授
"	○武田隆夫	東京大教授
"	○田上穰治	一橋大教授
"	○田畑茂二郎	京都大教授
専門委員	○伊藤正巳	東京大教授
"	○市原昌三郎	一橋大教授

特別会計制度協議会 (○印小委員)

文部省側委員		
	文部事務次官(議長代理)	天城勲
	○大学学術局長	村山松雄
	○管理局長	岩間英太郎
	官房長	安嶋弥
	○官房会計課長	安養寺重夫
国立大学協会側委員		
	京都大学長(議長)	奥田東
	○東京農工大学長	近藤頼已
	○埼玉大学長	和達清夫
	○東京大学長	加藤一郎
	佐賀大学長	田中定
専門委員		
	庶務課長	須田八郎
	大学課長	吉田寿雄
	参事官	西崎清久
	会計課副長	齐藤尚夫
	東京大学事務局長	藤吉日出男
	千葉大学事務局長	海野正次

窓

雑 感

「大学運営について核心にふれたとおもわれるエピソード」を書けとの依頼を受けた。この種の「エピソード」は立場や考えの相違で解釈もまちまちである。しかし経験した2~3の事例を挙げ義務を果たすことにする。

首題についての御高見は既に立派な文章やテレビ・ラジオの討論会座談会で周知の通りである。ただ残念ながら実行されないだけである。

事例1 A大学の一部が学生に占拠された。大学は、この事件に対処するため早速「対策本部」を設け、これに対応する各種の施策および指令の一元化を図った。以来解除の日までの40余日、毎日のように審議が行なわれ、論議が尽くされた。斯くして某日の早暁を期し、教官、事務職員および学生有志により「自主排除」が決行された。当日はどんよりとした冷えきった寒空で緊張した空気が大学のキャンパス一杯に溢れているようであった。特に実力行使に入る頃から粉雪もちらつき初め、解除に向かった教職員の中からおもわず「義士の打ち入りのようだね」と囁かれるほどであった。

「無益な抵抗を止めよ速やかに占拠を解除せよ」の呼びかけも凍りついた空気にただこだまするのみで、その悲痛な情景は良識の府、理性の府の出来事とは思われなかった。

幾時間かの激闘そして解除それは小さな戦争であった。しかし目的は達成され、その後は比較的静穏におさまっていると聞いている。

後日占拠学生が或る教官に占拠中に受けた最もショッキングなこととして1.教官がよく纏まって突き入る隙がなかったこと、2.教官と事務職員とが強力で団結していたことを挙げている。1.については学内の混乱は先ず教官の不一致からで当然であろう。2.については教官と事務職員とは水と油で「到底同一行動はあり得ない」という先入感が学生間にあるらしい。もっとも解除までの過程には深刻な問題として、このようなきざしはあった。しかし占拠校舎の窓から教官と事務職員が一同となって排除に向かってくる姿は彼等には強烈に映じたらしい。

事例2 B大学に「不法集会」に係る学生の「処分問題」で1年間にわたり論議された事があった。しかし甲論乙駁、終に統一見解は出なかった。特に印象的であった事はB教官から「憲法に保証されている集会の自由を学則により禁止する事自体がいけないことで、学生の集会は自由でありその為に学生が処分されることは余りに可愛そうだ。」という強い意見があった。

後日自治会の委員が或る相談に来たことがあった。その時、「その事は学生に理解ある教官に相談した方がより適切な方法ではないか。」と回答してやったところ、その学生は何と答えたであろう。自分はこの雑感に書きとめるにしのびない返答がはね返ってきた事だけをお伝えしよう。

自分は大学運営を考える時、案外にこの些細なところに本質があるのではないかと、常に身近なところに真実がころがっているのではないかと今でも反省している。

(東京商船大学事務局長 佐原忠太)

E そ の 他

1. 学長・委員等の異動について

会報第44号報告以降、学長・役員等の異動は次の通りである。

(1) 学長の交替

大学名	旧	新
秋田大学	伊藤 泰一	藤島 主殿 (事務取扱)
宮城教育大学	金倉 円照	林 竹二
宇都宮大学	西山 太平 (事務取扱)	奥野 俊 (事務取扱)
千葉大学	湊 顕 (事務取扱)	香月 秀雄 (事務取扱)
一橋大学	増田 四郎	村松 祐次 (事務取扱)
富山大学	竹内豊三郎 (事務取扱)	後藤 秀弘
名古屋大学	芦田 淳 (事務取扱)	芦田 淳
大阪大学	山本 巖 (事務取扱)	本城市次郎 (事務取扱)
大阪外国語大学	金子 二郎	牧 祥三 (事務取扱)
岡山大学	谷口 澄夫 (事務取扱)	谷口 澄夫

(2) 委員の交替委嘱

- 1) 国立学校特別会計制度協議会委員の交替
第6常置委員会委員長
(旧) 斯波東京工業大学長
(新) 近藤東京農工大学長
会長が指名した学長
(旧) 増田一橋大学長

- (新) 加藤東京大学長
- 2) 第1常置委員会専門委員の委嘱
柿内 賢信(東京)
成川 武夫(東京芸術)

2. 罹災大学に対する災害見舞について

昭和44年7月13日午前0時15分頃、福島大学教育学部校舎写真部室より出火、木造2階建校舎1棟28教室を半焼の趣につき見舞の電報を送った。

3. 寄贈図書

学位論文(内容要旨および審査の結果の要旨)第9集 徳島大医学部
昭和44年版「大学案内」
昭和44年版「会社案内」
昭和44年版学科別(大学、短大、高専)一覧 }
学徒援護会
大学の管理運営に関する諸提案

文部省官房企画室
Universitas Vol. 11, No. 2
中央教育審議会答申について
大学の運営に関する臨時措置法案について }
(検討資料3)

九州大

わが国の高等教育の問題状況—「学長の意見」
国立教育研究所

大学入学試験に関する研究（V）紀要65集
同上

東大経済学部教授会改革委員会東京大
学改革のための連続シンポジウム
No. 12, 14, 15, 18

日本育英会年報（42年度） 日本育英会

広島大学大学問題検討委員会準備委員会答
申（44年5月）
大学改革試案（第二次）—教養課程のあり
方を中心として—

広島大

大阪大学改革準備調査委員会報告
大学改革の基本方針（その1） 大阪大

学生相談所・年報（昭和43年度） 愛媛大
新入生を知ろう '68

Firo-B による測定と学生助育に関する報
告（その三）

東京農工大
今後における学校教育の総合的な拡充整備
のための基本的施策について（中間報告）

第11部附属説明図表 文部省

大学における学術研究体制の整備につ
いての基本的考え方（中間報告）学

術審議会学術研究体制特別委員会 文部省

大学問題資料集 文教協会

高次福祉社会のための高等教育制度

経済同友会

窓

大学の施設計画について

ガタンガタンという杭打ちのひびき、ゴトゴトと動き回るトラックやブルドーザーの音、何処の大学でも校地統合や長年の老朽校舎から時代に即した新校舎の建設、或いは校内の環境整備と面目を一新した学園造成が行なわれている現状である。

戦時中から戦後にかけて種々な学部や学科その他の施設が社会的な要請とはいいいながら継ぎはぎの様な状態で設置され、学園の中が何だか無理矢理に押し込められたような状態から脱皮して、学園らしい雰囲気整備されて行くことは喜ばしいことと思う。一部の学生達からは資本に奉仕する産学協同路線などと曲った目で見られているが、大部分の教職員、学生達には学問の探究や学生生活の向上に希望をもって迎えられていることと思う。

このことに関して先に文部省では学園の整備は10年、20年の将来を考えた長期計画の立案を大学に求め、それに基づく年次計画による整備が行なわれて来た。然し、最近のような社会情勢の急激な変化、学術の急速な進歩、新しい分野の開拓、特に最近の所謂境界領域の問題等から将来の大学の在り方、或いはビジョンといったものとの間に生じたギャップを施設の面で如何に調和させるかは、大学特に施設計画に従事する者にとって苦慮する処である。

なお、大学の施設計画を担当する者として感ずることは、大学の将来計画が大学の構成員に十分理解され、周知されていることが肝要であると思う。特に最近では学生参加の問題がとり上げられているときであり、大学の広報活動が論ぜられている現状から、少なくとも職員は勿論、学生に対しても理解と希望をもたせるためにも、進行中の計画についてじゅうぶん知って貰うのがよいと思う。従前、私達大学の職員でも工事が行なわれていても、それは何の施設であるかについて一部の者を除いて知らされていなかった。特に、工事を施工する際は工事用車の運行、工事関係者の出入があり、また、騒音や通行等の支障が生じ易く、職員や学生に不便を忍んで貰うためにも、じゅうぶん周知させて理解を深めて貰う意味においても、積極的な広報活動は欠かせないと思う。民間業者が公共の施設の工事施行に当たっては工事期間等を明示して市民の協力を求める掲示等を出しているのをよく見かけるが、大学においても考えるべきことではないだろうか。

（京都工芸繊維大学事務局長 中山輝雄）